

農林水産委員会議録 第二十六号

衆議院

農

林

水

産

委

員

会

議

録

第

二

十

六

号

昭和五十二年五月十七日(火曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長

金子 岩三君
理事 今井 勇君

理事 菅波 茂君

理事 竹内 雄君

理事 美濃 政市君

理事 濑野栄次郎君

阿部 文男君

加藤 紘一君

佐藤 隆君

中野 四郎君

福島 譲二君

森 清君

岡田 和春君

島田 琢郎君

野坂 浩賛君

武田 一夫君

吉浦 忠治君

津川 武一君

平泉 向山

森田 柴田

新盛 辰雄君

馬場 昇君

野村 光雄君

菊池 福治郎君

神田 厚君

森 鈴二君

健治君

向山 一人君

涉君

同日

小川 国彦君

同日

だ、考えてみますと経営移譲年金の支給が始まりましたのが昨年、まだ一年でございます。これからどういうふうにこの年金制度が展開されていくか、またしていくかということにつきまして、この制度につきまして具体的にその効果というのを判断いたすというのはやや早いのではないか、どうか。簡単に申しますと、総についたばかりでございます。いずれにいたしまして、も経営の近代化なり規模拡大という政策目的といふものにつきましては、この年金制度も含めまして農林省として積極的に取り組むべき問題ではないかろうかというふうに考えておる次第でございます。

○福島委員 経営規模拡大の問題につきましては、今後の農政の課題としてさわめて大きな問題であり、この農業基金制度だけでなく、ほかのありとあらゆる施策を通じてこの問題については取り組んでいきたいという御答弁でございます。後ほど時間がありますればさらに突っ込んだ御質問を申し上げたいと思いますが、とりあえずこの基金制度の中身に入つてみたいと思います。

農業者年金の加入者の数は、昨年五月の当委員会におきます岡安構造改善局長の御答弁によりますと、ピークは昭和五十二年で百六十五万人を予定しております。この当初の加入見込みの通り方にも問題があるうかと思いますけれども、すでに五十二年は到来したわけでござりますけれども、現実には本年三月現在で百十三万二千人になります。この当初の加入見込みのところに問題があるうかと思いますが、この辺、当初加入率が現在七〇%弱、いかにも少ないような感じがいたしました。特に任意加入が非常に低率であります。また財政計算上、加入者のうち約四〇%見込まれておりますが、そういう状態を考えますと、現状のこの百十三万人の水準から大きく増加近づけになつていかれるか、そしてさらに今後年々加入者の自然減が約五万人程度はあるようになります。また財政計算上、加入者のうち約四〇%

が経営移譲を行ふと、ということを前提としてこの年金基金の財政計算がなされておりますが、この四〇%のうち実数に対応する数字として、六十歳までに経営移譲するものが二五%，六十歳から六十歳までの間に経営移譲するものが一五%，そういうことで四〇%程度が経営移譲に回るのではないかろうかというお見込みのようでございますが、最近の傾向を見ますと、どうもこの経営移譲のウェートがより高くなる可能性があるのではないかなども、いうような感じがいたします。しかもその状態を見ますと、もちろんこれは制度の目的からして大変望ましいことであるわけでありますけれども、六十になればもう早々に年金受給ができるような形で比較的早目に経営移譲が行われる、こういうような傾向が実績として見受けられるようになります。私は、制度の趣旨からして大変望ましいことはあるけれども、一体これが財政計算上はどういうことになるのか、将来に多少の不安があるのではないかなどというような気がいたします。そういう意味で、全体としての加入者の減少はある経営移譲に関係する分野が増大している、しかもそれがかなり前向きに傾斜しておる、こういう状態から見て、現在の財政状態に対する再計算を早急に行って制度全体をもう一遍見直してみる必要があるのではないかというような感じを持つものであります。これに対する御見解を承っておきたいと思います。

建議がなされておるわけありますが、そういう建議のあることを踏まえた上で安倍農林大臣はかなり前向きに修正積立方式も検討すべき課題と御答弁になっておられるわけがありますが、先ほど申し上げましたようなこの基金の将来の財政構造というものを展望して、現在農林省としてどういうふうにお考えになっておられるか、この点もあわせて伺いたいと思います。

○森(整)政府委員 先生御指摘のよう農業者年金の加入者数につきましては、制度改正、一応加入目標と申しますが、百六十五万人ということで考えておるわけでございます。これに対しまして現実の加入者数がいま先生言われましたように二年、ことしの三月末現在で百十三万人というところでござります。この数字自身が五十一年一年間で三万人減つておるという問題がござります。このことは、先ほど御指摘のように新規加入者が四万人ありましたけれども、脱退したり国民年金の資格を喪失するというような者が七万人あつた、特に六十歳に達した者が五万人いたということでお、三万人の減少になつておるわけでございます。

このようにこの農業者年金の全体の仕組み的に確かにそういう問題がございますが、いずれにせよ百六十五万人の目標に対して非常に加入が少ないということは御指摘のとおりでございます。そこであとそれではどういうふうにするかということでございますが、御承知のように農業者年齢保障調査という行なわれておりますと、これに基づいて推計をいたした数字では、五十一年の十二月末現在で有資格者が二百万人程度であろうといふことでござりますから、百十三万人を引きますと、約九十万人の未加入者がいる、資格があつて入っていない者がいるということでおございます。片方、これにつきまして未加入の理由を尋ねたものによりますと、制度の内容を知らない者その他を含めますと、約半分が制度を理解していないから入ってないと思われる者があるわけでござります。全体の先ほどの保険財政の問題から考えましても、やはりあらゆる努力をしてこの入つていな

い者を加入させる。またそういうことを現実にいろいろ努力をしてまいりました、今後も努力をしたい。特に特定後継者の保険料を安くしまして加入を促進するという昨年の制度の改正もございましたし、またさらには今後のいろいろ婦人問題等も含めまして加入者をさらに拡大をしていくという努力を今後続けるということが必要ではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

もう一つ、今度払う方の経営移譲年金の支給につきましても、御指摘のように若干当初見込みを上回る傾向がこの一年で出ておるようでございますが、これは六十五歳までで果たしてどういうふうになるのかということは、この点につきましてはまだ軽々に判断を、またそれがどういう影響を与えるかということにつきましては、いま即断をすることはちょっと困難ではなかろうかというふうに思つておるわけでございます。したがいまして、要するに加入を何とかして促進をしていく。ともかく理解をしていただき。その適確な方法といふのをいろいろ詰めまして、今年特にいろいろ経過期間が切れる時期でございますから段階の努力をしていきたいというのがまず第一でございます。

あと全体的にいま御指摘のようにして農業者年金の財政方式といいますか、そういうものにつきましていろいろ問題――問題といいますか、考え方につきまして御指摘がございました。確かに高齢者の割合が高い。また将来もこの被保険者数が全体の年齢構成からいいますと、農民全体の年齢構成からいいましても減少していくのではないかということを考えますと、まさに非常にむずかしい問題でございます。しかしそれだからこそ完全積立主義ということを採用し、またそれを堅持してまいりたいということでおる今まで努力をしておるわけでございます。そのためのいろんな国庫負担といふことが行われておるわけでございますが、昨年の大臣の御答弁といふのは、これは私ども将来にわたる一つの考え方を述べられた、一つのといたしますか、そういうこともあるだろうという意

でございまして、当面われわれといだしましてはあくまでも加入をふやすということがこの財政問題に対する一つ大きな答えではないかといふふうに思つておるわけでございます。そういうことを通じましてともかく努力をしてみたいということでございます。

そのあととの問題につきましては、昨年の附帯決議でも盛られております制度改革につきましてのいろいろな検討問題が、基本的な問題が残つております。それでござります。そういう問題を詰めながら、財政問題もあわせて全体のあり方との関連で検討をしていくということではなかろうか。くどいようですが、私ども、一応今までの完全積立主義といいますか、その方針は当面堅持してまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○長谷川国務大臣 先ほど安倍農林大臣がお答え申し上げたことについては、私たちは決して後退しないでござります。ただ、現状の問題につきましては、

ておるつもりでございまして、今後さらにつきましては、いろいろの、いま局長がお答えいたしましたような順序を経てなるべくそれに沿うような方向づけをしてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○福島委員 前農林大臣の御答弁、これからも十分に検討していくというお答えでございますが、もう一点それに関連いたしまして、やはり前安倍

農林大臣が昨年の五月十二日の当委員会におきまして老齢年金につきましてその改善にかなり積極的な御答弁をしておいであります。この老齢年金については、制度の上からいきまして経営移譲年金に重点が置かれておる、そういう意味で老齢年金が必ずしも十分な対応がなされないのもまたもつともな点がもちろんあるわけであります。いかにも掛金に比べて低過ぎるんではなかろうかという感じを持つておるわけでありますが、この点につきまして農林大臣、「この次の改正の段階までには十分検討いたしまして善処したい」という決意を持っております。」というように、速記録によ

という御答弁がなされております。まさに「この次の改正の段階」が来たわけですが、いま御提案の今回の改正法の中には、老齢年金の改善については具体策が盛られておらないようでございます。私は、この老齢年金が五十六年から支給されるから、それまでに解決すればいいではないかというような農林省のお考え方とも思いますけれども、先ほど申し上げました加入の状態が非常に低いという一つの原因も、やはりこの辺にも一つ因があるよう気がいたします。この点についてどのようにお考えか伺つておきたいと思います。

○長谷川国務大臣 今秋の研究会でその点については十分検討を加えようじゃないかということになつておりますので、本年は間に合いませんけれども、大体その研究会の結論を見て何とか方向づけをしようじゃないかというような考え方でございまして、制度の趣旨に沿つて定めた原点においてはこれまで変更を加えることは適当でないというような考え方もありますけれども、しかしながら秋の意見を聞いて、その結論を得た上でこれを考慮しようじゃないか、こういうことになつておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

○福島委員 農林大臣のお話のようにぜひとも早急にかつ前向きに善処されることを期待するものでございます。

次に、一時金、遺族年金に関連して簡単に御質問申し上げたいと思ひますけれども、長年保険料を支払つてやつと年金をもらうようになつた途端に不幸にして亡くなられたというような場合に、一時金も遺族年金も支給されないことはもう御承知のことおりであります。この点は国民年金との関連で制度上大変むずかしい問題かとは思いますが、職員の方々からすると、せつかく勧説して保険料を払つていただいて、そうして結局何も実らずに亡くなってしまった、本当に大変お氣の毒だという感情はやはり何人から見てももつともである

なるに、どうやら思しからいたしませんが、大変むづかしい問題とは思いますが、何とか遺族年金というようない形において配偶者の方が受給権を引き継ぎできるようにさらに御検討をいただきたいと思います。

なお、一時金の問題でありますけれども、これはこの制度の本流でないということで恐らく冷遇しておられることがと思うわけであります。昨年の改正においても、また今回の改正におきましても、一時金の額は据え置かれております。四十九年の改正の際には、一時金も年金と同様に多少の増額がなされたわけであります。昨年に引き続きまして今回も据え置かれておりますが、保険料も段階的にいながらかなりの率で増額されておる現状でございますので、この辺も時期を見て改正すべきではないかというような感じがいたします。どのようにお考えか伺つておきたいと思います。

○森整(政府委員) 御指摘の遺族年金、一時金の問題でございますが、先に遺族年金の問題につきましては、制度改正の際にも、前回の研究会でお問題が残されておる問題と申しますのは、国民年金との関連、調整をどうするかということであるとか、この年金制度でいわゆる経営移譲効果との関連をどういうふうに考えるかというような問題が残されておるということでございまして、この点については附帯決議もございます。基本的な事項としてさらに検討をするという考え方でおるわけでございます。

一時金の問題につきましては、御指摘のとおり、五十一年の制度改正におきましても、一時金の額を据え置いたわけでございますが、これは年金財政の全体と絡む問題でございますし、先ほどのような、御指摘の遺族年金等の問題もござりますので、年金制度全般の問題として考えてまいりたいということでございます。一時金の改定問題についても、今後十分検討をしてまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

先ほどの大臣の御答弁に関連して申し上げます

かしていろいろな附帯文書をちりばめたりしておられました。その中で、今回提案いたしました措置が一つとしてとられておるわけですが、また、前回の改正についての施行についても措置されたものもございます。残された問題というのは、やはり、基本的な問題につきまして、これは制度全般にかかる問題だから、しばらく慎重な検討の期間を置いてほしいということをございます。早く、この問題に積極的に取り組む研究会というのを早急に開いて、いろいろ御討議を賜るし、また農業団体なりそれの関係者からの御意見も十分ちょうだいをいたしまして、今後の大きな検討課題というふうに考えて、検討課題を今後大いに詰めてまいるという姿勢でまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○福島委員 そろそろ時間がなくなりまして、まだ伺いたいことがたくさんあるわけであります。が、若干の問題を残された時間伺いたいと思います。

後継者問題に関して私は、現在農業高校の卒業生の就農率が非常に低いということ、これは教育の効率性からいつでも大変不経済であり、もつたいないなというような感じがするわけであります。この問題そのものについては、またいずれ別の機会に詳しく掘り下げて議論をしてみたいと思うわけであります。私は、年金制度でも、何かその辺多少の工夫があつてもいいのではないかろうか、またその余地があるのではないかろうかという感じがいたします。

昨年特定後継者の改正がなされました。特定後継者の問題は、いわゆる学割りという形で言われておりますが、私は、三十五歳まで続く学割りといふのは少し長過ぎるので、そういう意味からすると、本来の学割り制度というのも、何か、農業高校の卒業生が直ちに就農するような場合に、格段の配慮を、これはもうごく短い期間でもいいとかと思いますけれども、就農直後の任意加入の保険金について格別の学割り制度を設けるとか、そ

ういうこともひとつ御検討をいただければと思う
わけであります。

もう一つ、後継者の問題に関連して、後継者の要件として、経営移譲の時点までに引き続き三年間その直前二年で成長率が二割以上あることなどを

時間の直前にわざと怠慢しておるとか、そういうことが多
件になつておりますが、最近の農家の状態を見ま
すと、できるだけ都会に出るなり、あるいは農村
においても農協や役場に勤めて、なるべくそういう
う時期から、經營移譲年金をもらうのが經營移譲
の時点以前三年間という就農の時間を少しでも短
くしてほしいというような期待もあるようであ
ります。私は、この三年間の制限は、これはもう法
律事項でなくて省令事項でもあるわけであります
が、この点もあわせて今後の検討課題としてひと
つお考えおきいただきたいと思います。

時間がかかるので、和むいて申し上げた
二点につきましては、私の要望事項として、いま
格別の御答弁を御要求申し上げませんが、この制度
全体を通じて私は、当初申し上げましたよう

に、経営規模の拡大という要請、この要請を踏まえて、いろいろな面でまだ改善すべき点があるのではないかと思います。特にこの基金問題が議論されておる際に、しばしば国民年金との相対度上の関連において困難であるというような意味での御答弁があるわけありますけれども、農業年金だけでなく、農業問題一般について、もう少し何か積極的な特別の考え方に基づいた取り扱いをやつしていく必要があるのじゃなかろうか。とにかく從来、農業を経済的なベースでしかとらえられない、経済的なベースで工業や商業と同じような感覚で農業が見られていることに問題があるようになります。私は、これから農林省がひとつ大きな発想の転換をもつて、そしていま後継者に手がない、あるいは花嫁の来手もない、こういう状態を少しでも改善するために、この農業者年金基金法はもちろんでありますけれども、その他の農業政策を今後の農村の改善のために、新しい発想のもとに飛躍的な展開をなされますことを心からお願いを申し上げまして、時間でもござりべての農業政策を今後の農村の改善のために、

さいますので、いずれまた別の機会に経営規模拡大の問題等につきましてさらに御質問を申し上げることとして、本日の御質問を終わらしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○山崎(平)委員長代理 森清君。
○森清(委員) 私は、昭和四十年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定について、去津等の一報と文三(ひまご)三(み)の

この農林漁業団体職員共済につきましては、他
より間違つた法律等の一部を改正する法律案につい
て、御当局の見解を承りたいと思う次第でござい
ます。

の一般の公務員と実質的に同じような働きをしている、地域における実態も同様であり、その職員について公務員と同じような共済制度を設け、安

心して食べる。そうしてまた老後の生活の保障をする、非常にいい制度ができ上がった。私は、この制度についてますます充実強化を図っていただきたい、このように考える次第でござります。

そこで、今回の改正案について二、三の点を御質問申し上げますが、まず年金の改定の実施時期でございますが、当初六月から改定するという予

定でございまして、そのような予算にもなつておったわけでございますが、いわゆる三千億円の減税上積みの問題と関連いたしまして予算が修正をされ、そして各年金を通じて五十二年度は四月末

施ということになったものでございます。この措置はまことに妥当なものである、このように考え方次第でございます。

そこでお伺いいたしますが、このように四月から実施するという措置は、本年度の減税との関連で四月からになつたものである、この経過はそのとおりでございますが、やはり手金の内容を考え

ましても、四月実施が妥当なものであると私は考
える次第でございますが、来年度以降についても
四月実施の方針で進まれるのか、あるいはまた別
の考えがあるのか、その点をお伺いしたいと思
います。

○長谷川國務大臣 六月を四月にいたしまして、

したがって明年度はと、いうお話をございますが、来年度の改善の時期についてはまだ検討する段階ではございませんけれども、農林省としては、今回の措置を十分踏まえましてこれに対処してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○森(清)委員 もちろん年金制度全般を通しての問題でございますので、この農林漁業団体職員の年金だけで解決できる問題ではありませんが、この共済を所管せられております大臣として、年金制度全般の中においても十分配意をしていただきたいと考える次第でございます。

次に、最低保障額の引き上げについてでございますが、最低保障額については年々改善を見ておられます。低額年金者の実情を考慮すれば、私はさらにこの額を引き上げていく、改善を図る必要があると思いますが、この点について農林省の御見解を伺いたいと思います。

なおまた、この最低保障額の引き上げに関連をいたすのでありますが、今回遺族年金の最低保障額をさらに八月から引き上げるということになります。低額年金者の方でありますので、その理由についてもお伺いしたいと思います。

○今村(宣)政府委員 お尋ねの退職年金等の絶対最低保障額につきましては、今回各共済制度との取り扱いということで増額をすることにいたしております。たとえば退職年金者で六十五歳以上の方は現行五十五万円でございますが、これを五十八万九千円ということに約七・一%引き上げることにいたしております。最低保障額の引き上げにつきましては、従来からいろいろと努力をしておるわけですが、これが実現しないと努力をいたしませんが、他の共済制度との均衡を考慮しながら、今後さらに私どもとしては十分検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、お尋ねの遺族年金の絶対最低保障額を八月から引き上げる理由でございますが、御存じの

とおり、絶対最低保障額の引き上げにつきましては、遺族年金も含めて、本年四月から約七%の引き上げを行つておるわけでございますが、遺族年金につきましては昨年の寡婦加算に加えまして、六十歳以上の者または六十歳未満であつても遺族

である子供がいる妻につきましては、本年八月からさらにその条件に応じて引き上げを行うことにいたしております。

その理由は、遺族年金受給者のうちで、その生 活実態等から見まして、年金の必要性が特に高いものと考えられる遺族に重点を置きまして、かつ低額年金で手厚い保護をいたすこと、そういう意味からい

おまけに三月も併算をいたしまして、おまけに意匠から行つたところのものでござります。

であると思います。私は、遺族年金一般の問題について、これはもちろん各年金一般を通ずることでございますが、このような見解を持っておるだけでござります。それについて担当局の考え方ぢりでござります。

お聞かせを願いたいと思うのでござります。
一般に、雇用されておる人間が働いて給料を取
るということは、本人がもちろん働いておるわけ

でございますが、通常の形態で言えば、奥さんと夫婦一体になって働いておる、現実に勤めているのは、だんなさんが職場で働いておるのであります。運営費は今まで貯めておる、二つもござ

れによつて夫婦が老後の生活ができる、このよくな仕組みになつておるのでござります。ところが、年金受給者である御主人が亡くなつた場合、遺言書に記載してある年金の支給方法によっては、夫婦の年金が止まることになります。

は、過歴年金として通常現在五割が支給されるわけであります。この五割の額については、二人の半分だから五割というふうな考え方もあるかと思ひますし、そのほか歴史的、沿革的にこのようになつておるのではないかと思うのであります。

しかし、生活の実態を見ますと、職場は一人で勤めたが、その実態は夫婦二人で働いたのだ、二人

で得た所得である、このようにも考へられることでありますし、また老後の生活の実態を見ましても、夫婦の一人が死んだから生活費が半分になるわけのものでもございません。そういうことを考へるとともに、私は、いま一般的に、国民の半数以上は婦人でございますが、婦人対策、婦人対策ということで、非常に婦人の権利というふうなものを抽象的にというか、何か紙の上だけのことでは主張する向きもありますが、大多数の婦人はといふものは、そういう紙に書いたような婦人の権利の主張ということではなくして、実質的に自分たちの生活が安定し、そして子女の教育がうまくいくというふうな平穡な家庭を望み、そしてまたそれに一生懸命になつてゐるのであります。ところが、その間に、働き手である自分が亡くなるという異常な事態に遭遇したときに家庭の生活が破壊されるあるいは今までの生活設計が非常に狂つてくる、こういうことがいま現在、国民全体が大体安定期したい生活をしている中で、特別大きい問題ではないか、このように考へる次第でございます。

そういうことから関連いたしまして、私はこの遺族年金、これは大変むずかしい問題であります。単に共済組合だけではなくして厚生年金あるいは軍人の遺族恩給等にも波及する問題であり、国の財政問題としても大変大きな問題であらうかと思いますが、そのような観点に立つて現在の五割という原則、もちろんいろいろな加算制度がありますが、五割という原則を私は七割にすべきではないか。そして、その負担についても国の財政あるいは在職時の掛金の負担によってでも七割の給付を実現すべきではないか、こういう考え方を持つておるわけでございますが、これについて大臣なり当局の御見解なり、所見でもよろしくうござりますが、お伺いさせていただきたいと思います。

○長谷川國務大臣 御指摘の点は、大体実質の保険額は六〇%くらいにはなつておるのでござります。しかしながら、お話をございましたように、とにかく御主人が亡くなつたその後の問題等

なかなか大変な問題、複雑な問題があるだらうと思ひます。そういうような点も十分にわれわれは考えていかなければならぬということは御指摘のとおりでございまして、そういう点につきましては、今後とも共済制度の共通した問題が他にもございますので、それらの各局とも十分な連絡をとりながらわれわれが思つておる方向づけをしていかなければならぬ、こういうふうに考えております。来年、すぐいまやりますということは申し上げられませんけれども、おっしゃるような気持ちを持つてまさにそれに当たらなければならぬというふうに考えておる次第でござります。

○森(清)委員 次に、農林年金に対する国庫補助の問題でございますが、他の制度、特に厚生年金に比べますと、補助率は低位にござります。この国庫補助についての考え方にはいろいろな観点があるうかと存じますが、やはり同じ年金制度であり、現在でこそ農林年金財政、多少私は安定していると考えておりますが、将来のことも考えまして厚生年金と同じように財政の確立、組合員の負担の軽減の見地からこれは厚生年金と同じような率に引き上げるべきではないか、このように考えておりますし、伺いますと、この委員会でもそのような附帯決議がなされておるやに聞いておりましたが、そういう観点から今後とも努力をしていただきたいと思いますが、この点について、本年度はどのような考え方で一八%ですか、そういうことになつたのかあるいは今後どのようにされるおつもりか、それを伺わせていただきたいと思います。

○長谷川国務大臣 お説の点につきましては、私いろいろな関連を持っておるものですから、本年はどうなんぐあいだらうというような点について、農林省としてはかなりこの点については折衝

をいたしたうございまして、私もこの点についてのお話は申し上げたつもりでございます。しかしながら、なかなかその結論を得ることはできなかつたけれども、これに対しましては、今後さらに農林年金のみの国庫補助等を引き上げるということはこの均衡を破ることだというような話をあります。しかし、そういうような観点から本年度はその実現を見なかつたわけございますけれども、この改善につきましては農林省としてはさらに努力をしていかなければならぬ、こういうような心構えで進んでおるということを申し上げて御答弁にいたしたいと存じます。

○今村(宮)政府委員 財源調整費につきましては、補助金の伸びを申し上げますと、前年度予算額は六億五千六百万円でございましたが、本年度の予算額は八億一千三百万円ということで伸び率は二四%に相なつておりますが、お話しの給付費に対する比率から言いますと一・七七%ということで比率そのものは変わつておりません。私たちとしましては、国庫補助率の引き上げとあわせましては二四%に相なつておりますが、お話しの給付費政当局にこれを強く要望をいたしてまいつておるわけでございますが、先ほど大臣からお話がございましたように、やはり各年金制度の給付内容に応じまして全体的な均衡をとる。たとえば厚生年金でございますと、年金支給開始年齢が六十歳でございますが、私の方としましては五十五歳であるとか、あるいは年金額算定の基礎給与が厚生年金でありますと全加入期間の平均でありますが、片一方は一八%であるというふうなこともござりますので、ここを農林年金だけで打ち破つていくこと違います。というふうなこととも考え合わせまして、補助率というのが片一方が二〇%であり、私は退職時の前一カ年ということでこれは相違います。というふうなこととも考え合わせますと、年金支給開始年齢が六十歳でございますが、私の方としましては五十五歳であるとか、あるいは年金額算定の基礎給与が厚生年金でありますと全加入期間の平均でありますが、片一方は一八%であるというふうなこともござりますので、ここを農林年金だけで打ち破つていくことはなかなか困難な問題を抱えておるわうな心構えで今後ともその改善に努力をしてまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○森(清)委員 次に、四十九年の法律改正によりまして通算退職年金方式が導入されました結果、農林年金について旧来の共済方式とこの通算退職年金方式のいずれか高い方で年金額が算定されるということになりました。その後の実態を見ると、相当な改善効果をもたらしていると思われるところでございます。そこで、本年の通算退職年金の方式による改定については政令で実施されるということになつておりますて、六月から実施されるのではないかというふうに伺っておりますが、その内容についてお伺いをしたいと思います。

○今村(宣)政府委員 政令で定めます年金額の自動的な改定措置でございますが、通算退職年金方式の計算の基礎となります定額部分につきましては、厚生年金が改定措置を講じた場合には、同様の措置を農林年金においても政令で講ずることになつておるわけでございます。したがいまして、本年度の改定につきましても、厚生年金では五十一年度の消費者物価指数の上昇率、これが大体九・四%でございますが、その上昇率を勘案して本年六月から実施することを予定をいたしております。したがいまして、農林年金につきましても厚生年金と同様の措置を今年六月から政令で実施をすることいたしておりますところでございます。

○森(清)委員 次に、財政問題についてお伺いをしたいと思うのでございますが、共済年金制度の財政問題、これはわれわれ素人ではなかなかわからぬことでござります。したがいまして、専門家のの中に意見が相当違つておるのではないかと思うのですが、ござります。

そこで、前回の再計算期において計算をいたしましたと非常に掛金率が高くなるというふうなこと、これを避ける方式といたしまして他の公務員の共済年金に準じていわゆる修正方式をとりまして、現在の方式は平准保険料方式から修正積立方式に切りかえられているところであります。しかし年金制度の本質ということを考えますと、やはり原則は積み立てた年金の運用によって将来の安

定を図るというところにあるわけでありまして、この修正をすることによって毎年度の収入が減る、それが将来どのような影響を及ぼしてくるか、経済が大きく変動する時期でございますのでなかなかむずかしいことだと思います。このよ長い将来にわたることであり、また保険数理としてむずかしい問題でございますので、一概にこれまでいたらどうなるということはなかなか言いたくいかと思いますが、多少の危惧を持つておるわけであります。これは農林年金のみならず、ほかの公務員関係全体の共済年金についてそういうことが言えようかと思います。またそれとの組合の特殊性によつていろいろ事情も異なるところであろうと思いますが、この農林年金に限つてこいつ修正積立方式をとることによって将来の問題としてどのような見通しなりあるいは考え方を持つておるのか、財政問題として問題が起つてはしないか、こういうことについて見通しをお伺いしたいと思います。

○今村(宣)政府委員 お話しのとおり、平準保険料方式から修正保険料方式に切りかえまして、利益の一部を掛金率に反映させるというような措置を講じまして——実は平準保険料方式をとりますと千分の百三十三・五九くらいに掛け率が上がっていく。従来は千分の九十六でござりますから千分の百三十三まで上がるということになるとこれは容易なことではございませんので、したがいまして、国家公務員等で行っております修正積立方式によりまして大体千分の九十八にとどめたのが前回の料率改定の取り扱いでござります。したがいまして、次期の計算期といいますと五十六年改定になりますけれども、次期の再計算期まではこの掛け率で対応していくことになると考えております。農林年金の財政問題は国鉄その他と比べまして、比較的でござりますけれども、まだそれほど悪いとは言えませんけれども、しかし、御指摘のとおり今後の問題として考えますればなかなか問題をほらんでおるわけでございました。したがいまして、私たちとしましては農林年

金に対しまして常に検証を行いまして年金財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。しかし、経済が大きく変動する時期でござりますのでなかなかむずかしいことだと思います。このよ長い将来にわたることであり、また保険数理としてむずかしい問題でございますので、一概にこれまでいたらどうなるということはなかなか言いたくいかと思いますが、多少の危惧を持つておるわけであります。これは農林年金のみならず、ほかの公務員関係全体の共済年金についてそういうことが言えようかと思います。またそれとの組合の特殊性によつていろいろ事情も異なるところであろうと思いますが、この農林年金に限つてこいつ修正積立方式をとることによって将来の問題としてどのような見通しなりあるいは考え方を持つておるのか、財政問題として問題が起つてはしないか、こういうことについて見通しをお伺いしたいと思います。

○森(清)委員 お話しのとおり、平準保険

料方式から修正保険料方式に切りかえまして、利益の一部を掛け率に反映させるというような措

置を講じまして——実は平準保険料方式をとりま

すと千分の百三十三・五九くらいに掛け率が上

がります。それで、これが非常に長

い将来にわたって研究しなければならぬ問題だろ

うと思いますが、統合するとかあるのは基礎年金

金に対しまして常に検証を行いまして年金財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。し

たがいまして、今後の対処方針でござりますが、私は午前中は農業

適当な時期を見まして農林年金当局に対しまして

前回の再計算の時期に発足させましたような研究

会と同様な研究会を設置をしてもらいまして、具

体的な検討を行いますと同時に、適宜その意見の

模様を聴取しながら財政問題に適切な指導を行つ

ていただきたい、かように考えておる次第でございま

す。

○森(清)委員 では、最後になりますが、最近新

聞紙上等でも公務員の年金制度と一般の厚生年金

制度の格差問題というようなことがシャーナリス

ティックに取り上げられておるところでございま

す。そういう問題は技術的にもまだそれ検討

すべきこともあります。また比較の仕方にも問題があ

るうかと思うのでござります。ただ、これは非常

に抜本的な問題でございますが、一般の企業に勤

める方に厚生年金制度があり、国とか地方公共團

体の方、それからそれに準ずるような仕事をして

いる方に共済年金制度がある。それからまたさら

に、そのほかの方に一般的な国民年金制度があ

る。制度としてはそれ準備をしたというか、お考

えがございましたならばお教えを願いたい

いと思う次第でござります。

○長谷川國務大臣 その問題につきましては昭和

五十一年五月の十一日に厚生大臣みずからが私的

な諮問機関をつくりまして、どういうふうに進め

たらよろしいだろうかというような点について基

本的な方針にいま検討を加えておるようござ

ります。したがつて、われわれはこれに沿つた方

向に向かってまた進まなければなりませんけれど

も、現在公的年金制度は、各種の共済制度のほか

に船員保険とかというような面もござります。さ

らに厚生年金、国民年金等があり、これはそれぞ

れの沿革も全く違い、目的も制度の内容も皆若干

異なる点でござりますが、これはあなた

の御指摘のとおりでござります。したがつて、各

種の年金制度の将来を生かしながら均衡をとると

いうだけでも年金制度を統合する方向に持つてい

くのがいいのか、あるいは国民年金制度まで含め

将来ともとり統けていくことがいいのか、あるいは少なくとも被用者というか勤めている人間につ

いて確かにむずかしいことだと思いますが、これをそ

れぞれの分野に応じて特殊なそういう年金制度を

み立てをいままでしていることがありますからな

ど。また、それぞれ歴史的な沿革もあり、また積

立てをいままでしていることがありますからな

ど。それなりに一応意義のある制度になつております。

○森(整)政府委員 農業者年金の加入者数でござ

りますが、五十年が百十六万四千人、五十一年が

百十三万二千人でござります。それから支払いの

方でござりますが、經營移譲年金の受給者数は五

十二年の三月末、すなわち五十一年年度末で一万

六千二百十九人に相なつております。

○野坂委員 去年の五月十一日に当委員会におい

て、いま水産庁長官になっております岡安さんか

ら私の質問についてお答えがございました。農業

者年金のこれから推移の状況はどうか、こう言

って尋ねましたところが、大体昭和六十年ごろに

おきましたは、この農業者年金の加入者は百四十

五万人程度になります、しかしこれはピークでは

ございませんで、現在百十五万人でござりますけ

れども、さらに加入の増加をいたしまして、昭和

五十二年三月ごろにはピークで、大体百六十五万

人程度に持つていただきたい、こう考えております。

なぜいままで百六十五万人の予算を上げながらそ

れども、さらに入れるべきだか、こう言ってさらに

私がお尋ねをいたしますと、PRの不足でござ

いました、それから経営移譲年金がいまでは出さ

れなかつたけれども、ことしから給付するよう

なりますので、それによって加入者の増大は一気

に図れる、こう言って自信満々でお答えになりました

が、いまの森局長のお話によりますと、去年

よりも加入者の総数は減った。減少したというこ

とは何が原因なのか。農林省が怠慢であったの

か、加入者が全く魅力を失ったのか、一体どつち

ですか。

○山崎(平)委員長代理 野坂浩賢君。

されおるわけであります。私は午前中は農業

者年金にしばらくお尋ねをし、午後農林年金の問

題に入りたい、このように考えております。

お話をございましたが、まずお尋ねをいたした

いのは、今日の農業者年金の年度別の推移は農業

省から参考資料としていただいておりますが、五

十一年、五十二年の状況、それぞれ何名の加入者

があるか、まずお尋ねをしたい。

○森(整)政府委員 農業者年金の加入者数でござ

りますが、五十年が百十六万四千人、五十一年が

百十三万二千人でござります。それから支払いの

方でござりますが、經營移譲年金の受給者数は五

十二年の三月末、すなわち五十一年年度末で一万

六千二百十九人に相なつております。

○野坂委員 去年の五月十一日に当委員会におい

て、いま水産庁長官になっております岡安さんか

ら私の質問についてお答えがございました。農業

者年金のこれから推移の状況はどうか、こう言

って尋ねましたところが、大体昭和六十年ごろに

おきましたは、この農業者年金の加入者は百四十

五万人程度になります、しかしこれはピークでは

ございませんで、現在百十五万人でござりますけ

れども、さらに加入の増加をいたしまして、昭和

五十二年三月ごろにはピークで、大体百六十五万

人程度に持つていただきたい、こう考えております。

なぜいままで百六十五万人の予算を上げながらそ

れども、さらに入れるべきだか、こう言ってさらに

私がお尋ねをいたしますと、PRの不足でござ

いました、それから経営移譲年金がいまでは出さ

れなかつたけれども、ことしから給付するよう

なりますので、それによって加入者の増大は一気

に図れる、こう言って自信満々でお答えになりました

が、いまの森局長のお話によりますと、去年

よりも加入者の総数は減った。減少したというこ

とは何が原因なのか。農林省が怠慢であったの

か、加入者が全く魅力を失ったのか、一体どつち

ですか。

○森(整)政府委員 御指摘の問題でございますが、現実の加入者は五十二年三月末で百十三万人で五十一年の三月末に比べますと確かに三万人の減少になっております。この中身でございますが、五十一年度において脱退した者が約七万人でございます。それに対しまして新規に加入了者が約四万人で、その差が三万人ということに相なつておるわけでございます。

そこで、脱退した者の中身でございますが、これのほとんど、約五万人でございますが、六十歳に達したために当然脱退する。それから国民年金の資格を喪失した者、厚生年金等に移管するといふ者が約一万三千人ということに相なつておりますして、これが三万人減少の中身とわれわれは見ておるわけでございます。

○野坂委員 七万人が厚生年金や共済年金への移管や六十歳以上になつて移譲年金をもらう、加入者は四万人、したがつて差し引き三万人だと言われる。私が聞いておりますのは、そういう計数的な事務的な問題ではなくて、百六十五万人にするというのは加入者全体を言つておるわけですね。まだ五年ぐらいだからP.R.が足らなかつた、これからは一年間やりますよ、経営移譲も新しく給付しますよ、そういうことになれば有資格者は二百二十万人おるとあなた方はちゃんと四十七年の調査のときにおつしやつたのですから、それが半分しかいつてない。魅力ある農業者年金、農民にも恩給を、そういう発想で自信をもつて進めたこの農業者年金が余りにも衰れじやないです。だから一年間かかるて何をやつていいか。脱退したり加入者があるのはあたりまえでしょう。しかし百六十五万人になるように、ここで努力をします、約束をいたしますと言つたものが去年よりも少なくなつておるということは、努力を全くしなかつた。機械的に入つた者と出た者と計算をいたしました。このようになります、これでは政策年金の意味がないじやないですか。どういう努力をされたのですか。

○森(整)政府委員 確かに先生の御指摘の問題は

重要な問題でございます。したがいまして、私どもあらゆる機会を通じて、といいますのは農業者年金そのもの、あるいは県段階、農業団体、村の段階、それについていろいろPRなり加入促進といふことはやつておるわけでございます。特に

昨年の改正によりましてことしから特定後継者の割引制度を設けてその加入促進を図るということ、ただいま農業会議等でそのリストをつくつて、戸別訪問をしてでもともかくその趣旨の徹底を図つてまいるというようなことまで考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、先生御指摘のように約二百万人に對しまして百十三万人、いかにも少ない、私もそう思います。まあ私がそう思いますが、と言うのは大変あれでございますが、逆に申しますと九十万人残つておる、そのうちの約四十万人が後継者であろう、その残りの四十万人がいま大いに加入促進を図る未加入者になつておるわけでから、その九十万人というものを全部ひつくる

すから、五で割つて、一年間に五万人ずつ給付者になつておるわけですね。四十五歳から四十九歳十七万二千人おりますよ。四十五歳から四十九歳までは二十八万人おる。みんな五万人から六万人

ずつ給付者になつていくわけです、これから約十五年間。二十歳から二十四歳まで入つておる人たちは三千五百人です。五で割ると五百人です。

五百年で五万人分を養わなければならぬという結果になつてくる。そうすると、農業者年金の将来について私は非常に危惧するのです。この現状から見て、将来農業者年金のあり方というものが、二十年先には確實に問題になる。いまは給付が始まつたばかりなのに、すでにそういう問題が提起されなければならぬ。

もう一つ御指摘があらうかと思ひますが、実は五十二年というのがいろいろな経過措置の切れる時期になつておるわけでございます。ことしが一つの大勝負の時期であるというふうにわれわれ認識をしておるわけでございまして、ここで一挙に、

一挙にができるかどうかという大きな山場ではなかつこうになつてくると大変だが、それに対応する政策というものは政府はどのようにお考えになつておるか伺いたい。

○野坂委員 每年毎年、来年は来年はと言ふと鬼が笑ひますし、ぜひ森局長在任中にやつていただけでございます。さきの局長の御答弁というのはそういうことも含めて答弁をされたものというふうに私理解をいたしておる次第でございます。

○森(整)政府委員 每年、来年は来年はと言ふと鬼が笑ひますし、ぜひ森局長在任中にやつていただけでございます。さきの局長の御答弁というのは、そういう整理をしておいてもらわなければ困ります。約束をしておいていただきたいと思うのであります。

あなたの発想では戸別訪問でもやるということですが、私は、なかなかそろは簡単にいきません

よということ、これから魅力を失いつつある農業者年金、こういう点をあなたに篇とわかつてもらいたい、議論をしたい、こう思うのです。

いま農業者年金に入つておる人たちは、五十五歳以上が二十四万四千六百七十四人、約二十五万人おりますね。そうすると、五十五歳から六十歳まで、五で割つて、一年間に五万人ずつ給付者になつもらつていく。五十歳から五十四歳までは二十七万二千人おりますよ。四十五歳から四十九歳までは二十八万人おる。みんな五万人から六万人

ずつ給付者になつていくわけです、これから約十五年間。二十歳から二十四歳まで入つておる人たちは三千五百人です。五で割ると五百人です。

五百年で五万人分を養わなければならぬという結果になつてくる。そうすると、農業者年金の将来について私は非常に危惧するのです。この現状から見て、将来農業者年金のあり方というものが、二十年先には確實に問題になる。いまは給付が始まつたばかりなのに、すでにそういう問題が提起されなければならぬ。

もう一つ御指摘があらうかと思ひますが、実は五十二年というのがいろいろな経過措置の切れる時期になつておるわけでございます。ことしが一つの大勝負の時期であるというふうにわれわれ認識をしておるわけでございまして、ここで一挙に、

一挙にができるかどうかという大きな山場ではなかつこうになつてくると大変だが、それに対応する政策というものは政府はどのようにお考えになつておるか伺いたい。

○森(整)政府委員 確かに、高年齢者層が多く占めておるということ、これが農業者年金の制度的な特徴ではないだろうかというの御指摘のところだと思います。しかも、その資格者の中の加入率というのが下に行くほど少ないとともまた御指摘のとおりであります。

そういう問題の前者の問題につきましては、これは農業者年金を創設したときから予想されたこととございまして、そこで、いろいろ先生からもかねがね御指摘を受けております完全積み立て主義というのを実施しておるというふうに私どもは

理解しております。

後者の問題につきましては、これは確かに、若いうちになつか年金という気が起こらないといふことはあると思います。あると思いますが、私どもの啓蒙の不足ということも大きいにあるのではあります。現に、先生御承知と思いますが、調査をいたしました結果では、制度があることや制度の内容を知らなかつたために入つていないと

が二八・五%という大きな割合を占めておるわけだと思います。その他を含めますと、約半分はわかれわれが二八・五%という大きな割合を占めておるわけだと思います。

そこで、そのほかに、昨年のいわゆる特定後継者に対する優遇制度、これがことしの一月から施行になつておる。これを大いにネジを巻いていくといふことで若干層の加入促進ということを國らねばならないというふうに判断をしておるわけでございまして、この点につきましてはこれから問題——余りこれからこれからと云うとしかられませんけれども、事実制度が始まつたばかりでございまますから、これを大いにP.R.していく、それと期限切れの問題がござりますので、あわせて最大の努力をしてみるということが、私どもに課せられた当面の責務ではなかろうか、こういうふうに考へておるわけでございます。

○野坂委員 考え方はわかりますけれども、私が言つた趨勢の軌道修正はできません。こういうことになるでしょう。これから年金の給付者は毎年五万から六万、入つてくるのは五百人、こういう傾向が続いて十五年先には重大問題になつてくる、そのことは警告をしておきます。

局長、この制度がまだわかつていない。始まってから六年。六年間たてば生まれた赤ん坊は小学生に行きますよ。公共料金の引き上げは、十日前に決まつてもすぐ実行するのです。健康保険で七百円に上げようと思えば決まつたらすぐやる。そういう取る方は徹底する。一方こういう年金問題

については十年もからなければ徹底をしないといふようなことでは、いわゆる三木さんでも田中さんでも、歴代の総理がみんな年金年金、社会保障の充実を言いながら徹底をしなかったのは怠慢ですよ。事務当局の怠慢なのが政府がやらないのか、この点はどうなんですか。大臣はどうお考えですか。

○長谷川国務大臣 ただいま御指摘のあったように、やはり認識の不足といいましょうか、こういう点はあると思うのです。しかしながら、これに向かってやはりPRという点もやらなければいかぬのじゃないか。これをやって農業者に喜んでもらい、そして後継者もどしどしやつていただくようやつていいきたいというのがその出発点でございまして、そういうような、これだけいいものをつくつてやつてこれに参加者が少ないといふのは、PRが少ないとすることもあるだろうと思いませんし、認識不足という点もあるだろうと思つて、こういう点について先ほど局長が申し上げたようにもう少しPRして、戸別訪問というほどのことはなかなかできませんけれども、いずれにしても機関を通じて十分に知つてもらうという方法をしなければならぬし、さらにまたこれに向かつての改善も考えておる次第でございますので、そういう点を今後機関を通じて十分に知つてもらうというようにしていきたい、こういうふうに考えております。

○野坂委員 いいものだ、いいものだと言つておられますけれども、これはいいものかどうかにも疑問があるのです。いま局長なり大臣にお答えいただいたのです。が、経営移譲の年金です。いま一ヶ月二万六千円もらえますね。今度九・四上がつて二万八千円になりますね。大体二万八千円程度です。この経営移譲がもらえる資格者というのは五万人ありますね。なぜ一万六千人しかないのでしょうか。その点はどうですか。

○森(整)政府委員 これは、もちろん加入者でございますが、六十歳から六十四歳まで移譲年金が

もらえるということでございますが、金額の問題もさることながら、その前に、一応財政の計算上は約四〇%移譲されるであろう、半分ちょっととに満たない程度が移譲されるであろうという推定をしておるわけですが、全般的に見まして、金額の多寡もございます。しかし、最近確かに老人問題といいますか、そういう問題も非常に大きくなっておるようでございます。農業者年金、これを主軸にいたしまして、やはり年をとつて移譲したから農業をやめるということをなしに、いろいろ花木なり盆栽なり、変な話でございますが、そういうことは実際に生きがいとして行われているわけでございまして、さきの改良資金制度の改正もあり、われわれもほかに何か手立てはなさいますか、なかなかうちの中いろいろ問題になつてゐる点もあると思います。これはまだどうも先生の御質問にお答えになつてゐるのかいなかわかりませんけれども、もう一つそういう大きな問題があるのではないかどうか。これは非常に重要な問題でございますけれども、この辺のこととはやはり家庭の問題に入つてくるわけでございますが、なかなか人の意識というのと、いまの制度との問題ということでござりますので、非常にむずかしい問題でございますが、そういう認識は持つておる次第でございます。

○野坂委員 なるほど、よくわかりました。前の農林次官をやつております中野さんが、この農業者年金基金の理事長をしておりました。この人も言つておりますね。森局長がおつしやつたようになります。多くの方がいいわけですねども、私そういうふうな感じで、感じというのは大変失礼ですが、そういうことで何とか本来の趣旨の達成にいろいろな手段でを通じて努力をしていくのが筋ではなかろうかと考えておる次第でございます。

○野坂委員 ちょっと私が質問しておると違つておるので、移譲年金、譲るのはいいんですね、六十五歳からもらえるのですから。月に二千四百五十円掛けでいますね。それが五年間掛ければ二万六千円もらえるのですから、その二万六千円もらえる人がみんなもらえばいい。それをなぜ年金がもらえるようにするがいいか、このこと

的な傾向として、いわゆる土地の資産価値といふことながら、その前に、一応財政の計算上は年金というものはわざかなんですから、自分の掛金に五分五厘掛けたものしかもらえないわけですから、それよりも移譲年金をもらいたいのは腹いづらい。それがなぜもらえないか。そういう子供たちの状況その他を考えて、そういう際路を取り除いてやらなければ政策年金としての意味がない。どうりますか。

○森(整)政府委員 先般改正をいただきまして、所有権を譲渡するということになりますと、いろいろ問題があるかもしれません。それならばといふことで、使用収益権を設定してでもいいですよと改訂が行われたわけでございます。使用収益権の中でも、特に使用貸借といふことで、ともかく農業としては一つの筋が通せるといふことで大きな改正を賜つて御承認をいたしましたわけでございます。この点でひとつ押してみたいといふことに考えておる次第でございます。

○野坂委員 それと同じことが出ておるので、使用収益権を設定しても他の兄弟がいろいろと異議を唱える、こういうことがありますね。そうすると、それはそのお父さんが亡くなつてから相続税と同様の扱いがかかる、延納ができる、こうしたことになつておるわけですが、このことを考えて。問題は、たとえば生前一括贈与をする、こういうことがありますね。そうすると、それはそのお父さんが亡くなつてから相続税と同様の扱いがかかる、延納ができる、こうしたことになつておるわけですが、

○野坂委員 それでやつたら——その人たちはもらいたいのですから、六十五歳まで待つておつて、農業者老齢年金というものはわざかなんですから、自分の掛金に五分五厘掛けたものしかもらえないわけですから、それよりも移譲年金をもらいたいのは腹いづらい。それがなぜもらえないか。そういう子供たちの状況その他を考えて、そういう際路を取り除いてやらなければ政策年金としての意味がない。どうりますか。

○森(整)政府委員 先般改正をいただきまして、所有権を譲渡するということになりますと、いろいろ問題があるかもしれません。それならばといふことで、使用収益権を設定してでもいいですよと改訂が行われたわけでございます。使用収益権の中でも、特に使用貸借といふことで、ともかく農業としては一つの筋が通せるといふことで大きな改正を賜つて御承認をいたしましたわけでございます。この点でひとつ押してみたいといふことに考えておる次第でございます。

○野坂委員 それと同じことが出ておるので、使用収益権を設定しても他の兄弟がいろいろと異議を唱える、こういうことがありますね。そうすると、それはそのお父さんが亡くなつてから相続税と同様の扱いがかかる、延納ができる、こうしたことになつておるわけですが、このことを考えて。問題は、たとえば生前一括贈与をする、こういうことがありますね。そうすると、それはそのお父さんが亡くなつてから相続税と同様の扱いがかかる、延納ができる、こうしたことになつておるわけですが、

○野坂委員 うにしてやつたら——その人たちはもらいたいのですから、六十五歳まで待つておつて、農業者老齢年金というものはわざかなんですから、自分の掛

金に五分五厘掛けたものしかもらえないわけですから、それよりも移譲年金をもらいたいのは腹いづらい。それがなぜもらえないか。そういう子供たちの状況その他を考えて、そういう際路を取り除いてやらなければ政策年金としての意味がない。どうりますか。

○森(整)政府委員 先般改正をいただきまして、所有権を譲渡するということになりますと、いろいろ問題があるかもしれません。それならばといふことで、使用収益権を設定してでもいいですよと改訂が行われたわけでございます。使用収益権の中でも、特に使用貸借といふことで、ともかく農業としては一つの筋が通せるといふことで大きな改正を賜つて御承認をいたしましたわけでございます。この点でひとつ押してみたいといふことに考えておる次第でございます。

○野坂委員 それでやつたら——その人たちはもらいたいのですから、六十五歳まで待つておつて、農業者老齢年金というものはわざかなんですから、自分の掛

金に五分五厘掛けたものしかもらえないわけですから、それよりも移譲年金をもらいたいのは腹いづらい。それがなぜもらえないか。そういう子供たちの状況その他を考えて、そういう際路を取り除いてやらなければ政策年金としての意味がない。どうりますか。

○森(整)政府委員 先般改正をいただきまして、所有権を譲渡するということになりますと、いろいろ問題があるかもしれません。それならばといふことで、使用収益権を設定してでもいいですよと改訂が行われたわけでございます。使用収益権の中でも、特に使用貸借といふことで、ともかく農業としては一つの筋が通せるといふことで大きな改正を賜つて御承認をいたしましたわけでございます。この点でひとつ押してみたいといふことに考えておる次第でございます。

○野坂委員 うにしてやつたら——その人たちはもらいたいのですから、六十五歳まで待つておつて、農業者老齢年金というものはわざかなんですから、自分の掛

めに、この相続税というものを改めて考えていかなければならぬじゃないか、こう私は思うのですが。その内容としては、いまおっしゃったように、使用収益による価格というもので土地の場合に限り相続税を設定をするならば、経営規模拡大が図れるであろう、こういうふうに私は思うのですが、それについて国税庁はどのようにお考えになつておるのか。日本の将来、いわゆる食糧自給率の向上のためにも大胆にそういうことを検討すべきだ、こういうふうに思うのですが、いかがですか。

○向井説明員 お答えいたします。

個人が農地または採草放牧地につきまして、農地法第三条の規定によりまして許可を受けて使用貸借による権利を設定した場合、その使用借権及び使用借権が設定された農地に係る課税関係でございますが、使用借権の価格はその使用借権の設定または消滅に係る贈与税の課税上、自用の移転に係る相続税または贈与税の課税上、自用のものであるとした場合の価格で評価するといふにしております。

○野坂委員 わかりました。

ついでに、せつかくおいでいただきておりますから、この際に承つておきますが、この生前一括贈与する場合に、後継者への經營移譲をやる。そのときは納税の猶予がありますね。たとえば、おじいさんがいま八十五歳だ、息子さんは六十二だ、このときには生前一括贈与は納税猶予ができる。また、孫が三十四歳だと、そのときの二代にわたる後継者への經營移譲というもの納税猶予が認められない。こういうことになりますね。その場合は非常にこの農業者年金はやりにくい。だから、二代にわたつてもやれるような措置をしてもらわなければ、そういう税制の改革といいます。

私どもも御指摘の問題、確かに年金の制度とこの経営移譲なりができない。六十歳になつて

も六十二歳になつても金がもらえない。いわゆる孫の問題であります。そういう点については十分に考えてやらなければならないんじやなかろうか、こういうふうに思つて農林省側も大蔵省側も答えていただきたい。まことに、この点については、孫がまだなんですか、こういうふうに思つて農林省から。

○森(整)政府委員 御指摘のような問題は確かにそうなつておるようござります。そうなつておるというのは大変あれなんですが要するに、生前一括贈与の納税の猶予措置というのは、「一括贈与を受けた者が取得しました農地等の二〇%を超える部分を譲渡したり、あるいは二〇%を超える部分について使用収益権の設定をした場合は打ち切られる。したがつて、孫にそういう行為をした」という場合には納税猶予が打ち切られまして、贈与税を支払わなければならないというふうになりますので、その時点では贈与税は課税にならない。また、使用借権が設定された農地などの価格は、その農地などの相続、遺贈または贈与によるに

といたしましても、五十一年度、五十二年度の税制改正の討議に際しまして、そういう場合にも贈与税の課税が行われないようになります。このために、われわれ

しかし、その検討をしてきたわけでございます。

○野坂委員 わかりました。

ついでに、せつかくおいでいただきております

から、この際に承つておきますが、この生前一括

贈与する場合に、後継者への經營移譲をやる。そ

のくらいう態として存在するかということが必要

です。

○野坂委員 わかりました。

ついでに、せつかくおいでいただきおりま

すが、そういうことが行われる事態というのほど

しもはつきりしていない。それだけに、税制の改

正を行う効果があるのかどうかといふことでござ

ります。こういう点が一つ。それからもう一つ

は、そういう生前一括贈与を二代にわたつて行う

といふふうに考えておりまして、これは農業の政策

といいますか、後継者の対策といいますか、そう

いった面から出てくる問題であるうかといふう

に考えております。こういう考え方からいたしま

すと、お父さんがお子様に一括贈与された場合に

猶予いたしておますが、それがまた孫、その次

といったような形でなつていくのはいかがかとい

うふうに私も考へている次第でござります。

○野坂委員 私は納得ができませんね。私は、生

前一括贈与に伴う税金は払わないとは言つておら

ぬ。払うんですよ。そして、孫から曾孫とおつし

やいますけれども、これは曾孫が三十歳にも二十

歳にもなかなかならないです。亡くなればそれ

は二代にわたる、いわゆるお父さんから相続をす

るわけですから。だから孫までなんですね。八十

歳、六十二歳、三十歳、こういうかうしか

形式には出てこないので。だからそれは移譲年

金ももらえないし、あるいは農政の言う農業の若

返りを図るためににはそのような措置をとつてもい

ります。

○野坂委員 それならわかりました。

○大蔵省は検討いただけますか。

○亀井説明員 重ねて申し上げる上で大変申し

わけございませんが、私どもの考え方といたしま

しては、お父さんが子供さんに贈与をされて、お

父さんが亡くなられましたときにそこで相続税として清算をしていただくというのがいまの農地の一括贈与の制度の基本にある考え方ではなかろうかと考えておるわけでございます。それをさらにまた孫の段階に拡大していくという問題につきましては十分慎重な検討が必要ではなかろうかと考えておる次第でございます。

○野坂委員 大蔵省にさらにお尋ねをしたいと思うのですけれども、おじいさんから孫にやるわけじゃないのですから、順繰りにやっていくわけですから、十分検討していただきますように、農林大臣にもお願ひをしておきますが、鈴木農林大臣がお帰りになりましたらこのことをよく伝えていただいて、せひ来年は農業者のための年金になるようにお願いをしておきたいと思います。答弁は時間がありませんから結構であります。

私はもう一つ聞きたいと思いますのは、現在農業者年金に入つております農家というものは大体どの程度あるだろうか。いま農家というものは戸何戸あるか。私は四百八十万戸ぐらいだと思つておりますが、それがどうだろうか。それから農業者年金に入つておる戸数からいえば大体百万戸だ、こういうふうに考えておりますが、そのように考えてよろしくございましょうか。

○森(整)政府委員 農家戸数が全国で四百八十九戸でございます。それに対しまして、先ほど申しましたように加入者が百十三万人。その中で後継者を引きますと、二十万を引いた残りでございまますから、約九十万戸加入しておる、こういうふうに推定いたしております。

○野坂委員 いまはつきりましたように、農家戸数というのは四百八十九戸ある、農業者年金に入つておるのは大体九十万戸だ、こういうことになりますね。この農業者年金基金法の第一条に「基金の目的」として、「農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする。」この書いてあるのですね。その前には老後の生活の安定が書いてありますが、安定もやるが、これに入つておる人たちを中心にして日本の農政、構造

改善、経営改善をやるんだ、こういうふうになりますね、この法律どおりいくと。そうすると、残された約四百万農家というのはこの法律から見ると残されていくのですか。これからどういうふうな方向で——構造政策なり農政というものは九十万戸を大体中心にしてやつていくのですか。この法律とその実態との関連をお話しをいただきたい。

○森(整)政府委員 いまの先生の御質問は、現実に入つておるのが九十万戸というお話をございますが、先ほどからいろいろ問題になつておりますように、制度そのものといたしましては、一定の面積要件、内地で五十アール以上、いわゆる当然加入、それから任意加入者、そういうものが加入し上げておるわけでございまして、その資格要件に相なつておるわけでございまして、いま御指摘の九十万戸プラスアルファといふ十万人あるということをごぞいます。これらのがふうにまず考えなければならないだろう。それからそれ以外の者、資格がないという者はむしろいわゆる兼業農家、あるいはその中でも特に安定兼業、そういう農家層でありましょうし、それはそれなりの公的年金制度に恐らく加入しておる。いまの九十万人と推定されます未加入者の中でもたしか約二〇%と思いましたが、その人たちは農業者年金の必要を感じないという考え方を持つておるようでござります。これは明らかに他の年金制度に加入しておるというこどいいのではないだろうか。彼らは年金者と老齢年金者、同じ掛金を掛けながら三百七十四万四千円の差が出てくる、こういうことになりますか。そうですね。これについては、同じように掛けておるけれども、経営移譲年金と、農民にも恩給をとどけられた佐藤さんが言われた老齢年金との差額が余りにも違過ぎるのではないか。七十四歳まで生きておって、片一方は百万、片一方は五百万、もちろんいい方がいいですけれども。もうちょっと老齢年金をやらなければ、これは掛けとて、自分の積み立てたものに五分五厘掛けたものを十年間でようやくもう、八年で死んだらバア、それだけは損する、こういうことになりますね、これは矛盾じゃないでしょうかかということを聞くわけですが、局長はこの老齢年金の問題について、どのようにお考えであるかお伺いしたい。

○野坂委員 いまの問題は時間がかかりますか

○森(整)政府委員 この年金制度そのものが国民年金の上にといいますか、外でといいますか、國

ますね、この法律どおりいくと。そうすると、残された約四百万農家というのはこの法律から見ると残されていくのですか。これからどういうふうな方向で——構造政策なり農政というものは九十万戸を大体中心にしてやつていくのですか。この法律とその実態との関連をお話しをいただきたい。

○森(整)政府委員 いまの先生の御質問は、現実に入つておるのが九十万戸というお話をございますが、先ほどからいろいろ問題になつておりますように、制度そのものといたしましては、一定の面積要件、内地で五十アール以上、いわゆる当然加入、それから任意加入者、そういうものが加入し上げておるわけでございまして、その資格要件に相なつておるわけでございまして、いま御指摘の九十万戸プラスアルファといふ十万人あるということをごぞいます。これらのがふうにまず考えなければならないだろう。それからそれ以外の者、資格がないという者はむしろいわゆる兼業農家、あるいはその中でも特に安定兼業、そういう農家層でありましょうし、それはそれなりの公的年金制度に恐らく加入しておる。いまの九十万人と推定されます未加入者の中でもたしか約二〇%と思いましたが、その人たちは農業者年金の必要を感じないという考え方を持つておるようでござります。これは明らかに他の年金制度に加入しておるというこどいいのではないだろうか。彼らは年金者と老齢年金者、同じ掛金を掛けながら三百七十四万四千円の差が出てくる、こういうことになりますか。そうですね。これについては、同じように掛けとて、自分の積み立てたものは喜ばれておると思いますね。しかし、魅力がある年金だと長谷川農林大臣代理はおっしゃつたけれども、老齢年金しかもらえないし初めてから思つておる人は、これは今後入りませんよ。PRをする年金だと長谷川農林大臣代理はおっしゃつたけれども、老齢年金しかもらえないし初めてから思つておる人は、これは今後入りませんよ。PRすれば。そうでしょう。自分が掛けとて、七十四歳まで生きていけないと、十年間生きてようやく元が取れる。五分五厘ですよ。自分の積立金でワリチヨーや国債を買った方がいいじゃないですか。そういうことになるのじゃないですか、結果的にはPRをすればするほど、魅力なき年金、経営移譲のできないと思われる人たちには全く魅力がなくなってくる。国民年金と並行だといふけれども、国民年金をもらってワリチヨーでも国債でも買った方がいいということにこの年金は、六割の人はあるのじやないですか。これが全部移譲年金

経営移譲年金の問題についてさらにお尋ねをしますね、この法律どおりいくと。そうすると、残された約四百万農家というのはこの法律から見ると残されていくのですか。これからどういうふうな方向で——構造政策なり農政というものは九十万戸を大体中心にしてやつていくのですか。この法律とその実態との関連をお話しをいただきたい。

○森(整)政府委員 いまの先生の御質問は、現実に入つておるのが九十万戸というお話をございますが、先ほどからいろいろ問題になつておりますように、制度そのものといたしましては、一定の面積要件、内地で五十アール以上、いわゆる当然加入、それから任意加入者、そういうものが加入し上げておるわけでございまして、その資格要件に相なつておるわけでございまして、いま御指摘の九十万戸プラスアルファといふ十万人あるということをごぞいます。これらのがふうにまず考えなければならないだろう。それからそれ以外の者、資格がないという者はむしろいわゆる兼業農家、あるいはその中でも特に安定兼業、そういう農家層でありましょうし、それはそれなりの公的年金制度に恐らく加入しておる。いまの九十万人と推定されます未加入者の中でもたしか約二〇%と思いましたが、その人たちは農業者年金の必要を感じないという考え方を持つておるようでござります。これは明らかに他の年金制度に加入しておるというこどいいのではないだろうか。彼らは年金者と老齢年金者、同じ掛金を掛けながら三百七十四万四千円の差が出てくる、こういうことになりますか。そうですね。これについては、同じように掛けとて、自分の積み立てたものは喜ばれておると思いますね。しかし、魅力がある年金だと長谷川農林大臣代理はおっしゃつたけれども、老齢年金しかもらえないし初めてから思つておる人は、これは今後入りませんよ。PRをする年金だと長谷川農林大臣代理はおっしゃつたけれども、老齢年金しかもらえないし初めてから思つておる人は、これは今後入りませんよ。PRすれば。そうでしょう。自分が掛けとて、七十四歳まで生きていけないと、十年間生きてようやく元が取れる。五分五厘ですよ。自分の積立金でワリチヨーや国債を買った方がいいじゃないですか。そういうことになるのじゃないですか、結果的にはPRをすればするほど、魅力なき年金、経営移譲のできないと思われる人たちには全く魅力がなくなってくる。国民年金と並行だといふけれども、国民年金をもらってワリチヨーでも国債でも買った方がいいということにこの年金は、六割の人はなるのじやないですか。これが全部移譲年金

ができるというなら別だ。できないということになれば全く魅力がない老齢年金となりますよ。それなれば、上乗せをする場合にもっと考えなければなりません、こういうことを私はいまだに提言をしているわけです。その点については長谷川農林大臣はどうお考えですか。

○長谷川國務大臣 これをつくった当時と現在とは全く大きな差も出てきておりますし、こういうような点を踏まえまして、折衝という点についてはわれわれも部外におりましてもかなりの力を入れているところで、私はあなたの御意見が間違つておりますと申し上げているのではなくて、ぜひそういう方向につけていかなければならぬというようことでかなり努力はしているつもりでございますし、また今後とも農林省自体、財政方面との折衝は、十分それについては納得のできるような折衝を続けていくようによく申し伝えておく考え方でございます。

○野坂委員 そうすると、老齢年金はいまよりも条件はもつと有利にする、こういうかつこうで農林省としてはこれから前向きに検討していく、こういうことですね。

○長谷川國務大臣 なかなかこの問題一つをとらえてどうこういたしますと言ふことはできませんけれども、いざれにしても全体の上に立つてひとつ考えなければならない問題だ、こういうふうに考えます。特に御指摘の点につきましては今後も十分折衝をさせていく考え方でございます。

○野坂委員 しつこいようでございますが、いま農業者年金の問題をやっているわけですが、全体というのはどういう意味でしょうか。この農業者年金のうち老齢年金は全く低額である。だから老齢年金を引き上げてもらわなければ、いま言つたように魅力がなくなります、これを引き上げていかなければ多くの農業者が入ってきません、入ってくるようにする、そういう方向といふものをわれわれは打ち出さなければならぬ、それがいまのわれわれの使命である、こういう認識に立つておられますから、その方向で御検討をいただけます

ができますね。

○長谷川國務大臣 先ほども御答弁申し上げましたように、制度全体についてこの秋から研究会を開催し、検討してまいりたいと考えております。

そのときにもさらに、その結論を見たからそれでいいのだという意味ではなくて、その後につきましてもそれらについての異存があるとするならば、十分にそれに対する御意見を申し上げて、でき得る限りの努力を尽くしてまいる、こういうことでございます。

○野坂委員 年金制度全体についてことしの秋ころ議論される、将来の方向についても議論されると、しかし農業者年金はこういう欠陥があります、この点は農林省は厚生省や大蔵省のそういう厳しい壁を突き破つて明らかにしなければ、農業者年金の将来はない。こういう考え方でその制度問題については十分話し合ひを進めてもらい、納得をしてもらう、こういう姿勢で臨んでもらいたいということをお願いをしたい。この点についてはいいですね。

○長谷川國務大臣 私が申し上げるよりも、日本の農業全般の上に立つて、日本の農業がいまいかに重要な位置を占めているか、国民生活がこれで

いいのか、大きな問題がいま横たわつておるのであります。

○山崎(平)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

時間がありませんから、これで午前中の質問は私は終わります。

午後零時三十分休憩

○金子委員長 午後二時五分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行いました。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 農業者年金基金並びに昭和四十四年以後における農林漁業團体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案の一部改正に関する若干の質問をいたします。

現在、実施されている農業者年金基金法に関して、その制定の経過については、わが日本社会党

は農民年金法を提案をして、そして本委員会において政府提案の法案と並行審議をした経過があります。その論点は年金の性格が純粹な老後の保障年金でなくて、経営移譲を前提とした政策年金であるという点であったわけであります。私は、いまでこの基本的な性格についての意見を持つております。したがって、農業者年金基金法が昭和四十五年五月十三日に成立をし、同年十月一日に基金が設立され、昭和四十六年一月一日に業務の

ことは私は基本的にわかります。ただ、そういうことを進めるために農民にも年金をという姿が打ち出されたわけですから、それが全くメリットの皆さんに経営移譲でなくても老齢年金になつても国民年金に上乗せをされて、それでもプラスになるものをということを望む方向というものはやはり農林省としては打ち出さなければ、農業の発展に大きく寄与することにはなりません。若返り得をしてもらう、こういう姿勢で臨んでもらいたいです。

○野坂委員 まさにこのことをやりましょうや、こう言って提言をしておるですから、十分このことを踏まえて進めていただくよう必要を置いておきます。

私は終わります。

時間があまりませんから、これで午前中の質問は私は終わります。

○山崎(平)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

○金子委員長 午後二時五分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行いました。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 農業者年金基金並びに昭和四十四年以後における農林漁業團体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案の一部改正に関する若干の質問をいたします。

現在、実施されている農業者年金基金法に関して、その制定の経過については、わが日本社会党

は農民年金法を提案をして、そして本委員会において政府提案の法案と並行審議をした経過があります。その論点は年金の性格が純粹な老後の保障年金でなくて、経営移譲を前提とした政策年金であるという点であったわけであります。私は、いまでこの基本的な性格についての意見を持つております。したがって、農業者年金基金法が昭和四十五年五月十三日に成立をし、同年十月一日に基金が設立され、昭和四十六年一月一日に業務の

開始となりましたが、以来今日まで二度にわたつて改正が実施されておりますけれども、いずれも打ち出されたわけですから、それが全くメリットのない老齢年金ではダメです。だからそれを農家の皆さんに経営移譲でなくても老齢年金になつても国民年金に上乗せをされて、それでもプラスにしておられる方の問題ではありますけれども、依然していいのだという意味ではなくて、その後につきましてもそれらについての異存があるとするならば、十分にそれに対する御意見を申し上げて、でき得る限りの努力を尽くしてまいる、こういうことでございます。

○野坂委員 あと一分しかありません。これで午前中の質問は終わりますが、いまお話しになつたところの、一つは農地の所有者で、それを登記をしておる。そこで年金の受給資格者になつた場合に、この世帯主が不幸にして死亡したような場合には、その妻に年金が当然引き継がれるべきであるわけであるけれども、これについていろいろ議論がありました。なお私は、そういうような法的背景をもとに、もう一度この点をただしておきたいと思います。

そこで、一時金を与えるわけでありますけれども、なぜ一体妻というものに対する権利が保

障されないのか、こういうことについてのわかりやすい理由を説明をしてもらいたいと思う。

○森(整)政府委員 主婦の加入問題というふうに御質問の趣旨を理解いたしますが、これについては、基本的には御指摘のように古い制度といいますよりも家族経営が農業の実態であるという問題が一つあると思うわけでございます。それに対しまして農業者年金の制度は、御承知のように経営移譲という一括した形で経営が移譲される、その場合に年金を支払う、こういう仕組みになっておるわけでございます。その経営移譲ということを具体的にとらえるのは、要するに権利といいますか、所有権なりそういう権原を移譲をいたしまして、たということで具体的にとらえておるわけでございます。このことは結局経営主個人の権利が動く、こういう仕組みでとらえられていると思うわけでございます。

結局そういう仕組みの関係から農家の主婦の加入の問題を考えまして、今までいろいろ論議されたものを振り返ってみますと、一つは兼業農家

みたいな形で、主人は外に出て働いておつて、残っている奥さんが実際の農業経営の主体であるという場合があると思うわけでございます。それともう一つは、主人が実際に農業経営をやっておつてその奥さんが手伝つておる場合と、大きく分けますとその二つに分かれるのではないか。今までいろいろ論議された過程を申し上げま

しめたがいまして、私ども結論から申しますと、確かに御指摘のような問題がある、またそれが実現されたものと見なされるべきでございます。それでどちらかと見なされるべきでございまして、その点は確かにどうかと思つておるわけでございます。

○長谷川国務大臣 様の御質問の如きは、この制度の性格から考えてみてそれはきわめて困難な問題ではございますけれども、近年における農業の就業率の動向から考えまして、農業に従事する婦人の老後保障というものは重要な課題になつておると思うのでございまして、この問題につきましては研究課題として今後十分検討を加える必要があると考えております。

○竹内(猛)委員 これはぜひ検討を加えてもらいたいということを強く要望しながら次に移りま

す。
もう一つ私は心配になるのは、これは先ほど野坂委員からも質問がありましたが、年金の受給者はこれからどんどんふえていく、ところが加入者がふえないということになつたときに、年金基金は大変重大的な段階に入つてくるのではないか、このことについての対応策は考えられておるのかどうか。

○森(整)政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように未加入者九十万、これを現在の制度を前提にいたしましてどういうふうに加入を促進させていくか、それが当面の責務であると考えております。その後どういうふうになつていくか、要するに加入者がどうなつて、受給者の傾向がどうなつて、今までの保険財政上の計算から見るとどうなるという問題があるわけですが、これが原則的にいつまでや

つていくわけでございますから、現在のたてまえはいろいろ御批判はござりますけれども、ともかく完全積立主義という方式とすることでそのやり方でやつておる。その前提を置きまして、どんな制度でもそだだと思いますけれども、まず加入の確保を図る。それを大いに精力的に努力してみたいと存じます。

その結果を見て当然財政の計算をいたしますから、それでどうなるか、その場合に保険料がどうなるか。その保険料というのは一体農業所得から見てどの程度のものになるだろうか。それとほどの制度との関連はどうであろうかといふようなことは、当然詰めていかなければならぬ問題でございますが、われわれいたしましては、この制度そのものが国民年金制度を補完しながら厚生年金並みの水準を確保していくということがねらいでございます。

○竹内(猛)委員 私は、制度が一挙に全部よくなるということは考えられない。これはわれわれが当初法案をつくるときに、社会党としては別な法案を対案として出して議論した経過がありますから、そのようにはなかなか得ない。今日は一步、二歩ずつ前進はしておるもの、なお将来のことを考へるときわめて心配な点多い。だから先ほど野坂委員が質問した中でも触れておりますが、この問題の前途に対する非常に危惧を持つし、それからこの男女の平等性というところについても非常に不満がある。この点だけは明らかにして、次の農林漁業団体の職員共済組合の年金問題に移つてきます。

すでに前回の法案の改正のときに、私も幾つか質問をしてまいりましたが、多くの農林漁業団体が対象になつておりますが、五十年度末の現在で一万三千六百三十四団体、四十四万四千五百八十七人が加入をしている。その中で総合農協、これ

が五千四百九十五団体、専門農協が八百二十一、

農協の合計が六千三百十六、この組合員の合計が三十七万三千九百三十三人。大体八〇%以上といふものが専門農協と総合農協の組合員によつておるということから見て、農林年金に関するは農協の職員の関心というものはきわめて高い、こういふふうに見なければならぬわけあります。前回私は農協の問題についていろいろと触れてまいりまして、農林省の中にも農協問題研究会、こういうものをつくついたはずですが、その中で今日の農協はどういうような問題があるのかといふ点について、ひとつ第一、第二、第三といふように分けて問題点を指摘をしてもらいたいと思います。

○今村(宣)政府委員 現在の農協のあり方を踏まえまして、これにはどういう問題があり、さらにはこれについての改善策をどうするかということにつきまして、農協研究会におきまして数回にわたりいろいろ御議論をいただいたところでございまして、大体結論がまとまりつつあるわけでございますが、そこで問題になつております数点を申し上げますならば、一つは近年の農協は御指摘の

よう、農協の本来の姿から離れていつておるといふ点があるのでないか。その一つの例としては技術指導とか経営指導というふうなそういう面に、だんだん組織が大きくなる、あるいはまた、都市化その他他の状況が出てくる、あるいは混在社会といふ形になりますと、農協のそういう面の対応というものについて現在の状況はいかがなものであろうか、こういう問題でございます。

それから、大体現在の農村の生活形態といいますか社会構造といいますか、そういうふうなものは兼業農家の増大なり、あるいは混在社会と言われているもののかつこうになつきますと、從来のよな農家の集合体ではなくなりまして、したがいまして、地域によってはだんだん準組合員が相当数ウエートを占めてくる。こうしたことになりますといふと、特にその端的な例は都市農協といふかつこうでございますが、そういう都市農協のよな農協のあり方といふものを将来どういう

ふうに考えていくのかというふうな問題でありますとか、あるいは農協自身の經營基盤が、だんだん固定化債務がふえてきておるのではないか。あるいはまた、さらにはその組織といいますか、あるいはまた、さらにはその組織といいますか、あるいは個人的な強化という問題をどういうふうに対応していくのかといふ、そういうふうな諸点についてもろもろの検討が行われておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 私は前に、農協の問題で大別して大体三つの類型というものがあるではないか。一つは都市農協、もう一つは都市と農村の混合農

協、それから純農村的な農協、こういううあいに分かれているであろう。そういうとき、それで農協はもちろんこれは自主的な組織でありますから、一々それに対して指図をすることはどう

かと思われるけれども、少なくとも合併の促進等々に至っては、農林省が助成金まで出してこれは促進をしているわけあります。だからなるべく早くこれから、一々それに対して指図をすることはどうかと思われるけれども、少なくとも合併の促進等々に至っては、農林省が助成金まで出してこれは促進をしているわけあります。だからなるべく早くこれから、一々それに対して指図をすることはどうかと思われるけれども、少なくとも合併の促進等々に至っては、農林省が助成金まで出してこれは促進をしているわけあります。だからなるべく早くこれから、一々それに対して指図をすることはどうかと思われるけれども、少なくとも合併の促進等々に至っては、農林省が助成金まで出してこれは促進をしているわけあります。だからなるべく早く

これは結論というか方向を出して、それに沿つて農協のあるべき方向というものを示さなければ、いまお話をあつたように農協が大型化してどんどん農村から離れる、こういうようなお話をあります。また、まさにそのとおりになつてしまふのではないか。農協がだんだんスーパー・マーケットのようになつてしまつて、農民と遊離をしてしまふのではないか、こういうふうに考へられるわけです。したがつて農林省としては、この農協の方向に対する研究会なり、そういうものの結

論といふものをいつごろまで出されるのか。その点はどうですか。

○今村(宣)政府委員 大体今月いっぱいには結論を得るようになつたと考へております。

○竹内(猛)委員 そうなると、これは各委員にそ

ういふふうに見ておるところでございます。

○長谷川国務大臣 何が目的で農協といつもの要が得たことを期待するし、またそういう方向での援助をしていく必要がある、かように考へておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 いまの農林省が打ち出している農ができた。その零細な自作農の生産の協同によつて近代化、合理化をし、そして農民の地位を高めていくというところに農協の基本的な精神があつたように思う。ところが、そういう精神からだんだんこれがスーパー化していく。一部には官僚化の傾向もある。そういう中で結局米の手数料、肥料のあつせんによるところの利ざや、倉庫

代、あるいは金を集めた金利、こういうものによつて農協の運営がされていくことになつて、生産の指導といふものが行われない農協といふものには大変不満を持っているわけです。最近は地域農政ということを農林省が言い出した。

○今村(宣)政府委員 現在の農協は組織が大きく地域農政という問題と、現在の農協が農民から遊離していくという方向との間にどういうつながりがあるのか、その点はどうですか。

○今村(宣)政府委員 現在の農協は、その事業量も大きくなり、しかも組合員の農協に対する要請も非常に多様化しておる。しかも農村自身の変貌といふふうなものがあるといふことからいきりますれば、組合員の要望の多様化したことであるといふことになりますと、どうしてもい

ます。特に、信用事業も経済事業も非常に大型化いたしていきますと、信用事業と経済事業を同一の参考が兼ねるといふことよりも、むしろ別々の参考が相当するといふことが相互チェックになる

のではないかと、いふふうに考へられるわけでございます。そういうわけで、参考制度の推進といふことは非常に必要なことでございまして、私たちは、単協にしつかりした参考を設け

ることとしましては、参考制度の推進といふことは非常に必要なことであると思ふ。参考が相当するといふことが相互チェックになる

のではないかと、いふふうに考へられるわけでございます。参考が相当するといふことが相互チェックになる

のではないかと、いふふうに考へられるわけでございます。参考が相当するといふことが相互チェックになる

のではないかと、いふふうに考へられるわけでございます。参考が相当するといふことが相互チェックになる

のではないかと、いふふうに考へられるわけでございます。参考が相当するといふことが相互チェックになる

がらこれらの問題は、都市農業といえ、混合農業といえ、純農村だけの農業といえ、都市農協は都市農協としての指導力を持たなければならぬ、混合農協は混合農協としての、いまおっしゃるような総合農政の上に立つて指導に当たらなければならぬことは当然のことだと思います。したがつて、そういうような点に欠陥があるといえ、また先ほど局長がおっしゃったように、いろいろな社会的変化の中において多様化してきておる、これまた別問題であつて、本質を忘れてはならないだらう、こういふうに考えます。したがつて、農林省といたしましても、先日来そういうようなお話を出てまいりました。この点は十分に指導力を持つてもらつよう、そして地区地区においての農業が全部全国が同じものではないのでござりますから、特に都市農業の必要性というものの上に立ちましても、すべからく都市農業は都市農業として狭い土地でいかにしてその供給力を持つかということをやらなければならないことだと思います。でありますから、今後はそういうような点に重点を置いての指導に当たるべきだと考えておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 私は、現在農林省が進めている総合農政あるいは地域農政、それから農協の合併の促進ということが非常に矛盾をするよう思つけれども、この問題についてはここではこれ以上議論しないけれども、いずれこの問題は改めて、たとえば農業白書などで議論するときには、この問題を政策的なものとして議論をする。きょうはそういう場所ではないから議論しません。

そこで、先ほど今村局長から話があつたけれども、農協にまつわるいろいろないまわしい問題が最近出ている。その最大のものは、農協の金が土地会社やそういうところに使われていて、そこに莫大な汚職が行われているということなんだ。農林中央金庫法の改正と、当時農協法の改正のとき、ちょうど四十八、九年の土地ブームがあったころで、どんどん土地が売れた。そういう時代

に、私たちのはこの委員会で、農林中央金庫法や農協法の改正の中で、農民の土地が土地ブローカーなど総合農政の上に立つて指導に当たらなければならぬことは当然のことだと思います。したがつて、そういうような点に欠陥があるといえ、また先ほど局長がおっしゃったように、いろいろな社会的変化の中において多様化してきておる、これまた別問題であつて、本質を忘れてはならないだらう、こういふうに考えます。したがつて、農林省といたしましても、先日来そういうようなお話を出てまいりました。この点は十分に指導力を持つてもらつよう、そして地区地区においての農業が全部全国が同じものではないのでござりますから、特に都市農業の必要性というものの上に立ちましても、すべからく都市農業は都市農業として狭い土地でいかにしてその供給力を持つかということをやらなければならないことだと思います。でありますから、今後はそういうような点に重点を置いての指導に当たるべきだと考えておる次第でございます。

○今村(宣)政府委員 御指摘のように、過剰流動性が非常にございましたときに農協系統組織がその資金を運用するという問題がございまして、地域の開発あるいはその他の地域的な発展のためにいつたわけでございますが、農協はどうしても地域の發展という観点から、動機は非常に悪いとは必ずしも一概には言えないのだろうと思ひます。が、一つには十分な担保を確保しないで金を貸している。あるいはまた、全体的な土地ブームのときの過剰流動性というものがおさまった後のその経営の促進ということが非常に矛盾をするよう思つけれども、この問題についてはここではこれ以上議論しない。議論しないけれども、いずれこの問題は改めて、たとえば農業白書などで議論するときには、この問題を政策的なものとして議論をする。きょうはそういう場所ではないから議論しません。

そこで、先ほど今村局長から話があつたけれども、農協にまつわるいろいろないまわしい問題が最近出ている。その最大のものは、農協の金が土地会社やそういうところに使われていて、そこに莫大な汚職が行われている。この問題を改めて、たとえば農業白書などで議論するときには、この問題を政策的なものとして議論をする。きょうはそういう場所ではないから議論しません。

そこで、先ほど今村局長から話があつたけれども、農協にまつわるいろいろないまわしい問題が最近出ている。その最大のものは、農協の金が土地会社やそういうところに使われていて、そこに莫大な汚職が行われているといふことなんだ。農林中央金庫法の改正と、当時農協法の改正のとき、ちょうど四十八、九年の土地ブームがあったころで、どんどん土地が売れた。そういう時代

に、私たちのはこの委員会で、農林中央金庫法や農協法の改正の中で、農民の土地が土地ブローカーなど総合農協がそういうものにもタッチしていくといふ形で、農協に一定の厳しい条件をつけて土地の扱いをやらせたらいでないかということにして、そこが最近の問題を見ると、農協商社といふものができ、それがことごとくいろいろな形について農林省はいやといふほど知つておるはずだ。そういう問題が全國にどれぐらいあって、それをどういうふうに指導しておるか、こういうことについてはどうですか。

○今村(宣)政府委員 御指摘のように、過剰流動性が非常にございましたときに農協系統組織がその資金を運用するという問題がございまして、地域の開発あるいはその他の地域的な発展のためにいつたわけでございますが、農協はどうしても地域の發展という観点から、動機は非常に悪いとは必ずしも一概には言えないのだろうと思ひます。が、一つには十分な担保を確保しないで金を貸している。あるいはまた、全体的な土地ブームのときの過剰流動性というものがおさまった後のその経営の促進ということが非常に矛盾をするよう思つけれども、この問題についてはここではこれ以上議論しない。議論しないけれども、いずれこの問題は改めて、たとえば農業白書などで議論するときには、この問題を政策的なものとして議論をする。きょうはそういう場所ではないから議論しません。

そこで、先ほど今村局長から話があつたけれども、農協にまつわるいろいろないまわしい問題が最近出ている。その最大のものは、農協の金が土地会社やそういうところに使われていて、そこに莫大な汚職が行われているといふことなんだ。農林中央金庫法の改正と、当時農協法の改正のとき、ちょうど四十八、九年の土地ブームがあったころで、どんどん土地が売れた。そういう時代

に、私たちのはこの委員会で、農林中央金庫法や農協法の改正の中で、農民の土地が土地ブローカーなど総合農協がそういうものにもタッチしていくといふ形で、農協に一定の厳しい条件をつけて土地の扱いをやらせたらいでないかといふことをして、それがやはり地域の住民の農家からだんだん距離が遠くなっていく。それがやはり管農活動その他になかなか従来のよう密着した力が及ばないんです。こういうことは全く信じられないような状態なんです。こういう状態を考えてみると、本当にこの委員会でわれわれが農林中央金庫法の改正を取り上げ、あるいは農協の審議をしたときにここで叫んだことが何ら末端に届いていないと云ふことは、それがやはり地域の住民の農家からだんだん距離が遠くなっていく。それがやはり管農活動その他になかなか従来のよう密着した力が及ばないんです。こういう状態を考えると同時に、なおこれからも、非常に大きい問題としてとらえればそういうことはないかと考へておる次第でござります。

○竹内(猛)委員 市町村の合併がまず前段で促進しておるべき担保は提供させあるいはまた理事者等の責任追及あるいはまた今後の経営の刷新そうします。その内容につきまして私たちはいろいろ把握をいたしております、その全体の数字はここにいま持ち合わせておりませんので、後ほどその必要あるいはまた公表し得る範囲につきましては御連絡を申し上げたいと思いますが、これらにつきましては、私たちは十分その農協が責任を痛感する。きょうはそういう場所ではないから議論しません。

そこで、先ほど今村局長から話があつたけれども、農協にまつわるいろいろないまわしい問題が最近出ている。その最大のものは、農協の金が土地会社やそういうところに使われていて、そこに莫大な汚職が行われているといふことなんだ。農林中央金庫法の改正と、当時農協法の改正のとき、ちょうど四十八、九年の土地ブームがあったころで、どんどん土地が売れた。そういう時代

に、私たちのはこの委員会で、農林中央金庫法や農協法の改正の中で、農民の土地が土地ブローカーなど総合農協がそういうものにもタッチしていくといふ形で、農協に一定の厳しい条件をつけて土地の扱いをやらせたらいでないかといふことをして、それがやはり地域の住民の農家からだんだん距離が遠くなっていく。それがやはり管農活動その他になかなか従来のよう密着した力が及ばないんです。こういう状態を考えると同時に、なおこれからも、非常に大きい問題としてとらえればそういうことはないかと考へておる次第でござります。

○竹内(猛)委員 市町村の合併がまず前段で促進され、これに統いて農協が大体行政区単位に合併され、さらに今度はその農協というものが地域農協という形でもう一つ今度は地域的に大型化されるという傾向にある。そうしてだんだんこの農

業協同組合が農民の農協でなくなつて行政の下請のような形になりつつあるということに対する心配が各地で起つております。なお、あるところでは農協の物品を部落の町内会で町内会の班長が配つて歩いている、こういうところもある。これはもう大変な農協の行き過ぎだ。こういうことを考へてみると、この農協といふものの本来の基本的な任務と使命がどこかへ行つてしまつたのではないか、こういう点がいま強く指摘をされております。

そうしてなお加えると、この農協の幹部が政治的にはやはり一部の政党に非常に寄りかかって協力をしているという形で内部から今度は別な声が出てゐるだけだから、本来政治的に中立であるべき農協がやはりもと農民の方にしつかり目を向けて——やらぬでいいことを一生懸命やって、やるべきことをやつていらない。これについては農林省は十分に注意をしてもらいたい、こういうことをまず強く要望しておきます。

そこで農協の問題に関連して農協の職員の給与の問題に今度は移つていきます。これが本法案に関連をするわけですが、内部のやりとりといふこと、給付等々については後で野坂委員の方からいろいろ質疑がまた続けられると思いますが、わが茨城県の場合には五十四の農協の単協の組合員約三千五百人がことしの春闇を開つたわけでありますが、そのときに問題になつてゐるのは、十三年四ヵ月農協へ勤続をして三十三・八歳、その平均賃金が十万九千六百六十円である、こういうことがあります。基本給が少ないから、幾ら年金の方に力を入れても基本給が上がりない限り最後の給付が少なくなることは当然なことだ。何年か前の本委員会で、自治省並びに文部省等の給与責任者にここへ来てもらつて、どの市町村にも大体農協はある、学校もある、役場もある。だから、この自治体、学校の事務職員、そして農協の職員の給与といふものはほぼ平均でなければならないというようなことをいろいろ発言をしてまいりました。

そこで、これは別に農林省が農協の職員の給与を上げるということを直接やることはできないわ

けだうけれども、いろいろな形で努力をされてゐるはずですが、まず自治省の方からお伺いしますが、現在人口二万くらいの自治体の職員の、いまだ言つたように十三年四ヵ月ほどの勤務年数で、年齢が三十三・八歳くらいの者の給与というものは

一体どれくらいになつてゐるのか、この点を自治省からお伺いします。

○石山説明員

御指摘のすばりの数値がござります。

せんが、私どもの方で毎年やつております「地方公務員給与実態調査」、一番最近の数値は昭和五

十一年四月一日現在の数値でございますが、町村の一般行政職、学歴高校卒業、経験年数が十年か

ら十五年というところで平均給与月額を見てみますと、全国の平均では約十一万円になつております。

○竹内(猛)委員 いま自治省から報告があつたよ

うに農協の方がはるかに安い、基本給が安い、これが明らかになつてゐるわけです。そういうこと

ですから、農林省の方としては、いまの十三年四

ヵ月、これは茨城県の例ですけれども、全国的に

見て、その程度の状況であれば、農協の方の賃金は平均どれくらいにあるかということをつかんで

いたらそれを聞きたい。

○今村(宣)政府委員 農林年金が行いました「農

林漁業団体職員の給与等の実態調査」によりまし

て、五十一年一月現在におきます農協職員の給与と地域環境の大体類似する地方公務員共済の対象

者の給与を比較いたしてみると、たとえば市町

村の職員給与の平均額が一万七千円であるのに

対しまして、同一地域の農協職員給与の平均額は十万八千円となつておるわけでございまして、市

町村職員給与の方が約九・六%高うござります。これ以外に、地方公務員の共済もどうでございますが、地方団体と非常に関係の深い地方六

す。

それから、農協の労働問題研究所の臨時給与の調査を見てみると、地方公共団体の臨時給与の支払い割合を仮に国家公務員並みの水準五・二カ月とした場合、農協が六・四五カ月ということ

で、臨時給与の方は大体国家公務員よりも多いと

いうことでござります。したがいまして、臨時給

与も含めあるいは勤務年限、平均年齢等を勘案し

てみると、賃金というものにそう格差がなくなつてきておるのではないかというふうに見ておる

次第でござります。

○竹内(猛)委員 かなり努力をされたという経過は、これは率直に認めていいと思います。まだまだ問題が多くあるよう私は思います。そういう

点で、結局この法案が改正をされて前進をしていくと同時に、やはり給与そのものが、土台が高まつていかなければ安心ができないということになります。

そこで、これは自治省の方にもう一つお伺いす

るわけですが、私たちは、まず私学共済、私立学校の共済並みに高めていくうではないかというこ

とでいろいろ自治体に要求をしてまいりました

そこで、これは自治省の方には一定の助成をしているけれども、私学の方には一一定の助成をしておるわけですが、私たちは、まず私学共済、私立学校の共済並みに高めていくうではないかといふ余地が十分にある。

そこで、これは自治省の方にもう一つお伺いす

るわけですが、私たちは、まず私学共済、私立学

校の運営そのものを含めて、やはり今後もなお検討す

るわけではありませんから、これは農協の運営そのも

のあるいは農協だけではなくて関連する諸団体の運営そのものも含めて、やはり今後もなお検討す

る余地が十分にある。

そこで、これは自治省の方にもう一つお伺いす

るわけですが、私たちは、まず私学共済、私立学

校の運営そのものを含めて、やはり今後もなお検討す

る余地が十分ある。

そこで、四十万に達する農林漁業団体に従事する皆さん問題、こういうような第一次産業の中でも本当に下積みになって働いている皆さんの給与の問題、それから年金の問題についてもいざれわれわれの仲間から質疑があると思います。そこで、四十万に達する農林漁業団体に従事する労働者、職員、こういう人々は他の官公庁に比べてみて決していい労働条件にあるとは私は思わない。また、漁協あるいは森林組合に働いている皆さん問題、こういうような第一次産業の中でも本当に下積みになって働いている皆さんの給与の問題、それから年金の問題についてもいざれわれわれの仲間から質疑があると思います。

なお、農業で働いている農村の婦人の地位の問題、この問題は何としても日本の憲法、民法、これに違反をしているような感じが私はする。だから、農村の婦人の地位というものを高めていくためには、先ほど農林大臣から前向きに検討するという答弁があつたけれども、最後に大臣、もう一度しつかりとこの重要な問題に対しても確たる答弁をいただきたい。そして私は終わります。大臣、どうですか。

○長谷川國務大臣 先ほども申し上げましたとお

り、もう婦人の地位ということをわれわれが叫ば

なくとも、現在、だんな様が働きに行く、後は御

婦人がやっている。まだんなを亡くした婦人が

先頭に立つてやつてゐる。これは見逃すわけには

いかない問題だと思います。したがつて婦人の問題につきましては、先ほども御質問がございましたとおり、十分に検討を加える、そして処理をしていきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○竹内(益)委員 終わります。

○金子委員長 野坂浩賢君。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
○野坂委員 午前に引き続いて、農業者年金を午前中に終わっておこうと思ったのですけれども、時間がそれなかったので、森局長にまたお尋ねをいたしましたが、そろ時間を持つておりますので、これから確認をします。

農業者年金の加入者をふやすために、働く農家の婦人に対しては年金加入の道を開くことを検討する、いま竹内君の質問に対ししてこういうふうにお答えになりました。これからなかなか入り手がありませんから、そういう婦人の方の加入の道を開く、こういうふうな方向で検討すると考へていわけですね。

○森(整)政府委員 妻の加入の問題と遺族年金の問題と絡むと私は思つてございます。その絡みをどういうふうにするかということを含めまして研究会で十分討議をいたしたいと考えております。

○野坂委員 先ほど長谷川大臣は私に、研究会で十分検討して結論を出すとお答えになりましたが、これから始まるわけですね。そういうふうに承知しておきました。後で御答弁があれば結構ですが……。

森局長、去年私は岡安さんに遺族年金のことを厳しく聞いたのです。いまあなたがお話しになりましたように、農業は家族全体でやるんだ、家族経営なんだ、そしてあなたは農林省にお勤めで、高給である、奥さんと一緒に農林省のためにお近くになつておられる、こういうお話を向こう側からありました。弁当をつくつたりいろいろありますから、そういうことであろうと思ひますが、その奥様には、あなたが死亡の時期に遺族年金が入り

ますね。農家の場合は一生懸命におやじさん以上に奥さんが働くわけです。いまは七百九十万人の農業従事者がおるという。五百万人は婦人の方々が農業を営んでおります。そして家族全体でやつておる、こういう状況から考へると、だんなさんが亡くなつた後遺族年金というの私は当然ではないか、こう言つて聞きました。ほの制度はみんなあるのですから、農業者年金だけに考へておられます。研究課題であると私ども考えておられます。こうお話しになりました。一年間たちました。きょうは結論を出していただく日だ、こうと聞いたら、確かにそこだ、確かに問題点と思つております。研究課題であると私ども考えておられた特殊性から言つて問題があるじゃないですかと聞いたら、確かにそこだ、確かに問題点と思つております。こうお話しになりました。一年間たちました。きょうは結論を出していただく日だ、こうといふうに私は思つておりました。何にもしなかつたのでしようか。それとも、研究した結果やはり農業者年金というものは厄介なものだから、先ほど言つたように、五年も十年も普及だけでもかかるのだから、直すには何年もかかるんだ、こういうことでしようか。緊急の課題として去年も私は確認しております。だからことしはそろそろ結論が出るんだ、こういうふうな認識の上に立つて、あなたの御答弁をお願いします。

○森(整)政府委員 五十一年の制度改正の際の当院の附帯決議がござります。その中で数項目につきましては、數項目といいますか三つくらいだと思いますが、すでに実現しておると思ひます。残つた問題としてはいまの遺族年金、妻の加入、そくにかかわる問題でございます。それはやはり制度の全般にかかる問題でございますし、特にもうしゃべる必要はないのかも知れませんけれども、国民年金は夫婦で入るというたまえ、それに農業者は考へてもらわなければならぬし、ずいぶんと農林省側にがんばつてもらわなければならぬ、われわれができるだけの協力をしなければならぬ、こういうふうに思つておるわけです。この点についてあなたはどうお考へになるかということ。

それから死亡一時金の場合、先ほどもちょっと触れられましたけれども、これは問題がありますね。六十歳までに死ねば一時金の六十万がもらえてはお研究会も聞き、議論をいたして詰めをいたしたい、こういう考え方でございま

す。

○野坂委員 農業者年金は農林省が所管しております。国民年金とか厚生年金等は厚生省が所管しております。年金問題についてどちらが強いか、

が額に汗をして老後の生活の安定を期しながらやつたものが、一遍もつてもうあとはだめだ、奥さんにもやらぬ、こういうことは余りにも制度上ひどいというのが農業者の声であります。この声を踏まえて農林省、特に構造改善局長は最高の責

任者だと私は考えておりますが、この点についておるかということが一点。

それからいま国民年金との関連性を言われたのですが、たくさん問題がある。たとえば農業者年金の場合は保険料は一ヶ月二千四百五十円です。五十四年の一月ですかに三千二百九十九円、その程度になつてくる。そうすると年金額というのは六百五十円に保険料の納付済み期間を掛けるのです。そうですね。そうすると保険料を掛けるのは二十五年間、七十三万五千円になるのです。年金の受給は十年間で百九十五万円もらうのです。国民年金の場合は掛金は六十六万円なんですね。もう十年間で三百九十万円なんですね。そうですね。そうすると保険料を掛けるのは二十五年間、七十三万五千円になるのです。年金は他の年金に比べると損をする、よさうに見える移譲年金というかこうを打ち出しておつてはぐつと落としておる、これが実態なんですね。だからそういう意味でも遺族年金というものは考へてもらわなければならぬし、ずいぶんと農

林省側にがんばつてもらわなければならぬ、われわれができるだけの協力をしなければならぬ、これが額に汗をして老後の生活の安定を期しながらやつたものが、一遍もつてもうあとはだめだ、奥さんにもやらぬ、こういうことは余りにも制度上ひどいというのが農業者の声であります。この声を踏まえて農林省、特に構造改善局長は最高の責

任者だと私は考えておりますが、この点についておるかということが一点。

それから、一時金の問題でございますが、これについては、関係各省にも御了解をいたくようになります。したがいまして、要するに制度の改善につきましては当然われわれとしては前向きに考へてまいりたいと思います。ただ、今回の御質問でございましては、農業者年金の特質という問題につきましては、五十一年の改正におきましては据え置かれておるわけでございまして、今後のこの改定につきましては、当然検討の一つの課題になります。

それから、一時金の問題でございますが、これにつきましては五十一年の改正におきましては据え置かれておるわけでございまして、今後のこの改定につきましては、当然検討の一つの課題になります。

それから、強く要望しておきます。あなたの任期中にです。

○野坂委員 その方向で必ずやつてもらうように考へてもらわなければならぬし、ずいぶんと農業者年金で任意加入だといつけれども、これは将

来移譲年金はもらえませんね、こう言って私にお尋ねになりました。三十アール以上で任意加入で

も、お父さんが六十歳になりました。息子さんが農協に勤めておりまます、隣の息子さんも役場に勤めておりまます、この場合は移譲年金ができましょ
うか、こういうお話をありましたから、私は、移譲年金はできます、二万六千円ないし二万八千円、九・四%上がつて二万八千円はもらえます、
こう言つて答えておきましたが、それでよろしく
うござりますか。農地法の改正によつて農業者と
いうのは五十アールということになつております
から、三十九アールですからね。

○森整(政)府委員 御指摘のように譲り受ける人が譲り受けた結果五十アールになるという制限がございます。その問題であろうと思ひますが、しごたがいまして、ストレートにそのままいく場合で

○野坂委員 そうしますと、三十アールだから入
れ、なるべく入れなければならぬでしょう、あな
たがおっしゃるように、これから戸別訪問をして
でも入れなければならぬ。そうしますと、三十ア
ールで入つたけれども、移譲年金が全然できぬと
いうことになれば、これからそういう人たちは全
然入りませんよ、入つたって魅力ないですから。
移譲年金ができるじゃないのですか。

この農業者年金基金法の四十二条の、口の、「經營移譲者の直系卑属」云々ですね。「政令で定める要件に該当する「人の者」により、その「耕作又は養畜の」云々とありますね。その政令を受けますと、後継者はその經營主が經營移譲をする場合、後継者は三年間從事をしておればいいということになつておるでしょう。だからそれは生きるんじゃないですか。

政令も見てくださいよ、九条にちゃんとそういうことがある。「三年以上耕作又は養畜の事業」、日曜百姓でもいいと書いてあるんじゃないですか

か。そうしなければ農業者年金は伸びませんよ。

ではおりませんから、農地法は適用になるということで、運用上は先ほど私が御答弁申し上げましたような方式で指導をしたいということでござります。特に、いろいろ今後地域農政等を進めてまいります過程で、そういう問題はもつとスムーズ化

に、円滑に進められるのではないかというふうに思つておりますが、当面お答えをするのは、基本上的にはやはり農地法の適用があるわけですから、それに合うような運用をせざるを得ない、こういうふうに考えておるわけでござります。

○野坂委員 そういういたしますと、この施行令九条なり、ある、いま申し上げまして四十二条、第

皆移譲、そういう関係、これだけを読んでまいりませんと、私が言ったように処置ができる。そうなければ、農業者年金に入る意義が全くなくなつてくるのではないか。そうすると、三ヶ月

歩以上五反歩未満の人は、後継者はこれから簡単に經營を拡大します、そうは口で言つても、現実がなかなか伴わぬわけですからね。現実に買えぬわけですからね。その場合は、三反歩以上の注意

加入なんて、全く意味がなくなるのじゃないですか。魅力ある農業者年金とは言えぬじゃないですか、経営移譲できませんから。どうですか、それは農地法にかかるないで受けておられるというふうに私どもは理解しておったのです。

○森整一政府委員 農地法のたてまえが、あくまでも、五反歩といいますか、そういうたてまえを堅持をいたしておるわけでございまして、やはりこの原則を破るわけにはまいらないというふうに思ひます。ただ、三反歩で、あとはもらえないといふにはわれわれ考えておりませんで、今後むしろ権利のいろいろ集積を図っていくということで、ことに今後、先ほど申しましたように、

地域農政特別対策事業みたいなことで、いろいろ権利の集積を図っていく、そういうこともあわせますから、その中でこの

問題は解決をしていく。また、やはりそういうことはしてあげないと、先生おっしゃるよう問題

でございますから、本当に農業でやっていこうと
いう人たちは多いは少なくともその面積、いま小
さいながらもやっていこうという人たちに対しま
は、われわれ応援をしていかなくてはいけない立
場でございますから、先生のおっしゃるような問

題が起らぬようわれわれ運営指導してまいりたいというふうに考えております。

いうことは先ほどの議論でわかつたわけですから。そういうことを説明をすれば、入るなということになりますね。ただ、後継者に譲渡する場合は、その後継者は、これまで主金に入つてお

る。ほかへ勤めれば国民年金に入れませんから、その人は将来もらえないだろう。しかし、お父さんは経営移譲というかつこうで経営譲り年金があがらえるじゃなかろうか。息子はもらえない、お父

さんはもらえる、こういうことはなりませぬか。お父さんは入つておるのであるから、それを自子さんに譲るのですから、息子さんは将来、厚生年金に入つたりしておつてとても国民年金にないということは私たちもわかりますが、お父さんはもられる、こういうことはなりませぬか。

さんはこの法律で經營移譲年金がもらえるのではな
いですか。

○森(整)政府委員 先生のおっしゃることそのままで
につきまして私もよく理解できるわけでござい
ます。ただ、いまのような御指摘の場合には、こ
れはなかなかむずかしいとおっしゃるかもしません
けれども、第三者に移譲するということではな
いです。

ざいます。そういうことで、そういう場合の問題点
というのは私も非常によく理解できますけれども、やはり五反歩の線は一応いまのところ譲れな

いということで考えざるを得ないのでないだらうかというふうに思います。

○野坂委員 もつと十分検討していただきたいと思います。これは農業者年金に重大な影響があるということを申し上げておきます。総体的に申し上げて農業者年金は非常に魅力があるということですけれども、政策年金としての移譲年金、しか

も四割である。あとの大割が実態がわかり、あるいは第二種兼業農家等がわかつた場合はむしろ逆の方向が出来るのではないかとうかといふことを心配しておられますから、秋に向けて十分御検討いただきますようより要望しておきます。

おつてください。
最初に大臣にお尋ねをしましょう。この農林年金というのは、私はこの法律ができたときから考えてみて改革年金である、こういうふうに考えて

おられます。たとえば人材の確保、農業の発展、こういうことを言われてまいりましたから、そういう意味ではある意味の政策年金だと考えておりましたが、制度的に他の年金と違った特色があるのかな

どうか、農林年金は性格的にどのように位置づけをしたらしいのか、その点はどうでしょうか。

線にあって農林水産業の生産力の増進と農山漁村の社会的、経済的地位の向上を図って、あわせて国民経済の発展に寄与するという役割りを担つておるわけでありまして、これら団体の職員の職場は市町村の職員に準ずる重要な役割りを果たしていることから、これらの職員の福利厚生というのを図りながら優秀な人材の確保に資する必要があるという事情があつたものと理解しております。

す。したがいまして、いまから何年前であつたか、この年金制度ができたときには人材の確保に資する必要があるという事情があつてこれができ

たものと理解をしておる次第でござります。

○野坂委員 政策年金ですか。

○長谷川國務大臣 はい。

○野坂委員 私も不勉強であります、これを読んでみまして、初めわかつたように思つておつたのですが、なかなかわからぬ。これは局長はよくお読みで、この法律はどこもよくわかりますか。

○今村(宣)政府委員 いろいろ勉強いたしておりますが、なかなかむずかしい法律であるというふうに思つております。

○野坂委員 相当の最高責任者の農林經濟局長でもわからぬのですから、国民はわからないと言つてゐるのですよ。大体法律は、これから若い世代がやるのに、たとえば除すと書いてある。除す

といふのは割ることだ、乗ずるといふのは掛けるということだ、控除といふのは引くことだ、こう

いうことはわれわれはわかりますが、だんだんわ

からなくなつてくると思うのです。法律を見るた

びに、このごろはできるだけ国民に理解をされな

いように法律が書いてあるような気がしてなら

ぬ。特に農林年金等はわからなくて、一年ごと

に、提案されるたびに条項はふえていきますね。

毎年毎年ふえていきます。そうでしよう。

わからぬということでしたらあれば、わか

つておるのならちよつとお尋ねしますが、たとえ

ば提案されました第二条の十六の真ん中の方にあ

りますね。いわゆる「一・〇六七」を乗じて「云々

の項です。四十九年改正法第一条の規定によ

る改正前の法、附則「云々の「規定を適用して算

定した額に改定する。」二条の十七、「四十九年改

正法第一条の規定による改正前の法、「云々の

規定を適用して算定した額に改定する。」第二条

の十八、終わりから三行目、「四十九年改正法第

一条の規定による改正後の法」云々の「規定を適

用して算定した額に改定する。」これは局長、ど

ういうふうに違うのですか。

○今村(宣)政府委員 每年毎年法律を改正してい

きますから、その毎年改訂したときの、その

時点のものを今度どういうふうに新しい法律で適

用していくか、そういう適用の仕方を規定いたし

ておるわけでございます。

○野坂委員 そうすると、十六も十七も四十九年

の改正前の法律を適用するわけですね。二条の十

八は改正後の法ですね。第一条の規定による改正

後は前と後だが、内

容はどうなのかと聞いておる。法律は前と後が、内

容はどうなのか。わからぬでしょう。一般的の国民

がわかるわけがない、あなたがわからぬのだから

どうなのかと聞いておる。法律は前と後が、内

容はどうなのか。わからぬでしょう。一般的の国民

いですか局長さん、どうです。

○今村(宣)政府委員 第二条の十六は「第二条の

十三第一項の規定の適用を受けた年金について

は、昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の

規定による年金額の「云々」ということで、五十二

年度四月分以後どういうふうに規定を適用してい

くかということを書いてございます。したがいま

して、これは毎年このところの適用が、仮に來

る、こういうふうに経過措置の二項にあります。

だから同じことなんですね。ところが法律だけ見

ますと、改正前とか改正後とか書いて、だんだん

できるだけわからなくなるようにしておるのです

よ。三條の七項でもそうですよ。みんなそうじゃ

ないですか。七項がことし出づきた、改定だか

ら。本法に年金の保障額がないから、本当ならあ

とは金額だけを変えればいいのです。だから毎年

毎年何項目を――今度附則でも、二十二、二十

三、二十四でどうう。今度も三条七項以降どんど

どきの給与が違つてきますから、そのとき

思うのですが、この保障額は違つておりますか。

思つておるのならちよつとお尋ねしますが、わか

つておるのならちよつとお尋ねしますが、わか

定をしなければいけないわけでございます。したがいまして、毎年毎年改正をしておるものですか。わからぬ。したがいまして、それを法律で措置をするとどうしてもいまのよう

いうことに相なりますと、どうしてもいまのよう

な非常にわかりにくい法律の形式にならざるを得

ないわけでございます。したがいまして、これを

普運の法律のよう政令に落としますと、その計算の取り扱いを同

じようにまた政令で書いていかなければいけない

かどうかという問題が一つあります。これはしか

し政令に落としますと、その計算の取り扱いを同

じようにまた政令で書いていかなければいけない

かどうかという問題がございまして、制度の改正に

伴います従来の取り扱いというものをどうするん

だということは、やはり政令段階であれ法律段階

であれ、これを規定せざるを得ないということに

相なるのではないかというふうに思つておるわけ

でございます。しかし、先生の御指摘もございま

すから私の方としてはなお勉強いたしますが、現

段階ではそのように理解をいたしておるわけでござります。

○野坂委員 時間が過ぎますから、勉強してくだ

さい。これは本法を一つ変えれば、後は金額をそ

のときだけ國式方式をとればすぐ直るのですか

ら。これは法制局のメンツだけで、前があつたら

消されぬ、前は悪いということになつてはならぬ

といふことからこういうことになつておるだけ

であります。そうすれば一目瞭然わかりますよ。こん

なわからぬ法律を出したらますます混亂をします

から、お願ひをしておきます。大臣にもお願ひを

しておきます。

それから、この農林年金の制度は國家公務員共

済制度の給付水準を志向して発足をした。しかし

新法とか旧法の切りかえの時期や既裁定年金――

またむずかしい言葉が出ますね。既裁定年金の改

定の制度にあるように、公務員制度に常におく

れをとつてきました。現実におくれをとつておりま

す。これは農林漁業団体に対するべつ視です

か。同じようなことを志向してきたならば、それ

から制度の改正以前から引き継いだもの

に対しても同じような措置をする、追いつかなければ

ばならぬ、これがあなたに対する緊急的な課題だ、こういうふうに思いますが、これは基本的なことですから農林大臣に答えていただきましょ

○今村(宣)政府委員 農林年金は昭和三十四年一月一日に正式に発足をしたわけでございますが、その法律は先生御指摘のとおり旧国家公務員共済法を参考にしてつくられたわけでございます。他の各共済制度はこれと前後して新法に切りかえられたわけでございますが、当時の地域社会で農協と比較していた市町村共済組合の地方公務員等共済組合法への新法切りかえが昭和三十七年十二月に行われたわけでございまして、私の方は厚生年金の給付水準が非常に大幅に引き上げられるといふことが昭和四十年五月に見込まれましたので、その中間の三十九年十月に新法に切りかえるといふうな法改正が行われたわけでございまして、したがつて切りかえ時期の格差は各共済とともに存するわけでございまして、新旧の切りかえの区分がござりますのでその不利益はござりますけれども、それだけをもって主張をすることができるかどうかについては、なかなかちよつと問題があるところでございます。

○野坂委員 ゼビ直していただきますよう御努力をいただきたいと思うのです。

それでは、既裁定年金の中身について聞きました。今度は上げるのですね。いわゆる上薄下厚といいますか、たしか七%上げるのだけれども、六・七プラス二千三百円ということになっておりますね。この根拠は何です。

○今村(宣)政府委員 その根拠は各種共済組合についても同様でございますが、既裁定年金の改定につきましては、その指標といたしまして人事院の給与に係ります政府勧告に準拠した国家公務員の給与改定率をとりまして、これを基準として平均給与を改定することによりまして年金額をふやしてきておるわけでございます。

○野坂委員 去年の改定は一一・五と一〇、いわゆるゼロでしたね。それは、上薄下厚でなければなりません。

下の皆さん大変だからという、そういう意向でやられました。ことしのあなたの答弁は、農林年金の実態を把握して上薄下厚でなければ下の人たちの年金が余りにも少な過ぎるのではないか、こういう意味で出されておると私は思つておったのですが、横並びでございます、全部七%だけれどもまあ二千三百円出したしました、農林年金として、農林省は何にも考えておりませんがやりました、この程度ですか。私は、農林年金の実態、特殊性、政策年金的なものをもつと考えて、そういう意味で配慮されたものであろうというふうに思つておったのですが、意図に相違して、何も勉強しておらないが他の年金に合わせました、こういうことでございましょうか。

○今村(宣)政府委員 今回の改定は五十一年度におきます国家公務員の給与改定額、これが平均で七・〇%でございますが、それを基準としまして五十二年三月以前の年金受給者の年金額を増額改定をいたすことにしております。その該当者は、ちなみに申しますと、三万六千五百五十二人ということになります。改定の方式につきましては、五十年度改定まで標準給与に一定率を乗することにしましたが、しかし国家公務員の給与の改定率が等級別に異なる事情を考慮いたしまして、五十一年度改定におきましては、御指摘のように前年度の国家公務員の給与改定率八・三%から一・五%まででありましたということをございましたので、既裁定年金の額の階層別の引き上げ率を七・八%から一・五%の範囲まで差をつけまして、上薄下厚方式を採用いたしましたわけでございます。

今回の改定に当たりましては、五十一年度の国家公務員給与の改定が六・七%から七・〇%まででございまして、その前に比較して差が非常に少のうございます。したがいまして、率六・七%と額二千三百円により改定をする、それが七・三%から六・七六%までですが、上薄下厚方式を採用いたしておりますが、その差は前年よりも圧縮されたものとなつておるわけでございます。

○野坂委員 なぜ圧縮されたでしょうか。
○今村(宣)政府委員 先ほど申し上げましたように、国家公務員給与の改定の差が六・七%から7%までということでおざいまして、その圧縮差がこちらに反映をしておるという形でございま
す。

○野坂委員 去年は七・八五から一一・五、こういうふうに思い切ったことをやつたんです。しか
し、まだ相当前の方の底上げをしなければならぬ
という声が強いですから、それについてはある程度昨年の方式にならうべきではなかろうか、
そのぐらいの権限は農林省当局にあつてもいいじ
やないかと私は思うのですが、大蔵省や厚生省は
文句を言いますか。あってもいい、その方が正し
いではないかという議論なんです。

○今村(宣)政府委員 これはいろいろ制度改正を行います場合に、各年金とも大体同じような形のものを採用するということに相なっておりますの
で、ことしの形と申しますか、改定の状況はいま
私が申し上げたような形に相なつておるわけでござ
ります。

○野坂委員 私は、質問でお答えを引っ張り出す
ということをしませんが、もつと自主性を持つて
農林年金を真っすぐ見詰めてもらいたいといふこ
とだけを申し上げておきます。

それから、今度の改正是六十五歳以上は五十五
万円が五十八万九千円になりましたね。いわゆる
新法の皆さんには五十八万九千二百円、大体出そろ
った。しかし、六十五歳未満は四十四万一千八百
円、これも七%引き上げで大体こういうことにな
つておるわけです。おまけに遺族年金というの
は、旧法の方は四月に二十九万四千五百円で、そし
て八月に三十二万円にするのですよ。あなた方の
資料ではそう書いてありますね。そういうような
こと、あるいは組合員の期間が九年から二十年の
場合は二十二万九百円が四月で、八月に二十四万
円になつておる。なぜこういうふうに二段構えに
なつておるでしようということが一点と、先ほど
あなたがお答えになつたように、国家公務員の共

○今村(宣)政府委員 最低保障につきましては、済年金を志向して始めたならば、この年齢区分等はおとりになつてもよろしくございましょう。こういうことを提言いたしますが、いかがですか。先生御存じのよう新法、旧法がございまして、それにつきましては新法の最低保障額、それから絶対保障額等につきましても寡婦加算その他の措置によつてこれを引き上げてきたわけでございまが、八月にさらに、絶対最低保障額につきましては厚生年金等と歩調を同一にしてこれを引き上げることにしております。それで、絶対保障額最低保障額の分につきましては、御指摘のよう年に年齢の構成によりまして金額が違つてくるという形に相なつておるわけでございます。これは共済年金共通の問題として一つの原則がございまして、年金額の裁定はその給付事由が生じた時点における制度によるべきものであるという一つの原則があるわけでございます。その意味で、旧法年金者に対しまして制度的に新法年金水準を確保するということはなかなか困難な問題があると思います。しかし私たちとしましては、今後とも絶対保障額の引き上げに努めまして、旧法年金者の給付水準の改善を図るように努力をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

なくともいいようにしていく、このくらいの気魄がないですか。どうです。

○今村(宣)政府委員 農林年金の場合におきましては、絶対最低保障額の通用を受けます人が大体千五百人程度でございますから、その数としてはごくわずかでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、給付につきましては、それぞれその時点の退職条件によるという原則が一つござりまするものですから、そこを突き破るということ是非常にむずかしい問題でございます。同時に、御指摘のように恩給も同様な方式によつておるわけございまして、恩給手直しということになりまると約十万人が対象になるという事情もございまして、原則論とも一つは恩給部分の取り扱いという問題を引き起こすものですから、私たちもせいぜい努力をいたしておりますところでございますが、事態は非常にむずかしい状況にあるわけでございます。

○野坂委員 がんばってもらわなければならぬということを強く要望しております。それから改定方法は自動スライドというのがもう定着しました。これは定着しましたからそれで実施していくだけるものと考えておりますし、その実施時期はことしから四月になりましたね、御努力によって。農林省は努力をしなかつたかも知れぬ、自動的になった。実施時期は四月だ、自動スライドは実施する、こういうふうにとつてもいいですね。その点はどうですか。時間がないですから簡単にやつてくださいよ。

○今村(宣)政府委員 一つは時期の問題でございますが、時期は、ことし御存じのような事情によりまして四月に繰り上がつたわけでございまして、来年はどういうふうにするか、必ず四月にやるのか、こういうことになりますと、政府全体の方針にかかる問題でございますが、一遍四月実施が行わたといふその事実は歴然たる事実でございますから、それを踏まえて十分考へるべきものであらうと私は思つております。

それから、スライド方式でございますが、これは大体国家公務員にならつて行つておりますので、したがいまして国家公務員の給与の改定がございますならば、それに基づきまして取り扱うと

いうことでございますけれども、かりに国家公務員の給与が五%以内であれば人事院勧告があるいはないかも知れないといふこともございますから、必ず毎年スライドして上がっていくといふことでなくて、国家公務員共済制度と歩調をつけて処理をせられる問題ではないかと考えておるわけ

でございます。

○野坂委員 あと十分ばかりしかありませんから、最後に財政の問題を聞きます。所要財源は出されましたように一三三・五九ですね。それで修正率は七七・五%をとつておられますね。そういう意味で、今日まで法律も改正され、整理資源が相当あるわけですが、不足責任準備金といいますか、いま払わなければならないものは幾らになりますか。

○今村(宣)政府委員 五十年度末で見まして不足責任準備金は一兆五十一億円になつております。

○野坂委員 ついぶん不足金がありますね。そうするといま整理するとすると、農林年金の資産その他を差し引いてやるとどの程度になりますか、実質、純不足準備金は。

○今村(宣)政府委員 そういうものを差し引きまして、利差益等も差し引いていま申し上げました

○野坂委員 まずいぶんになりますね。約一兆円の不足金があるということははつきりました。そして、利差益等も差し引いていま申し上げました

○今村(宣)政府委員 一つは時期の問題でございますが、時期は、ことし御存じのような事情によりまして四月に繰り上がりつたわけでございまして、来年はどういうふうにするか、必ず四月にやるのか、こういうことになりますと、政府全体の方針にかかる問題でございますが、一遍四月実施が行わたといふその事実は歴然たる事実でございますから、それを踏まえて十分考へるべきものであらうと私は思つております。

うものを出した。これでは将来が非常に不安です。ますけれども、給付の開始が六十歳であるあるいはそのときの計算のベースになる給付は過去の、大体二十年勤めればその平均である。それに対する

も実現をしておらぬ。こういう点についてはどのように大蔵省当局と話し合つておられるのですか。基本的な問題ですから、臨時といえども農林大臣に間違いないわけですから、姿勢が悪いじゃないか、こういうふうに私は思つておるのですか、大蔵省もおいでになつておりますが、なぜ二%をやらないのですか。初めから要求しないのですか。委員会の決議をどう考えておられるのですか。

○今村(宣)政府委員 先ほどの不足責任準備金の一兆五十一億円の問題、ちょっと補足して御説明をさせていただきたいと思います。

不足責任準備金が発生します事由はいろいろありますけれども、その不足責任準備金は過去勤務債務で構成されておりますから、この元本を永久に凍結しましてその利息相当分のみ償却すると

いうことが認められておるわけで、みんな各年金ともそうやっておるわけでございます。農林年金では制度発足以来マクロ的な修正積立方式を採用して、早く言えば利息相当分だけ財源率に織り込んで償却を行つておるということでござりますから、金額は一兆五十一億円でございますが、償却すべき金は一つの計算上の問題としての利息相当分といいますか、正確ではございませんけれども、そういうものを償却をしていけばいいわけでございますから、一兆五十一億円そのものの金額

ますと、将来の農林年金の運営を考へてまいりますが、将来的農林年金の運営を考へてまいりますと、団体その他加入するとしても、四十六万

人ですから、上から下までつとりますとそぞろが広がるといふことはなかなかできませんね。

○野坂委員 まずいぶんになりますね。約一兆円の不足金があるということははつきりました。そして、利差益等も差し引いていま申し上げました

○今村(宣)政府委員 どうぞお聞きくださいと思

いいたしておるわけでございますが、ただ全体的には、厚生年金はなるほど二〇%の補助率でございません。だから、それが最も低いなんですね。相手は二〇%ですがうちには一八なんですね。二%も差があるのです。だから、それを同じようにするのは当然でありますけれども、今後ともこの点については改善に努力を加えてまいりという考え方には変わりはございません。

○野坂委員 大臣、せめて厚生年金並みにしてもらおうというのが最低の願いなんですね。相手は二〇%ですがうちには一八なんですね。二%も差があるのです。だから、それを同じようにするのは当然でありますけれども、今後ともこの点については改善に努力を加えてまいりという考え方には変わりはございません。

○長谷川国務大臣 明年度は特にその点に重点を

置きましてさらに努力を重ねてまいりつもりでございます。

○野坂委員 あと五分ですが、いつのこの会議でも、厚生年金と同じようにと言ふと、財源調整費の一・七七を引つ張り出して一九・七七だ、こう言ふのです。それでちょうど見合つておる。議事録を見てごらんなさい。どの農林大臣も一貫して言つておる。今度与野党伯仲時代を迎えて、三千億円の減税がやられた。そのときに一八%の裏づけはしたのですけれども、一・七七はやつていないので。それだったら、二〇対一九・七七というならば、このぐらいは上げてもいいじゃないですか、たった七百二十六万円だから。農林年金だってよう要求せぬのです、いろいろ世話になつておるし、首根っこを押さえられておりませんから。私はその思想がいかぬ。なぜやつてもらわぬのか、その点はどうですか。

○今村(宣)政府委員 財源調整費の性格でござりますが、これは從来から給付見込み額に対する一定率に相当する額をすつと確保してきたわけですが、

さいますが、その本来の性格を申しますと、給付費に対する一定補助率による助成ということではなくて、毎年度予算の範囲内において定めると、法律も別項を起こして書いてござりますが、一つの定額補助的な色彩がござります。そういうわけで、給付費の実行額が決算時において予算における見込み額より減少したとしてもこれを返納しないという仕組みになつております。したがって、給付費に対する割合を見ますと、五十年度では一・八七、五十一年度には一・七九九などといふように、決算上の結果はそういうふうに相なつております。したがいまして、そうなりましても、その超過した部分は国庫に返すという扱いはいたしておりません。したがつて、決算時を待たないと給付費に対する財源調整費の割合は確定しないわけでございまして、そういう財源調整費の性格から見て、と同時にいろいろな財政事情等も勘案して、政府の予算修正に

おいてはこの増額をしなかつたということでござります。

○野坂委員 あなたも御承知のように、政府が農業協同組合等相互扶助事業というかつこうで一億五千万出しておられます。そして農業団体から農業協同組合等に業務運営の強化育成というようなことで入れている、あるいは運用益を給付金の方に回すとか、そういうことをやつて千分の九十八と、いう掛率がようやく出ておるわけですね。それで、いままでではなぜ補助率がそんなに違うので、とか聞くと、それは一・七七がありますと言つていた。それじゃ今後は言わないですね。財源調整費というかつこうは全然別個なものでありますと、これが明確になつたのですから。一八%と二〇%だといふことが明確になつたのですから、これを補完をしておるということではないに、いまの整理資源から一兆円に及ぶ不足準備金、そういうものから考えて、われわれとしては今後一八%だといふ位置づけをしてこれから補助率の交渉には当たつてもらえる、またわれわれもそのつもりでやる、こういうふうにお互いに意見の統一を見ておいた方が今後の運営上非常によからう、こういうふうに考へますが、私の意見に賛成ですね。

○今村(宣)政府委員 調整費はいま申し上げたよ

うな性格を持つておるわけでございますが、しかしこういうふうな取り扱いをしてきておるわけでござります。したがいまして、予算の積算として從来から一・七七とおり、毎年の絶対額はふえておるわけでござります。したがつて、そのような措置ができるだらうか。そうしなければ、六万二千円分払わなければならぬが、もつと下にある者は負担が大変なんですからね。――知つておられる。底上げが全部六万二千円分払わなければならぬ。これについては、全部六万二千円以上に上げるように指導し、徹底をし、そのような措置ができるだらうか。そうしますが、行政庁がそこまで月給を上げるようになれば、六万二千円分払わなければならぬが、

それは処置をされますね。指導され、いつごろまで完了するであろうか。

○今村(宣)政府委員 お話しのような給与水準の方があることは確かでござりますが、同時にしかし、最低限度の問題は、一つは、年金制度の関係で申し上げますならば、たとえば障害給付その他の場合におきましては、疾病その他の場合におきましては、一年以内であります。それが決して、そういうふうな利点も片や制度として持つておるわけでございます。したがいまして、これが決してないことは一回もないのです。これが初めてなんです。いまありますか、そういうことは。今回が初めてであります。

○今村(宣)政府委員 従来は先生お話しのとおり

でございますが、しかし同時に、今回のようないます。私たちは、そういう農協の經營基盤の確立なりあるいは事業の健全な発展あるはしっかりと管理体制の確立という点につきまして、できる限りの指導あるいはまた援助ということに努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○野坂委員 管理体制の確立とか経営基盤体制の確立とか、そういうことは十年一日のごとくあなた方はいまやつておらなければならぬわけですが、それでもそんなんですから、だから、六万二千円以下の給与者にとってはぜひそこまでひどいじゃないか、こういうふうに思われるわけですから、それについては、農協なりあるいは土地改良なり農林漁業団体に所属をする中で、そのような低額の給与者についてはぜひそこまで引き上げてもらおう、そういうことを農林經濟局長は当然指導し、また要望するということが、法律を出した責任者として私は当然だと思いますが、そういうことは非常に望ましいことだと思いますが、行政庁がそこまで月給を上げるようになりますが、行政庁がそこまで月給を上げなければおかしいではないかというところ、また上げなければおかしいではないかというところまで踏み込んで指導をするということが果たして適當であるかどうかにつきましては、なお検討をすべき問題があらうかと思います。やはり給与改善の問題は各団体の努力にまつべきところが大きいわけでござりますから、私たちとしましては、経営基盤の強化というようなことにつきまして十分指導をいたすことによって給与改善にも資してまいりたい、かように考えておるわけでござります。

○野坂委員 指導はしていただけますか。

○今村(宣)政府委員 最低賃金のようこそまで

は上げるというふうな指導は、私はなお問題を持

つておるかと思いますが、先ほど申し上げました

ような全体の経営の発展によりましてそういうふ

うな水準の給与が確保されることが望ましいとい

うことは私たちも当然考えておるところでござります。

○野坂委員 時間が参りましたから、これで質問を終わりたいと思うのであります。いまも明らかになりましたように、農林年金の実態というの非常に厳しい状況にあるということをお互いに確認ができたと思うのです。いま官民格差の問題等が盛んに議論されております。この農林年金も官民のいわゆる官の方に入る、そういうグループの中に入つておるわけですねども、たとえば恩給のように、昔のようなものについては全部国が持つということではなしに、すべて組合員にかかっているという現状であります。むしろ、既裁定年金の遺族年金でも、退職年金、六十歳以下の諸君たちは厚生年金よりも低いという現実に置かれておる、この実態を十分踏まえていただいて、そして掛金もどこよりも高い、こういう現状について既裁定年金なりあるいは新法と旧法の差は余りにも大きい。できるならば旧法というものを新法と同じようにして措置をすることが、私は絶対保障額あるいは最低保障額というような煩わしい言葉を使わないで済むような、そういう農林年金体制というものを樹立をしていくことが今後の農業の発展あるいは經營基盤の確立の問題から考へて、進めなければならぬ大きな課題だと考へております。しかも、厚生年金の補助率よりも二〇%下回つておる。従来は一・七七加えて、そして二〇%と比肩しておる、こういうことを常に申されまいりました。初めて今度は一・七七は落ちた。私はそういう姿勢なり思想 考え方というものについて問題があると思うであります。多くの努力をして、農林年金の給料を決めるのにも、あるいは交際費を使うのにも二遍も三回も大臣の判断をもらわなければ独自の活動はできない。特殊法人としての本当の姿というのが十分にできていません、活用されていない、私はそういう面もたくさんあると思うであります。私はこの際、農林大臣がそういう補助体制の問題あるいは今後の運営の問題、そういう問題を踏まえて前向きにす

べてを善処していただきよう強く要望して私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○山崎(平)委員長代理 武田一夫君。

〔山崎(平)委員長代理退席 香波委員長代

理着席〕

私はまず最初に、厚生省にお伺いいたします。

○武田委員 私は年金全体の問題に対しましてお伺いいたします。

年金全体の問題に対しましてお伺いいたします。

が、我が国の年金制度が昭和四十八年の改正によ

りまして、いわゆる夫婦五万円年金という時代を

迎え、政府は国際的にもひけをとらないような年

金といふものに入った、こう言つてきたわけでござ

ります。しかしながら、これは考へてみます

と、あくまでも厚生年金だけのことでありまし

て、しかも標準者モデルによる完全年金をもらえ

る人というのは、実際の受給者の水準はこれを下

回つている。これはよく御承知のとおりだと思います。さらに国民年金に至りましては、制度発足後十五年、政府の言うようないわゆる二十五年の

完全年金を受けられる人は一人もいない。しかも

その金額と言えば、改正はあるにしても非常に低

い金額である。われわれが言う生活できる年金と

いうものにはほど遠いという状態、そういう状態

にあって果たして国際的にひけをとらないと言え

るのかどうか、そういう考へでいまも年金とい

うものの考へを進めていくとしているのかとい

う点、まずその基本的な考へからお伺いしたいと

思つてございます。

○山本説明員 四十八年改正それから五十一年改

正、それぞれ大きな改正をいたしたわけござい

ますが、そのときに年金の水準がおおむね国際的

な水準に達しておりますというのを私ども確

かに申し上げております。これは私どもの関係で

は厚生年金保険と国民年金、そのほか船員保険と

いうのがあるわけでございますが、厚生年金の場

合には給付額の一つの目標といたしまして、標準報酬の平均額の六割を確保したいということを、

これは関係の審議会からも言われていることでござ

ざいまして、私どももそういうものが実現するよ

うに制度を改正してまいつたものでございます。

その際、六割というものが確保されていない受

給者が大せいおられることは御指摘のとおりでござりますが、これはやはり戦後のある時期、まだ

経済が十分復興しておりませんころには、厚生年

金に加入しなかつたというような方がおられまし

て、そのために六十なり六十何歳になられまして

も、加入期間が本来でしたら大卒といたしまして

も六十までには三十七、八年あるわけございま

すが、その中で不幸にして二十年そこそこしな

い、あるいは十五年という特例措置で年金をもら

うだけしかないという方がまだ大せいおられるわ

けでございまして、こういう方の場合には六割と

いう水準がなかなか実現していないわけござい

ますが、ただ、昨年、ことしあたりに退職なさい

うだけしかないという方はまだ大せいおられるわ

けでございまして、年金、その中身を早くつくっていただくこと

が、これは国民のひとしい願いだと思います。

○武田委員 私は、国際的にひけをとらないとい

う年金、その中身を早くつくっていただくこと

が、これは国民のひとしい願いだと思います。

そこで、日本の制度の中で欠陥がいろいろある

ところですが、たとえば年金権の確保が完全に

図られていないという点、妻の場合は特にそういう

問題がございます。さらにまた、年金額がいま

申し上げたきわめて少ない、八つに分かれて非常

にややこしい体系があるというような欠陥がある

わけですが、そういうものを今後どのように是正

しながらそうした国際的な高い水準のいわゆる国

民の期待する年金にしていくという考へ、ある

いはまた具体的にどのよう今後それに取り組も

うとしているか、その点についてお伺いします。

○山本説明員 御指摘のとおり現在の日本の年金

制度には幾つも課題が残されておりまして、たと

えばいま御指摘がありましたように、婦人の場合

に年金権が男子と比べていろいろ実態面で不都合

な点が残されておる、あるいは年金制度の幾つか

か、大きく言いまして八つの制度があるわけござ

りますが、その間に給付の水準にも差がござ

りますし、また財政状況なり保険料の負担にも差がござります。こういう不均衡の問題の中には、ある部分はそれぞの制度が対象としております方々の特殊性というもの、生活実態なり老後の生活

状況なり給与の水準なり職場でのいろいろな状況というものを反映したある意味では合理的と言える差も一部あらうかと思うのでござりますが、実際にはそれを超えた不均衡があるということはかねがね諸方面から御指摘をいただいてるわけでございます。そういう問題につきましては、そういう差がどういう性質のものであるかということを明らかにしながら、不合理なものについては極力これを是正していくことが必要であろうといふふうに私どもも考えておるわけでございます。

現在私どもでは、大臣の私的な諮問機関でございますけれども、年金制度基本構想懇談会という名前の審議機関をお願いいたしまして、各界のりっぱな先生方をお願いして御検討いただいている段階でございます。またそれと同時に、私どもとしましても、厚生省では厚生年金、国民年金、船員保険、さらには関係各省それぞれ所管の年金制度について、年金制度の将来における望ましいあり方といふものを検討しているわけでございまして、そういう外部の先生方の御意見とあわせまして私どもも今後のあり方、持っていく方とどうもお願い申し上げます。

○武田委員 そのりっぱな先生方のりっぱな回答をわれわれは期待しています。ぜひそういう意味でこうしたおくれをとっている年金の充実をまずお願い申し上げます。

○森(警)政府委員 先ほどの御質問にもお答えいたしましたが、一兆五十億の積立不足といいますか、ござりますけれども、しかしそれはそれをすぐにはどうこうしなければいけないという問題ではございませんで、従来の国家申し上げたとおりでございますが、公務員共済その他の取り扱いと同様な取り扱いとして、利子相当部分と申しますか、そういう部分をどう償却していくかという問題でございます。

一つは、基本的には現在おる人の年金そのものを将来の人が一体どれだけ負担をするような形にするかというのが一つの大きな問題であろうかと思ひます。

○森(警)政府委員 私の方の農林年金につきまして申し上げますならば、これは国鉄等に比べまして、まだまだ大丈夫と言ふと非常に語弊がござりますけれども、発足して日も浅いということもあります。まだそれがほど心配をした問題ではないのではないか。ただ

それでも、今後次期の料率改定期を控えまして、このを十分に検討してまいりたい、かように考へております。

○武田委員 では、年金制度の問題に入っていきたいと思います。

この農業者年金制度が発足して六年余り過ぎました。常に強い関心を持ってきておるのは事実でござります。しかし、非常に問題を抱えておることもあります。だから、長期的に見れば、これも農業者年金もこのまま放置していく財政上危機を迎えるのは間違いない。この間ある農協の幹部の方に聞いたら、十五年もたないのじゃないか、そういう危機感を抱いております。こういうものについて、その制度、財政の立て直し等につきましてどういうふうなお考えで取り組もうとしているのか、今後の見通しについてお伺いしたいと思ひます。

○森(警)政府委員 これは有資格者の何%ぐらいに当たるわけですか。

○武田委員 それは有資格者の何%ぐらいに当たるわけですか。

○森(警)政府委員 農林省が五十年六月に行いました農業者老齢保障調査の結果に基づきまして推計をいたしました結果によりますと、資格がありながら未加入の者の数は約九十万人程度いるものと見込んでおるわけでございます。

○武田委員 それは有資格者の何%ぐらいに当たるわけですか。

○森(警)政府委員 全体が約二百万人、そのうちの九十八万人、逆に申しますと百十三万人現在加入をしておる、こうしたことでございます。

○武田委員 そういいう人たちが加入していないで今日まで來ている理由とか原因とか、いろいろあります。また、そういうものに対してもどういう

ような指導といいますか対策を講じてきているか、その点について……。

○森(警)政府委員 これも先ほど申しました調査の結果でございますが、未加入の理由のうち過半数は、これは考え方いろいろございますが、

大体制度または制度の内容を知らないというのが約二九%ございます。そのほかに理由が明らかでないというのが二九%、こういうことで、結局本制度の理解が十分でないために加入しない者が相当多數考えられるのじゃないかというふうに考へておるわけでございます。

○森(警)政府委員 その調査でもだらかに二〇%程度でございますが、必要を感じないという答

がございました。ですから保険料が高いと思うとか、知らない理由というのはどこにあると思いますか。P.R.が本当に足らないのか。私は別にP.R.

だけではないと思います。その点どうでしようか。

○武田委員 確かに二九%は制度を知らないなかで、私はもつと多いと思います。なぜ知らないのか、知らない理由というのはどこにあると思いま

すか。P.R.が本当に足らないのか。私は別にP.R.

だけではないと思います。その点どうでしようか。

○森(警)政府委員 その調査でもだらかに二〇%程度でございますが、必要を感じないという答

がございました。ですから保険料が高いと思うとか、移譲の条件がどうだとか、こういうことをいろいろ設問をしておるわけでございまして、い

ろいろな答があるわけですが、大体から言えば理解をしてないのが半分以上いる

のです。しかし、非常に問題を抱えておることもあります。だから、長期的に見れば、これも農業者年金もこのまま放置していく財政上危機を迎えるのは間違いない。この間ある農協の幹部の方に聞いたら、十五年もたないのじゃないか、そういう危機感を抱いております。こういうものについて、その制度、財政の立て直し等につきましてどういうふうなお考えで取り組もうとしているのか、今後の見通しについてお伺いしたいと思ひます。

○森(警)政府委員 これは有資格者の何%ぐらいに当たるわけですか。

○武田委員 加入しようと思つたら資格がなかつたという方が非常に心配をしています。ところが私はこの問題をいろいろな方に聞こうと思って、

農協のおえらい——おえらいという言葉を使わせていただきます。非常におえらい方、そういう

方々に伺おうと思つたらみんな勘弁してくれと言つて逃げるわけです。ある一部の人しかこの年金のことについては知らないという状況、詳しく聞

けば聞くほど、いやそれはと言つて、肝心かなめの、本来ならばそういう立場にいる人はある程度のことは知らなければならぬ方が知らないといふ事実にびっくりしました。この間、新聞を見ましたらこういうことが載つていました。中野さんという理事長さんですが、この方が一番おえらい方だと思うのです。余り加入しないからチラシを六十万枚つくって加入促進をやつたところだ。大体理解できないのをチラシでもつてわかるくらいだつたら、もうすでに相当の効果があつたのでないかと私は思うのです。さらにその後、もつと問題ですが、農協の組合長の中には初めて聞いたといふ人もいるので云々とあつたわけですが、現実に私も実際会つたところによると、農業委員会の委員の人にもわからないという人がいる。こういう状態であるならば、わからない人がわからなく教えていつらわからぬ。チラシを配つたとしても説明を聞かれてもわからない。私はこれではどうしようもないと思うのです。その点の要するに指導的な立場といいますかPRする方の姿勢も重大な問題を抱えているのではないか。ですからある一部の職員の方が一生懸命PRしても士気が上がらないと言うのです。これは私もわかると思うのです。その点に對してどういふうに今後取り組んでいか。これは、もつと指導していくべきだと鋭意努力しますとかいうような問題ではない。農家と密接につながりのある方が、要するにもつともつと真剣に、内容が本当に手に取るよう、言葉なれば小学校の子供に物を教えるくらいにわかるような、そういう理解を持つたPRの進め方でなければ、チラシを配つたとかそんなことで加入というのは推進できるとは思わないのですが、その点はどうでしょうか。

○森整政府委員 御指摘のような問題は確かにあります。そこで、いろいろ考えておるのでございますが、ただいまの事務の体制といふのが団体中心になつておるわけでございます。たとえて申しますと、いわゆる行政の都道府県の責任者の方は指導監査という仕事しか与えら

れていないといふ問題が一つあるわけでございます。私は、この問題については基金の理事長とともにことは知らなければならぬ方が知らないといふ事実にびっくりしました。この間、新聞を見ましたらこういうことが載つていました。中野さんという理事長さんですが、この方が一番おえらい方だと思うのです。余り加入しないからチラシを六十万枚つくって加入促進をやつたところだ。大体理解できないのをチラシでもつてわかるくらいだつたら、もうすでに相当の効果があつたのでないかと私は思うのです。さらにその後、もつと問題ですが、農協の組合長の中には初めて聞いたといふ人もいるので云々とあつたわけですが、現実に私も実際会つたところによると、農業委員会の委員の人にもわからないという人がいる。こういう状態であるならば、わからない人がわからなく教えていつらわからぬ。チラシを配つたとしても説明を聞かれてもわからない。私はこれではどうしようもないと思うのです。その点の要するに指導的な立場といいますかPRする方の姿勢も重大な問題を抱えているのではないか。ですからある一部の職員の方が一生懸命PRしても士気が上がらないと言うのです。これは私もわかると思うのです。その点に對してどういふうに今後取り組んでいか。これは、もつと指導していくべきだと鋭意努力しますとかいうような問題ではない。農家と密接につながりのある方が、要するにもつともつと真剣に、内容が本当に手に取るよう、言葉なれば小学校の子供に物を教えるくらいにわかるような、そういう理解を持つたPRの進め方でなければ、チラシを配つたとかそんなことで加入というのは推進できるとは思わないのですが、その点はどうでしょうか。

○森整政府委員 御指摘の経済問題ということにつきましては、ともかく私どもは加入促進について努力して

みるというのが先決ではないだろうか。と申しますのは、救済をあらかじめしますよということになりますと、それは結局年取つてから入れればいいります。この問題につきましては、いろいろ理由はあると思いますけれども、やはり若いちは余りそういうことは考えないというのがまず基本にある

る選択という問題が起つること、それからもうすでに六十歳になつてしまつたあるいはなりかけている人に対してもどうかということになりますと、どうも制度のたてまえとしてはなかなか問題があるのではないか、こういうような問題があるのではないかと私は全然否定するといつもございました。そこで、この問題はこの問題について早急に考えを徹底をして

○武田委員 これは絶対怠らず指導監督してください。いかに指導徹底が行き届かないかという例を後でもう一つ移譲年金のところで出しますが、ひとつその点は心に刻みつけて実践に移していただきたいことをお願いします。

次に、高齢者の未加入者の救済ということについてどういうふうに考へておられるか、この救済制度はどうか、その点についてお伺いします。

○森整政府委員 これは四十六年から始まりまして、御承知のように去年から五年の短期特例措置によります支給が始まつておるわけでございまが、加入資格があつてもなかなか入つてこなれは間違いない事実ですが、さらに農村における老齢化といふものが非常に高くなつてきました。ところが若い人々が非常に加入が少ないので、一大早を聞きしますけれども、これではもううなづきたいと思います。

ところで、農業人口が年々減少しています。これは間違いない事実ですが、さらに農村における老齢化といふものが非常に高くなつてきました。ところが若い人々が非常に加入が少ないので、一大早を聞きしますけれども、これではもううなづきたいと思います。

そこで、御承知のように昨年でも半年はたつて、さらにもう半年、約一年たつわけですが、これは非常に積極的でないよううなづきたいと思いますが、加入促進とその把握に至る努力をいたしまりたいとおもいます。

○武田委員 一月から適用されるわけです。それで昨年からもう半年、その年でも半年はたつて、さらにもう半年、約一年たつわけですが、これは非常に積極的でないよううなづきたいと思いますが、加入促進とその把握に至る努力をいたしまりたいとおもいます。

そこで、御承知のように昨年でも半年はたつて、さらにもう半年、約一年たつわけですが、これは非常に積極的でないよううなづきたいと思いますが、加入促進とその把握に至る努力をいたしまりたいとおもいます。

そこで、御承知のように昨年でも半年はたつて、さらにもう半年、約一年たつわけですが、これは非常に積極的でないよううなづきたいと思いますが、加入促進とその把握に至る努力をいたしまりたいとおもいます。

そこで、御承知のように昨年でも半年はたつて、さらにもう半年、約一年たつわけですが、これは非常に積極的でないよううなづきたいと思いますが、加入促進とその把握に至る努力をいたしまりたいとおもいます。

ういうふうに非常にのろまといいますか、一生懸命やっているのかどうか。データにしましても、いましつかりしたものがわからない。これは一月から適用されるということですから、もうすでにある程度のものはつかんでおいて当然と私は思つていたのです。ですが、わが県の場合を聞いたたら、一月ごろからP.R.しているようだというようなことを聞きました。それは前からやっていたのかも知れないけれども、そういう答えが返つてくるということと自体これはわが県だけの問題でない。ですから、結局はいいものでありながら、こいうふうな少ない申し込みしかないというようなことになるので、このままで行つたら、いつのときにこういうものを本当に真剣になつて若い後輩者が考えるかということを考えると、そういうP.R.する、その指導する立場の方々の姿勢といふのはどこでも問題になつてくるのじゃないかと私は思うのですが、ひとつ真剣にこの問題については取り組んで、こういういいものなんだということを周知徹底するのが責任ある答えになると思うのです。その点いかがでしょうか。

か、それくらいの農地面積を持つていなくちゃいけない。ところがこれは実情に合わないと思うのです。たとえば海岸沿いで土地を持つていて、農業をしながら、そうして足らない分はときどき魚をとりに行くという人たちもいる。こういう方々はこれには合わない。関西のように七十アールくらいでなければならないというようなことで、そのためにはねられる可能性の人がどんどん不満を言つてきてありますけれども、東北の場合全部百二十アールです。この点どういうふうに考え、こういうふうにしたのか。そうしてもしこのまま行きましたと、たとえ申請してきても、これは条件が合わないというのではねられる人が、ある農協の会長さんに聞いたら、宮城県で一万の人間がいれば、せいぜいその条件に合うのは一割くらいしかいないのじやないかという心配をしていますが、こういう条件の厳しい問題、緩和という方向に何とかならないものか、これは本当に心配していますが、その点いかが考え方ですか。

あるわけでございます。この問題につきましては、確かに経営面積が小そうございます。ただ、私どもの観点は、あくまでも農業というものを中心にこの制度ができ上がつておる。遺憾ながら、そういう問題があることは意識はいたしておりますけれども、その問題は別な観点から措置をすべきものではなかろうか、こういうふうに考えているわけでございます。したがいまして、すべて農業をやっているからと、いう観点でこの問題を考え方にはまいらないのではないだろうかと考えておるわけですが、いかがおもひます。

○武田委員 これは問題があるのでまた後で質問しますが、次に、経営移譲年金の問題を取り上げてみたいと思うのです。

これは非常に轟んでおります。御承知のとおり、これは老後の生活の保障にもなるし、経営の若返り、近代化をねらつたものでございますが、ただ、その実効性を阻害する要素が何点かあると私は思うわけです。そこで、その何点かについて質問いたします。

まず最初にお聞きいたしますけれども、この経営移譲年金の算定の基礎となる経営移譲率をどのように見ておられますか、正確な数字をお知らせいただきたいと思います。

○森(整)政府委員 現在の経営移譲率の想定といったしましては、六十四歳までもらえるわけでござりますが、これを約四〇%と見込んで設計されておるというふうに聞いております。

○武田委員 これがもし一%上がった場合、掛金の寄与率といいますか、それはどの程度と見ておられますか。

○森(整)政府委員 ただいま至急計算をいたしましたから、お答えはちょっと後にさせていただきました。

○武田委員 今後のことを考えると、これは見積もりが何か非常に低いのではないかという気がしてなりません。現在のところそういうふうな感じですが、この農業者年金の場合、他の年金以上になりますか。

○森(整)政府委員 これがもし一%上がった場合、掛金の寄与率といいますか、それはどの程度と見ておられますか。

○武田委員 今後のことを考えると、これは見積もりが何か非常に低いのではないかという気がしてなりません。現在のところそういうふうな感じですが、この農業者年金の場合、他の年金以上になりますか。

ましても、ともかく加入を促進していきたいと考
えておるわけでございます。

あた 制度そのものにつきましては、これは並
初から非常に高齢者層が加入者に多い、また今後
なお若い人が少なくなつてまいりますからそういう
う傾向があるという上で立てられたものではござ
います。したがいまして、この制度はいわゆる完
全積立方式のたてまえをとつておるわけでござい
ます。もちろん給付時の国庫負担というのもつい
ておりますけれども、そういうことで仕組まれて
おるわけでございまして、その限りにおいては保
険財政としての破綻を来す問題は起くるまいとい
うふうには思ひます。

たた、逆に申しますと、保険料の負担が後代に非常に響いてくるのではないかという御心配がある。したがつてそれに対する御批判がいろいろあるのは承知いたしておりますけれども、そういう完全積立方式というたてまえはなお崩すべきではなかろうと、いうふうに私ども考えておるわけでござります。

保険財政の問題につきましては、五年ごとに再計算をして見直しをするということになつておりますから、それはそれなりにやってまいるわけでございまして、その時点で保険料がどうなるかということを考えた上でいろいろ今後は対処していくべきではなかろうか、制度の問題としてはさよう考へておるわけでございます。

○武田委員 この移譲年金は五十一年から大正五年の人がもらい始めた。これは非常に喜んでいるという話も聞いています。しかしながら、先ほど言いましたように老後の生活の保障とか経営の若返り、近代化ということで考えますと、これはその金がもらえる期間が短過ぎるのではないか、また十分の一というふうになつてしまふのは、これはどうも少な過ぎる、たくさんもらった方がいい、制度 자체の精神からいようとそういうような声も出しているわけです。ですから、その期間の短い移譲年金がもらえる期間を長くしてもらつてこそ、やはり老後の保障という問題もあるし、そ

いうものであれば若くして息子や子供に譲つて、いう考え方も出てくるんじないか。またその移譲年金がもらえないくなった時点においては、今度はそれの額が十分の一だというまことにみみっちいものでなく、たとえば二分の一とか三分の一というふうにしていけば、なお一層そういう希望いうか安心感を持つてそういうものに加入する若者も出てくるのではないかという声もあるのです。が、その点どう考えておりますか。

そして、いま希望しておるような、期間を長くする、あるいは十分の一を三分の一とか二分の一というふうに上げるというようなお考えが今後あるかどうか。簡単で結構です。くどくど言いませんのでお答え願いたいと思います。

○森(整)政府委員 この農業者年金制度のたてまえというのは、六十四歳まで移譲年金を払う、御承知のように。後は国民年金と足して厚生年金並みの水準を維持しよう、こういう考え方です。したがいまして、経営移譲者年金を六十五歳以降の年金にふやしていくという問題についてなら、これはいわゆる老齢年金を引き上げるというお話とのバランスの問題もございましょうから、その場合にはそういう問題についていろいろ御意見を伺いたいながら、その問題は検討させていただきたいというふうに思いますけれども、六十五歳以降の経営移譲年金の水準をそのまま六十四歳までのものと同じにしていくとかということは、非常に基本的に困難ではないかろうか。簡単に申しますと、要するにその十分の一というものを、老齢年金の類の引き上げといういろいろ御指摘があるわけですがございますから、それとのバランスでは一応考えしていく必要はある、そういうことござります。

○武田委員 それで、老齢年金のところにちょっと入っていきますけれども、経営移譲ができる人が出ているのです。また、これは出でるはずです。息子が土地も要らない、また売るにしてしまう手がないし、そのままいくというケースがあるとすれば、移譲できる人とできない人の間に相当な聞きが出てくるのではないでしょうか。

たとえば、その方が七十まで生きたとします。そうすると、二十年間金を掛けた場合、両方、移譲できる人とできない人の間でどのくらいのもらるべき金の違いがあるかというのをちょっと計算してみたところございませんか。

○森(整)政府委員 一応二十八年、これはちょっと架空の計算になりますから五年でもよろしくどうぞ。ですが、五年の加入者でいきますと、経営移譲した者の受給額が二百二十六万ということになります。それから、経営移譲しなかつた者、これは農業者の老齢年金をもらうということで、三十九万ということでございます。その差は確かに大きいというふうに思います。

○武田委員 先ほど聞きましたと、移譲される率が四〇%という話です。六〇%の人が移譲できない可能性を含んでいます。また現在そういうような現実があるとすれば、こんなに開きがあるとすれば、移譲することができない人はお気の毒ですね。何かその人たちに対し、同じ農業者として一生懸命日本の農業を支え、食糧の増産やわれわれの生命を保つ、そういう努力、苦労をしてきたこういう方々に報いる何らかの方法というものを考えておりますか。

○森(整)政府委員 この農業者年金制度というのには、むしろ經營移譲を促進をして若返りと規範拡大を図るということがねらいでございまして、したがいまして、経営移譲の促進を図るという方向で保険事項としてそれを考えておるわけでござりますから、経営移譲年金をもらう人が多いというのはむしろ当然、と言つては大変いまの御指摘の点から言いますと恐縮でございますが、そういう制度になつておるわけでございます。

もらえなかつた、あるいはもらわなかつたということにつきましては、一応者齢年金、その額の引き上げの問題といふのはしばしば御指摘を受けておりますから、それは大いに検討いたしますが、その場合には考え方といたしましては、六十歳以降は国民年金と老齢年金と合わせてともかくもう一つ、移譲した人はそれなりに、そういうふうに制度になつておるわけでございます。

ここで厚生年金並みの年金がもらえるようにしていこう。逆に申しますと、農業所得があつてそれでもし厚生年金みたいな制度があつたら、それに掛金を払つていつたら厚生年金並みの年金がもらえる、そういう制度をこういう形で仕組んだといふことでございますから、その点は御指摘のような、なかなか農民に理解できないという点はあるかと思いますけれども、制度がそういう仕組みになつておるので、この点についてはやむを得ないのではなくかろうか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○武田委員 そうしますと、老齢年金の引き上げということを先ほど何回も言つていますけれども、これはやはり考へてあげることはどうしても必要だと思いますね。どうでしようか、その点は。

○森(整)政府委員 この老齢年金につきましては、スライドが行われる、あるいは引き上げが行われるたびに同率をもつてその引き上げを行つてきておりますが、現実には五十六年、制度発足後十年後ということで五十六年から支給が始まることでございますので、当然この問題につきましては本院の附帯決議等ございましますし、研究会等で十分論議をし、また関係者の意見を聞きまして善処してまいりたいというふうに考えております。

○武田委員 次に、遺族年金の制度というものを創設する考えはないかどうか、その点をお聞きします。

○森(整)政府委員 この問題につきましても五十年改正の当院の附帯決議もございます。それからもう一つ、妻といいますか婦人の加入の問題、これと絡む問題でございますが、そういう観點からの御要請もございます。これらを含めまして今後の検討課題というふうに考えております。

ただ、いずれの問題につきましても制度的にいろいろむずかしい問題がある。しかし、何とかこれらの問題の解きほぐしをしたいという気持ちは持つておりますが、むずかしい問題だけにともかく少しきのうの

し時間をかしていただきたい。それは長く引き延ばすという趣旨ではございませんが、とりあえず時間をかしていただいて、本年の研究会において十分議論をしてみたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○武田委員 農業というものを考えたときには、やはり家族の協力というのはこれは絶対必要。特に妻やその嫁という立場の、要するに女性の力があずからで大きい現在でございます。いまの答弁を伺いまして私はそういう方々が希望ある日が近いのだということを確信しておるのでですが、そのとおり確信してよろしくうございますか。

○森(整)政府委員 農業の実態というのが、世帯単位に行われて家族経営である。それに婦人が非常に大きく農業に貢献をしておる。片やいまの制度は権利の移転をつかまえて経営移譲といふものをとらえておる。その権利といふのは要するに經營主といふ一人の話になつておる。その辺の実態と經營移譲という考え方との調整をどう図つていか。もう一つございます。国民年金は夫婦でそれを入れるという一つのたてまえがございます。それを合わせて、こういう話になりますから、それがまた非常にむずかしい問題でございます。そういうことで、私ども気持ちは御指摘のように気持ちはござりますが、これはやつてみないとわからないし、また、知恵がないからと言われても大変あれなんですが、ともかくいろいろな議論はして、努力はしてみたい、こういうことでござります。

○武田委員 努力しないと農業離れがはなはだしくなりまして、食べ物がつくられなくなるような事態がないとは言えないわけです。現実に、この間千葉のあるところに行つてまいりましたら、非常に大変な状態です。私どもの宮城県においてもそういう農家離れというのはどうんどう激しくなりまして、土地というものを本当に一つの財産と考

えることを当然のこととする傾向が強くなつてきております。片や、ほんの少しだけ、一生懸命農業を取り組んでおる人がいるという現実を考え

たときに、そういう農業離れをなくして日本の農業というものを本当に安心できるものにするためには、やはりそういう方々の目に見えない、いや、目に見える努力もたくさんあります。そういうのを考えた上で、明るい、夢のある農業と

いうのが間近に来ているんだということを本当に思ひます。その点、これは農林大臣代理に聞き検討にひとつ真剣に取り組んで、早い機会に、安心して農業をしていいんですよという答えを私は期待するのですが、どうでしょうか。

○長谷川國務大臣 欧説は私も同感なんですか

ども、ここでそういうふうにいたしますと言うことがなかなかできない先ほどどのようないろいろな理由がございます。しかし、やはり何といいましても近代の農業の担い手というか、だんな様が亡くなつた後とかの後継者の問題を控えているその婦人の問題等につきましては、老後の保障的なものがあつて初めて潤いを持たすことができるのだろうと思うのです。ですから、そういうふうなものをぜひ何とかしてやりたいという気持ちは同じであります。いま局長からお話をございましたように、この秋にはこの問題等々に絡みまして研究会が開かれますから、この点は十分論議を尽くしていただき、納得のいくような方針を聞いてもらいたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○武田委員 その問題はそのくらいにしまして、経営移譲年金というのは、農業経営主とそれから象となつておるわけですが、この農業生産法人の位置づけを日本の農政の中でのどのように考

えているのか、まずその点をお聞きいたします。

○森(整)政府委員 農業生産法人の制度というの

は、昭和三十七年の農地法の改正で創設されたものでございますが、一時から比べますと若干落ちましたが、最近の数字は、約三千の農業生産法人

が設立をされて農業経営を行つておるわけでござります。

○武田委員 その考え方でござります。

○長谷川國務大臣 お説は私も同感なんですか

ども、ここでそういうふうにいたしますと言つたが、なかなかできない先ほどどのようないろいろな理由がございます。しかし、やはり何といいましても近代の農業の担い手というか、だんな様が亡くなつた後とかの後継者の問題を控えているその婦人の問題等につきましては、老後の保障的なものがあつて初めて潤いを持たすことができるのだろうと思うのです。ですから、そういうふうなものをぜひ何とかしてやりたいという気持ちは同じであります。いま局長からお話をございましたように、この秋にはこの問題等々に絡みまして研究会が開かれますから、この点は十分論議を尽くしていただき、納得のいくような方針を聞いてもらいたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○武田委員 その問題はそのくらいにしまして、経営移譲年金というのは、農業経営主とそれから象となつておるわけですが、この農業生産

法人の位置づけを日本の農政の中でのどのように考

えているのか、まずその点をお聞きいたします。

○森(整)政府委員 それがなぜ制度でなつているかということでございますが、これは要するに、下限面積ということで全部一応三十アール以上と

いうことから、生産法人も同じ扱いになつておる

ということござりますので、それがいまのよう

な法人そのものの解体につながるという話につきましては、実は私、いま先生の御指摘を受けて、正直に申しますが、初めて聞いたわけでございま

す。いませつかり御指摘がございましたので、そ

は、非常に困難だというところもあるのです。そ

ういうふうに聞いておりますが、その実態は

どうですか。そういう実態はないでしようか。

○武田委員 私はそういうことを聞いてまいりましたけれども、いかがでしようか。

○森(整)政府委員 それがなぜ制度でなつている

かということでございますが、これは要するに、下限面積ということで全部一応三十アール以上と

いうことから、生産法人も同じ扱いになつておる

ということござりますので、それがいまのよう

な法人そのものの解体につながるという話につき

ましては、お父さんがお子様の一括生前贈与をされま

す場合に、納税猶予を受けられますけれども、そ

の子様がまたその子供である孫に一括贈与とい

うのが行われます場合でおじいさんが生きておら

ればいけないと思うのですが、この場合、どうい

うふうになりますか、税金の方は。

○鷲井説明員 ただいま御指摘の問題でございま

すが、お父さんがお子様の一括生前贈与をされま

す場合に、納税猶予を受けられますけれども、そ

の子様がまたその子供である孫に一括贈与とい

うのが行われます場合でおじいさんが生きておら

ればいけないと思うのですが、この場合、どうい

うふうになりますか、税金の方は。

○武田委員 それをやはり変える必要があるんじ

やないでしようかね。これからそういう寿命が伸び

びていきまして、そういうものが出てくるとい

うことを考へるとこれは検討する必要があると思う

のですが、どうでしようか。

○森(整)政府委員 まあ私どもとしましては、この一、二年、税制の改正の点につきまして毎年度大蔵省にいろいろ要請をいたします。そういう中でこの問題につきましては取り上げております。

しかし、今までの話し合いで、結局話し合いというよりも、一体どのくらい実態があるのかと、農地の移動を把握していくということでいろいろ税務の実務上きわめて困難だというお話をござります。まあそれらの問題がありますが、確かに御指摘のような問題につきましては、私どもとしては何とかできないものかということは考えておるわけでございまして、この点についてはさらに今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○武田委員 時間がなくなりましたので次に移ります。

いわゆる農林漁業団体職員の問題、これについて農林大臣にちょっとお聞きしたいと思うのですが、この団体職員の役割り、使命といふものを政
府はどういうふうに認識しておりますか、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのです。

○長谷川国務大臣 農林年金の対象となる農林漁業団体は農林水産業の各般にわたっており、その大部分は農山漁村の第一線にあって農林水産業の生産力の増進、農山漁民の社会的、経済的地位の向上を図つてあわせて国民経済の発展に寄与するため設けられた団体でございまして、かかる機能を有する農林漁業団体の職員はその職掌柄地域に準ずる重要な役割りを果たしていると考えております。したがつて、從来から農業共済組合等でこれら職員の入会費の一部について国庫補助の対象とすることとともにその待遇改善を図つてきておりまして、また農林年金もこれら団体の職員の福利厚生を図ることとして昭和三十四年一月に厚生年金から分離独立したものと理解をしておりま

す。今後とも農林漁業団体の職員が農民等に対しまして十分その役割りを果たすように期待をしておる限りに努めてまいりたい、このよう各般の施策の充実に努めてまいりたい、このようになっておる次第でございます。

○武田委員 それでは農林省の関係の方にお聞きしますが、農協あるいは漁協の実態というのはよく知っているはずだと思いますが、先ほども社会党の委員の方から指摘があつたように、まず給料は非常に低いのが通例です。農協も低いのですが、漁協といふのはもつとひどい。まあ一度全国の漁協の特に本来の仕事を一生懸命やつている農村、漁村というものを皆さんで歩いて実態をぐらんになつたらどうでしようか。私はその点をまず要望しながら、まず給料、待遇が非常によくなつて、そういう点に対してもううふうにこれから取り組んでいくのか。まあつと見ますと、いつのときも、鋭意努力いたします、指導していますだけでも、それだけで来たようですが、今回は六万幾らという最低のものは公務員並みに持つていくといふうな話がありますが、とてもこれは現実を見た場合できそうもございません。閑遠いなく、その最低基準といふものを保障するだけの本当にそういう決意を持つて先ほど答弁されたのかどうか、私は重ねてお聞きしたいんですが、その点どううでしようか。

○今村(宣)政府委員 私たちが農林漁業団体職員の給与等の実態調査を五十一年一月現在につきまして農林大臣に伺つたわけですが、その結果によつてそ
ういう決意を持つて先ほど答弁されたのかどうか、私は重ねてお聞きしたいんですが、その点どううでしようか。

○長谷川国務大臣 農林年金の対象となる農林漁業団体は農林水産業の各般にわたっており、その大部分は農山漁村の第一線にあって農林水産業の生産力の増進、農山漁民の社会的、経済的地位の向上を図つてあわせて国民経済の発展に寄与するため設けられた団体でございまして、かかる機能を有する農林漁業団体の職員はその職掌柄地域に準ずる重要な役割りを果たしていると考えております。したがつて、從来から農業共済組合等でこれら職員の入会費の一部について国庫補助の対象とすることとともにその待遇改善を図つてきておりまして、また農林年金もこれら団体の職員の福利厚生を図ることとして昭和三十四年一月に厚生年金から分離独立したものと理解をしておりま

す。今後とも農林漁業団体の職員が農民等に対しまして十分その役割りを果たすように期待をしておる限りに努めてまいりたい、このよう各般の施策の充実に努めてまいりたい、このようになっておる次第でございます。

○武田委員 それでは農林省の関係の方にお聞きしますが、農業共済の関係は農協よりも高く、しかしながら漁協は大体総合農協と並びでござりますが、農協あるいは漁協の実態というのはよく知っているはずだと思いますが、先ほども社会党の委員の方から指摘があつたように、まず給料は非常に低いのが通例です。農協も低いのですが、漁協といふのはもつとひどい。まあ一度全国の漁協の特に本来の仕事を一生懸命やつている農村、漁村というものを皆さんで歩いて実態をぐらんになつたらどうでしようか。私はその点をまず要望しながら、まず給料、待遇が非常によくなつて、そういう点に対してもううふうにこれから取り組んでいくのか。まあつと見ますと、いつのときも、鋭意努力いたします、指導していますだけでも、それだけで来たようですが、今回は六万幾らという最低のものは公務員並みに持つていくといふうな話がありますが、とてもこれは現実を見た場合できそうもございません。閑遠いなく、その最低基準といふものを保障するだけの本当にそういう決意を持つて先ほど答弁されたのかどうか、私は重ねてお聞きしたいんですが、その点どううでしようか。

○今村(宣)政府委員 私たちが農林漁業団体職員の給与等の実態調査を五十一年一月現在につきまして農林大臣に伺つたわけですが、その結果によつてそ
ういう決意を持つて先ほど答弁されたのかどうか、私は重ねてお聞きしたいんですが、その点どううでしようか。

○長谷川国務大臣 農林年金の対象となる農林漁業団体は農林水産業の各般にわたっており、その大部分は農山漁村の第一線にあって農林水産業の生産力の増進、農山漁民の社会的、経済的地位の向上を図つてあわせて国民経済の発展に寄与するため設けられた団体でございまして、かかる機能を有する農林漁業団体の職員はその職掌柄地域に準ずる重要な役割りを果たしていると考えております。したがつて、從来から農業共済組合等でこれら職員の入会費の一部について国庫補助の対象とすることとともにその待遇改善を図つてきておりまして、また農林年金もこれら団体の職員の福利厚生を図ることとして昭和三十四年一月に厚生年金から分離独立したものと理解をしておりま

す。今後とも農林漁業団体の職員が農民等に対しまして十分その役割りを果たすように期待をしておる限りに努めてまいりたい、このよう各般の施策の充実に努めてまいりたい、このようになっておる次第でございます。

○武田委員 それでは農林省の関係の方にお聞きしますが、農業共済の関係は農協よりも高く、しかしながら漁協は大体総合農協と並びでござりますが、農協あるいは漁協の実態というのはよく知っているはずだと思いますが、先ほども社会党の委員の方から指摘があつたように、まず給料は非常に低いのが通例です。農協も低いのですが、漁協といふのはもつとひどい。まあ一度全国の漁協の特に本来の仕事を一生懸命やつている農村、漁村というものを皆さんで歩いて実態をぐらんになつたらどうでしようか。私はその点をまず要望しながら、まず給料、待遇が非常によくなつて、そういう点に対してもううふうにこれから取り組んでいくのか。まあつと見ますと、いつのときも、鋭意努力いたします、指導していますだけでも、それだけで来たようですが、今回は六万幾らという最低のものは公務員並みに持つていくといふうな話がありますが、とてもこれは現実を見た場合できそうもございません。閑遠いなく、その最低基準といふものを保障するだけの本当にそういう決意を持つて先ほど答弁されたのかどうか、私は重ねてお聞きしたいんですが、その点どううでしようか。

○今村(宣)政府委員 私たちが農林漁業団体職員の給与等の実態調査を五十一年一月現在につきまして農林大臣に伺つたわけですが、その結果によつてそ
ういう決意を持つて先ほど答弁されたのかどうか、私は重ねてお聞きしたいんですが、その点どううでしようか。

○長谷川国務大臣 農林年金の対象となる農林漁業団体は農林水産業の各般にわたっており、その大部分は農山漁村の第一線にあって農林水産業の生産力の増進、農山漁民の社会的、経済的地位の向上を図つてあわせて国民経済の発展に寄与するため設けられた団体でございまして、かかる機能を有する農林漁業団体の職員はその職掌柄地域に準ずる重要な役割りを果たしていると考えております。したがつて、從来から農業共済組合等でこれら職員の入会費の一部について国庫補助の対象とすることとともにその待遇改善を図つてきておりまして、また農林年金もこれら団体の職員の福利厚生を図ることとして昭和三十四年一月に厚生年金から分離独立したものと理解をしておりま

す。今後とも農林漁業団体の職員が農民等に対しまして十分その役割りを果たすように期待をしておる限りに努めてまいりたい、このよう各般の施策の充実に努めてまいりたい、このようになっておる次第でございます。

○武田委員 それでは農林省の関係の方にお聞きしますが、農業共済の関係は農協よりも高く、しかしながら漁協は大体総合農協と並びでござりますが、農協あるいは漁協の実態というのはよく知っているはずだと思いますが、先ほども社会党の委員の方から指摘があつたように、まず給料は非常に低いのが通例です。農協も低いのですが、漁協といふのはもつとひどい。まあ一度全国の漁協の特に本来の仕事を一生懸命やつている農村、漁村というものを皆さんで歩いて実態をぐらんになつたらどうでしようか。私はその点をまず要望しながら、まず給料、待遇が非常によくなつて、そういう点に対してもううふうにこれから取り組んでいくのか。まあつと見ますと、いつのときも、鋭意努力いたします、指導していますだけでも、それだけで来たようですが、今回は六万幾らという最低のものは公務員並みに持つていくといふうな話がありますが、とてもこれは現実を見た場合できそうもございません。閑遠いなく、その最低基準といふものを保障するだけの本当にそういう決意を持つて先ほど答弁されたのかどうか、私は重ねてお聞きしたいんですが、その点どううでしようか。

○今村(宣)政府委員 私たちが農林漁業団体職員の給与等の実態調査を五十一年一月現在につきまして農林大臣に伺つたわけですが、その結果によつてそ
ういう決意を持つて先ほど答弁されたのかどうか、私は重ねてお聞きしたいんですが、その点どううでしようか。

○長谷川国務大臣 農林年金の対象となる農林漁業団体は農林水産業の各般にわたっており、その大部分は農山漁村の第一線にあって農林水産業の生産力の増進、農山漁民の社会的、経済的地位の向上を図つてあわせて国民経済の発展に寄与するため設けられた団体でございまして、かかる機能を有する農林漁業団体の職員はその職掌柄地域に準ずる重要な役割りを果たしていると考えております。したがつて、從来から農業共済組合等でこれら職員の入会費の一部について国庫補助の対象とすることとともにその待遇改善を図つてきておりまして、また農林年金もこれら団体の職員の福利厚生を図ることとして昭和三十四年一月に厚生年金から分離独立したものと理解をしておりま

質問を申し上げたいというふうに考えておりま
す。

○長谷川國務大臣 先ほども申し上げたのですけ
れども、現在の日本の農業といふものがいかに大き
な役割りを持っているか、また、今後国民生活の
安定という点についても農業がいかに大きな力
を持って發展していくかは、われわれの問題。
これら問題に關しましては、われわれとしては十分にその指導に當たつていかなければ
ならぬ、こういうように考えておる次第でござい
ます。

○神田委員 農業者年金問題につきまして、この
制度のそもそもの趣旨は、「農業者の經營移譲及
び老齢について必要な年金等の給付の事業を行な
い、並びに当該事業に関連して農地等の買い入れ
及び売渡し等の業務を行なうことにより、国民年
金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及
び福祉の向上に資するとともに、農業經營の近代
化及び農地保有の合理化に寄与することを目的と
する。」こういうふうなことでございます。しかる
に、それでは現在の国民年金の給付と相まって農
業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に果たし
てこの現在の農業者の年金がいわゆる役立つてい
るか、こういうことを私どもが考えますと、まず
第一に、いわゆる農業者の農業者年金への加入の
状況といふものを見てきた場合、先ほど来数々の
指摘がされておりますけれども、このような状況
であつて果たして老後の農業者の福祉のためにこ
の制度が本当に生かせるのかどうか、私は大変疑
問であるわけであります。どうしてこういうふう
に加入状況が悪いのか。何回か御答弁があつたよ
うでありますけれども、一体この根本的、基本的
な原因はどこにあるのか。PRの不足とかそういう
ことについてはお聞きをいたしました。そのほか
の点につきましては、一体どういう原因が、何
かあるかと私は思うのであります、その点どう
でござりますか。

○森(整)政府委員 先ほど申しましたけれども、
半分は制度を理解していないということで、基本的

には制度をよく理解していただいて加入をしてい
ただくということだと思います。

○長谷川國務大臣 その他の問題といたしましては、先生もたしか
め御指摘がございましたように、安定兼業の農
家層というのが非常にふえてまいつておるわけ
でございまして、われわれの調査でも、二〇%程度
の者はその必要を感じないという答えが返ってき
てあることも事実でございます。その他いろいろ
加入をしないということについての理由について
は、經營移譲の条件が厳しいとかあるいは保険料
が高いとか、そういうような答えもございます
が、これは全体で「五%程度、大半はよく知らな
い」というふうに私どもは理解をしておるわけでござ
いまして、その点で先ほどから御答弁を申し上
げているというところでございます。

○神田委員 いわゆる必要を認めない、こういう
ふうな層がたくさんあるということは大変重要な
問題なのであります。農業者年金制度そのものを
つくる目的はやはりこれが本当に老後の生活に
どうしても必要だということでつくつっているわけ
であります。必要を認めないという人が二〇%
もいるというようなことは、物事の考え方だけで
はなく、どうしてもやはり自分たちにとってこの
制度が割りの合うような形でうまく運用されて
ない、こういうふうな考え方をその人たちは持
っているのではないかというふうに考へるわけであ
ります。その点はいかがでございますか。

○森(整)政府委員 一応私どもの理解といたしま
しては、別に都市近郊に限りませんが、やはり安
定兼業農家というのは、逆に言えば土地持ち労働
者、裏返して物を言いますとそういうことでござ
いますから、そういう場合に、別のこの種の年金
制度といふのは非常に発達をしておるというわけ
でございますから、その辺はよくお聞き取りください。
申しますと「昭和五十一年二月四日厚生省発年第五
号及び五一構改B第一八一號で諮詢のあつた
標記の件について、本審議会の意見は下記のとお
りである。」こういうふうに前書きされておりま
す。すでに昭和四十五年並びに四十九年の二回の
答申において、本制度の社会保障制度における年
金としての在り方に疑惑が残る旨を重ねて述べて
います。当然加入者への普及に徹底を欠いて
いるのもそのためである。この「そのためで
ある。」というのが一体何を意味するのか。加入
者は結構な話ではないかというふうに理解をし
ております。それをまとめて私どもそういうふう
に考えておるわけでござりますけれども、その辺
の農業者年金の問題は、農業に残る人、また農業
で飯を食つていいこうという人たちの将来と、現在

の経営者の若返り、そういうようなことを考えて
設立されたものであり、その目的を達成するとい
うことを念頭に置いて運営していくべきものでは
なかろうか、私どもはこういうふうに考えておる
わけでございます。

○神田委員 確かにおっしゃる趣旨でございます
けれども、当然加入という条項を被保険者の中では
置いてある以上は、二〇%の人間が入らなくても
いいんだ、それはそれでしようがないんだという
ような御答弁は私はなかなか納得できないわけで
ございます。

〔音波委員長代理退席、山崎(平)委員長代
理着席〕

の経営者の若返り、そういうようなことを考えて
おおむね了承ができるけれども、「年金制度であ
る限り、財政問題に長期的な配慮を要することは
いうまでもない。」といま現実に私どもが当面し
てある問題を明確にここで指摘をされているわけ
であります。この中で「特に、本制度は農業政策
的な要請を含むものであるとともに、その加入者
の状況等にもかんがみて、一層の慎重さが求めら
れるであろう。なお、積立金については本制度の
目的にかなつた運用を望みたい。また、農業後継
者の扱いについては適切な配慮が必要である。」い
ま問題になつてゐる一つ一つの問題がすべてこの
社会保障制度審議会から出でている答申の中に出て
いる。私はこういうことを局長さんによく頭の中
に入れておいて、すでに五十一年二月
十二日に農林大臣に対しても出されたいたこういう
問題を今後どのように運用の中で生かしていくの
か、この点をお聞きしたいというふうに考へてお
ります。

○森(整)政府委員 ただいま先生御指摘の問題は
きわめて重要な問題だというふうにわれわれも認
識をいたしておるわけでございます。

ただ、この農業者年金制度は規模拡大あるいは
経営の移譲、若返りという面をねらつた農政上の
措置から出てきておるということでございまし
て、特に社会保障制度審議会がしばしば述べてお
ることは、国庫負担のあり方ということが、農政
上の要請とは言え非常に高率になつておる、また
ならざるを得ない、それがほかの制度にも影響を
及ぼしてくるのではないかという懸念が基本的に
あるようでございます。その点につきましては、
これはやはり農政上の要請ということから見てお
るものであるということでわれわれは御説明を申
し上げておるわけでございますが、基本的な制度
の仕組みそのものが今後保険財政に影響を及ぼし
てくるという点の懸念につきましては、われわれ

もそういうことにならないよう努力を重ねなければならぬというふうに考へておるわけでございまして、審議会の答申につきましては、まさにその意味で完全積立主義をあくまでも堅持せよと重要な御提案もあるわけでござります。私は、それを念頭に置きながら今後制度の運営に努めてまいりたい、当面はそういうことを真剣に考へてまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○神田委員 ちょっとよくわからないところがあるのであります。農政上の要請でこの年金制度がつくられている、これは一部はそうであります。さらに規模拡大の問題を含んでこういうものがつくられている、確かに一部はそうであろうと思ひますけれども、本来はやはり、先ほど私が申しましたように、この制度そのものに書かれております「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上」ということが基本になっているわけあります。したがいまして年金の側面、中身から考えますれば、いま局長が御答弁になつたようなことはなくて、やはり年金制度そのものを持つてある問題点について社会保障制度審議会が疑問を持っています。問題点を指摘しているということを率直に反省をなさるべきではないかと思うのであります。したがつてここに、当然加入者の普及に徹底を欠いているのはそういうものに對して説得力を持つてないのだ、ですから当然なんだ、つまり言葉をかえて言えば、当然加入者を納得させるだけの年金の導入とかそういうものに対する支給の裏づけとかあるいはそういうものに對して説得力を持つてないのだ、ですから加入者が少ないのだということを言つておるわけですが、その点についてはどういうふうにお考えですか。國庫負担の問題なんかではないと思ひます。もちろん國庫負担の問題も突き詰めていけばありますけれども、そういうこととは違う次元であります。私が考えますけれども、その点いかがでございますか。

○森整)政府委員 この制度はあくまでも「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資すると

ともに、農業經營の近代化及び農地保有の合理化に寄与する」ということでござりますから、いろいろ先生のようなお考え方もあるかと思います。

けれども、私どもは、農政上の要請も入つておるも入つておるというのはおかしいが、両方である、こういうふうに理解をしておるわけあります。その点が非常に農民に理解しにくいといいます。点につきましては私も認めて結構でございます。けれども、ただ、要するに前段の農業者の老後の生活の安定と福祉の向上だけであるというふうに理解しがちであるという意味でございますが、そういう点につきましては、えてしてそういうふうに理解されがちであるという受け取り方としてそういう面はあろうかと思ひますけれども、この制度そのものは、私どもは両方あわせてというふうに理解をしておるわけでございます。

○神田委員 どうもしつこいようで大変申しわけございませんが、ちょっとわからないところがあるのです。ですから、一つの側面としてやはり農政上の問題がある。いわゆる規模拡大やそういう問題がある。それはよくわかります。しかしここで指摘をされているのは、当然加入者への普及についている、問題点を指摘しているということは、つまりこの年金に入つてもいいわゆるメリットがないのではないかと云ふことです。なぜかといふと、やはり経営移譲といふことが非常にむずかしい状況がある。そういうものを含めまして考へて、経営移譲というのには農民の皆さんにとってなかなか決断のできかねる問題であり、いろいろ非常に社会情勢が変わってきて、そういう中で年金制度が創設された時点から、制度そのものに対し基本的な形で多くの角度から見直していくかなければならぬ問題が出てきているであります。しかも年金水準を確保していく、こういう考え方を達成する必要な限りにおいて、そういうことは当然考へていかなければならないことは当然でございますので、ぜひそういうふうなところに努力をしていきたい、こう考へておる次第でございまます。

○神田委員 私が冒頭農林大臣に御質問を申し上げましたのは、そういうことも含めまして、やはり非常に社会情勢が変わってきている、そういう中で年金制度が創設された時点から、制度そのものに対し基本的な形で多くの角度から見直していくかなければならぬ問題が出でてきているであります。しかも年金水準を確保していく、こういう考え方を達成する必要な限りにおいて、そういうことは当然考へていかなければならないことは当然でございます。しかし、やはり経営移譲といふことが非常にむずかしい状況がある。そういうものを含めまして考へて、経営移譲というのには農民の皆さんにとってなかなか決断のできかねる問題であり、いろいろ事情があります。後継者がないという事情もありますし、やはり土地や財産に対する愛着というのもあるわけであります。そういうことを考へていきますと、その農業者老齢年金というものを、そういう抽象的な形ではなくて、もう少し具体的な形でこれの充実というものを図つていかなければ、ますますいまと同じように入つてくる人が少なくなってしまう、そういうふうに私は考へるわけであります。先ほども話をしましたけれども、経営移譲をしない場合は十分の一ぐらいかつかれない。それは何も国民年金をもらっているのだからいいじゃないか、こういうふうな論議でありますけれども、それならば何も二十年もかかるお話をかけ続ける必要がないわけであります。したがいまして、私は、この国民年金との比較の問題につきましても、先ほど社会党の委員の方からお話をされましたけれども、非常に差のある不利な年金になつてしまつて、経営移譲ができる

いますか。

○長谷川国務大臣 神田さんの御説明、よくわかるのです。この法案をつくったときにはまさに双方向に少しだけあるのではないか、こういうふうな問題も考へておられるのではなかろうかと思ひます。けれども、私どもは、農政上の要請も入つておるも入つておるというのではなかろうかと思ひますから、全体との関連におきまして老手を挙げて御賛成を得、そして農民にも大変喜んでいただいた。しかし、その当時と現今社会情勢は全く一変してきている。こういう面の踏まえ方に少し相違があるのではないか。したがいまして、農林省としてもこれで全部よろしいのですと申しますけれども、たゞ、要するに前段の農業者の老後の生活の安定と福祉の向上だけであるというふうに理解をしておるわけであります。

○森整)政府委員 この制度は、六十五歳になりますと、国民年金を基本にいたしましてそのほかに老齢年金あるいは経営移譲年金の一割という、その目的といいますか、そういう御意見に近寄させていただきたいのだ、そういうことをいま考へておるのでございまして、おっしゃるような社会情勢の変化に伴つた政策面を打ち出していくかなければならないことは当然でございますので、ぜひそういうふうなところに努力をしていきたい、こう考へておる次第でございました。

○神田委員 先ほど来から論議が続いておりま

す。それで、経営移譲というのには農民の皆さんにとってなかなか決断のできかねる問題であり、いろいろ事情があります。後継者がないという事情もありますし、やはり土地や財産に対する愛着というのもあるわけであります。そういうことを考へていきますと、その農業者老齢年金といふものを、そういう抽象的な形ではなくて、もう少し具体的な形でこれを充実というものを図つていかなければ、ますますいまと同じように入つてくる人が少なくなるてしまう、そういうふうに私は考へるわけであります。先ほども話をしましたけれども、経営移譲をしない場合は十分の一ぐらいかつかれない。それは何も国民年金をもらっているのだからいいじゃないか、こういうふうな論議でありますけれども、それならば何も二十年もかかるお話をかけ続ける必要がないわけであります。したがいまして、私は、この国民年金との比較の問題につきましても、先ほど社会党の委員の方からお話をされましたけれども、非常に差のある不利な年金になつてしまつて、経営移譲ができる

な立場に立てますけれども、現実的に經營移譲がなかなかかむづかしいという状況の中では大変不利な年金になってきてている。こういうことをやはり改善していくなければいけないというふうに考えるのであります。その点はいかがでございますか。

○森(整)政 府 委 員 先ほどもいろいろ御説明申し上げましたけれども、經營移譲が行われなかつた場合には確かにそうである、しかし現実に、現在一年ちょっとたつておりますけれども、実は想定いたしましたよりも若干上回る移譲率を示しておりますわけでございまして、逆に申しますと、六十四歳で四〇%程度というふうな目標になつておるようでございますけれども、それを上回るか下回るか、これはまだ何とも申し上げられない。上回った場合にはむしろ保険財政としては問題でございますが、この制度としては逆の見方をいたしますと目的が達成されるということでございまして、相当の水準に達するであろうことは間違いないわけでございます。ただ、先生のおっしゃることが、經營移譲をできそうもないから入らないのではないかという御質問のようでございますので私もどもお答え申し上げませんでなければども、いま百十三万人入つておる。そういう中で、現実に非常に經營移譲が予定よりも進んでおるということとは、この制度がそろそろ理解され始めたのではないだろうかというふうに私どもは実は認識をしておるわけでございます。

問題は、いろいろ見方はございましょうけれども、先ほど申しました目的そのものを、両方重点を置いて考えなければなりませんけれども、老後の保障なのか經營移譲なのかという点につきましては、どちらに重点を置いてといふわけにはまいりませんけれども、この制度そのものは私どもは少なくとも現在の――黙つておりますと農地が細分化されていく、そういう傾向が非常に強くなつてきている、その問題につきまして、変な話でございますけれども、憲法上の問題があつて、いろいろ農林省も検討したけれどもできなかつた、そ

のまた後で、税制上の問題で、先ほどからいろいろ問題になつておるよう、一括の生前贈与ということを通じて何とかともかく税制上の優遇措置、それともう一つ規模拡大は多くございませんで、この農業者年金の実績というのはやはり後継者への移譲が約九割ある、実績の九割は後継者への移譲である、そういう点で大田も時代が変わつてきたとおっしゃいましたけれども、その点については私は相当な効果を發揮して、また今後それに期待をしたいという考え方を持つておるわけでございます。

そういう意味から申しますと、この制度そのものという問題は、いろいろな観点から問題はございますけれども、私はやはり何とかこの制度を育ててまいりたいという考え方でおる次第でございまます。

○神田委員 予定された四〇%を超えるればうれしい限りだが大変だ、まあ御同慶の限りと言いたいのですけれども、四〇%しか見込めないようなそういう制度をつくつてあること自体がやはり問題だと私は思うのです。やはり經營當譲というのは、この制度に沿つたらばある程度、八〇%なり七〇%なりそういうものが達成されるということを中心としてつくられていかなければならぬといふふうに考えておるわけでありますけれども、それらはいわゆる保険財政のいろいろな問題がございましてそういうふうなことになつてゐるのでありますようけれども、まあ四〇%といふことで、それで規模が達成されたというような形で御満足をいただいているようでは、私はこの制度の将来というのは非常に暗たんたるものではなあいか、こういうふうに考えるわけであります。

その問題につきましてはいまお話をありましたけれども、そういうような中で、それでは現在、現実的に經營當譲が行われ始めました、四〇%と言つていますけれども、私どもの調査では大体三〇%ぐらいしかまだ移譲されていないというふうにこの統計から見ると考えられるわけでありますけれども、そういう中で、やはり三〇%しか經營

移譲ができるないこの制度では、これから先加入促進といいうのはなかなかむずかしいのではないかと、いうふうに考えるわけであります。したがいまして、そういう面につきまして、四〇%だからといって、いうようなことではなくて、考え方をもう少し前向きにお改めになつていただければといふうに考へるわけであります。

それと同時に、これもまたいろいろ先ほどからほかの委員の方からも問題になつておりますけれども、現在の農村の状況といいますのは、主婦の労働力に負うところが非常に多いわけであります。そういう中で、この農業者年金の中に主婦を、主婦といいますか女性をやはりそこに入れていかなければいけないのではないか、こういうふうな問題をひとつ考えていただきたいと同時に、これは昨年附帯決議の中でも書いてありますけれども、この附帯決議自身も、どういう経過で農林省の中で検討をいたしているのか私はお聞きしたいと思っておりますけれども、大変重要な問題を附帯決議として出されているわけであります。

その四番目に「最近における農業就業の動向にかんがみ、農業に専業的に従事する者に対し年金への加入の途を開くとともに農業の家族經營としての一體性、保険料の掛け捨てで防止等にかんがみ、遺族年金等について創設の方向で検討すること。」ここに私が言おうとすることが大体すべて包含されているわけでありますけれども、家族經營としての一体性ということは、やはりここに、主婦の労働力などにつきましてもきちんととした考え方を示していただきたい、こういう要望があるのだろうと思います。

さらには保険料の掛け捨て、これを防ぐということは、一回保険料をもらつてしまつたらば死亡時金がもらえない、こういうようなものをやは

り直すべきである。
そして、それを直すと同時に、やはり遺族年金
というものをつくって、農業者が農業に従事して
御苦労された、その老後の生活の安定のためにこ
れを創設してそれに報いるべきである、こういう
ふうなことを言つておるわけでありまして、この
附帯決議の四番目というのは非常に大事な内容を
含んでいると思うのですが、この点につき
ましてどういうふうなお考えでござりますか。
○森(整)政府委員 婦人の加入の問題につきまし
ては、先生御指摘のとおり、また本院の附帯決議
のとおりでございますが、その婦人の問題につき
ましては、夫質経営主、夫がどこかへ勤めておつ
て奥さんが實質農業をやつておる、そういう場
合、これは権利者が夫である、その夫の意思によ
つて農地が後継者なり何なりに譲られる、その場
合にその妻に移譲年金を払うというのは制度的に
おかしいという法制度の批判がござります。
それから今度はそうでなしに、農家のまさに御
主人が農業經營をやつておつて、これが多いわけ
ですけれども、いざれも多いわけですけれども、
奥さんが農業を手伝い、かつ重要な仕事をやって
おる場合、この場合は經營主ではないではないか
という、そういう制度上の問題があります。
これは、御指摘のように家族經營とこの農業者
年金の経営移譲のつかまえ方といいますか、権利
で移動を追つかけていくという、その面の非常に
なじまない面があるというふうには思いますが
ども、その点をどういうふうに考えていくかとい
うことについては、先ほど御指摘のような遺族年
金、そういう問題との絡みでどういうふうに考え
ていつたらいいだろうかということはわれわれ内
部では議論をいたしておりますけれども、これは
やはりもつと公の方々のいろいろ御意見を承
た上で、この問題につきましては答えを出してま
りたいというふうに考えておるわけでございま
す。

というふうに思つておるわけでございます。

○神田委員 そういうふうなことは「農業就業の動向にかんがみ」、という一言を見てもわかるように農業の情勢が変わつてきている、先ほど大臣が言つておられます、そういうことから、やはりその研究会で十分に論議をいただいて、ひとつ新しい方向を出していただきたいと考えます。そんなことばかり言つてはいる、一般の生命保険のいわゆる年金までついたもの、全部そつちへ掛けてしまつて、この農業者の年金に掛けるのをみんないやがつてしまふというような状況も出てくるわけですから、ひとつそういうことのないようお願いをいたしたいと思います。

最後に、農林漁業団体職員共済、いわゆる農林年金につきまして質問をいたしまして終わらせていただきたいと思います。

この農林年金は、四月実施ということで本年はなされました。ほかの委員からも御質問がございましたが、こういう四月実施の実績の見通しが来年もまた持たれるのであるかどうか。さらには、傾斜改定方式を今回とられておりますけれども、今後もこういう見通しでやられるのかどうか。この二点をお伺いいたしたいと思います。

○今村(宣)政府委員 二ヶ月の繰り上げにつきましては、来年度これをそのように行うかどうかについての政府の方針が決まっておるわけではございませんが、農林省といたしましては今回の措置を十分踏まえまして対処をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

それから、賃金方式とおっしゃいましたが、恐らく上薄下厚方式のことであろうと思ひますが、私たちはでき得る限りそういう方式によつて処理をしていきたいと思つております。

○長谷川國務大臣 神田さんの御質疑よく承つて、先ほどもよくわかると言つたのですけれども、役所というのは、おっしゃるように、そうなりますということをなかなか言えないのですね。ですから、そういう既成事実があるのであります。よくなことで御理解をいただければよくわかつて

いただけるだろうと思うでございます。いずれにしても、神田さんのその御意見を十分踏まえて

申し上げておきます。

○神田委員 大変ありがとうございました。終わ

ります。

○山崎(平)委員長代理 島田琢郎君。

○島田委員 農業者年金から質問をいたします。

昨年に引き続く改正でございますから、昨年もかなりの議論が行われましたし、また、けさからも問題になる点がそれぞれ浮き彫りになつてしまつましたから、かなり二番せんじになるところもあると思いますが、多少だめ押しをする考え方でも尋ねをいたしますので明快にお答えをいただきたいと思います。

魅力のない年金ではないかというのが、けさから質問に立つた者の一致して指摘をしているところであります。昨年もそういう指摘をいたしました。その点については魅力がないのではなくて、われわれのPRが足りなかつたのだという反省もあります。報告によりますれば二十万人ほど加入者が

ありました、こういうことであります。

しかし昨年、わが党の野坂君がかなり力説をいたしましたのは将来展望、つまり、いまはこうだ

が、将来は農業者年金制度といふのは

安定する、そういう自安とか方向が示されれば、われわれは現行のやり方に對しても長い目で見守

らうじゃないかという趣旨の発言もなされておる

わけであります。

私はこの一年間、特に經營移譲年金が昨年の一

月から支給に入りました、受給者のいろいろな意

見や感想なども聞きました。贊否いろいろあります。

また注文もあります。全体的には長谷川大臣

が言つておりますように大変喜ばれている、こう

いう点は私は否定するつもりはございません。た

だ、それでは果たして、ないよりはまだが魅力

のある、将来ともこの方がうんと安心して加入していくことができるのだというふうにお考えです

かと聞くと、そういう点については早速イエスと申します。それは、いまも幾つか神田委員からも指摘がありましたが、せつかく掛けても銀行や郵便局に積んでおく金利よりも低いようなそんな給付額にしかなつてないというのでは、やはり二の足

つまりそれは、いまも幾つか神田委員からも指

摘要がありますが、せつかく掛けても銀行や郵便

局に積んでおく金利よりも低いようなそんな給付

額にしかなつてないというのでは、やはり二の足

つまりそれは、いまも

問題等はやはり保険のたまえから言いましても加入者をふやす、昨年改正をいたしました特定後継者の優遇措置というのもその一環と私どもは考へておるわけでござります。そういう観点から、この制度をよりよくするには、やはりそういう確かに御指摘のような魅力のあるものにしていかなければいけないということは当然でございまして、それと大臣が申されましたように、環境が大いに変わってきておるということを踏まえまして結論を早急に出してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

ただ、もちろん申すまでもなく国民年金の制度が基本にございますから、その関連で農業者年金というものはその上といいますか外といいます

か、その上に厚生年金並みの年金というものを農民に保障をしていくのではないのかというものが基本的な目標でございますから、その目標にどうやつて到達していくか、道はいろいろ険しいし、道は逆に言えばいろいろあるうかと思ひます。そういうことで誠意をもつてこの制度をよりよき制度につくり上げていくくということに努力したいというふうに考へておるわけでございます。

○島田委員 本来、政治的な判断を要することでありましたから、局長じゃなくて本当は大臣に聞かなければいけなかつたわけですねけれども、大臣

お聞きのとおりでございますが、いまの遺族年金の問題も研究したい、こういうあわせてお話をございましたし、また方式の違い、国民年金の上に積み上げたのが農業者年金で、厚生年金並みのことを考へると、それしか方法はないのだといふうにも受け取られるような御発言であります。本当に、少なくとも農業者年金というふうに名前があつづいているのですから、政策的意図をもつていくということは農民の期待していない点なんあります。特に問題の発端というのは、亡くなつた佐藤総理大臣が現職時代に、農業者にも恩給を

と言つた恩給といふものの考え方が発想の中にあります。だから、政策的な意図、いわゆる政策的

に経営拡大を図るとか近代化を促進するとかとい

つたようなそういう点に機動させるような考え方

から実はこれは出発していかつたはずだ。これ

はもう十年余も昔のことと言つても始まりません

が。ですからわが党は、先ほど私がちよつと申し

上げましたように、いわゆる年金とはかくあるべ

しというものを同時に提案をして、国会で議論を

してもらつたという経過があるわけですが、いま

のような、遺族年金制度にしてもあるいは後継者

の任意加入制度を新設したなどというような点な

ども含めまして考えますれば、私は政策的な年金

ではなくて本当に真っ当な年金ということに根本

から置きかえてまいりませんと、制度上の改善と

いうのはこれからも進まないのじやないかと思う

のです。研究会をつくって検討するとは言つても、

必ずその壁にぶち当たつてくるでしょう。そうだ

とすれば、これは抜本的に改善をしていかなければ

ならない性質を抱え込んでいる制度だとも言え

るのです。根本的にこの制度を見直すということ

が必要だと私は思ひますが、大臣、御見解はいかがですか。

○長谷川國務大臣 そもそもその出発が厚生年金程度

までにはぜひ持つていきたいというような考え方

方がそもそもその出発であり、また、農業というも

の自体に対して、他の営業がこれだけあるのにか

かわらず、なぜ農業者だけそういう待遇をするん

だというような意見もその当時はたくさんありました。

した。それじゃなぜ中小企業者も同じにやらない

のだ、工業をやってている者になぜ同様にやらない

のだという意見もたくさんありました。けれど

も、農業者というその立場にある、国民の生活に

直結し、いかに大きな役割りをしているかといふ

農民に對して、どうやってわれわれは政治の上に

立つて報いていかなければならぬか、そうして

農民の少なくとも農事に従事することを喜びと

するような方途を開かなければならぬ、こういう

ような考え方の上に立つて農業者年金というものがつくられていつたわけであります。

でありますから、私はそのときの考え方も、い

まになつてみると、考え方があつと違つていかな

ければならぬ。いまのように過半数とは言わない

けれども、半数に近いようなものを外国から農作物を輸入してくるというような国であつて、どう

して国民の生活の安定があるだろうか、こういう

ような問題を大きく踏まえて、いまこの問題にかかつておるわけでございます。

ですから、先ほども神田さんに申し上げたよう

に、われわれは、御期待に沿えます、必ずやりま

すとすぐはこの場では申し上げられないけれど

も、皆さん方の考えと同じで、農林省というものが何としても農業者というものと一体でなければ

ならないはずであつて、どうやつて農業者を優遇

し、そして農業者の期待に沿つていくかというの

が私たち農林関係の使命だというふうにも考へて

おります。

○島田委員 大臣のお考へになつておることはわ

かるのですけれども一生懸命やるんだから任せ

ておいてくれという気持ちなんでしょうかけれど

も、私の言ひたいのは、そうやって一生懸命やろ

うとすればするほどこの年金制度の根幹に触れて

いかないと改善できなくなるのではないかですか、

そうすれば本来の年金という制度に立ち返つてい

かないとなかなか根本解決にならぬのではありますか、こういう趣旨で私は聞いていますのです

が、その点はよくおわかりになりますが、その点は

まさに答えたたら大変なことになるから大臣まと

もに答えていないのかもしませんけれども、私は正直言うとその点を聞きたいのです。

たとえば魅力のない年金だという一つの大きな柱は何かといえば、せつかく積み立てたつ

て、もらうときによく銀行に積んでいるよりも、生命

大事なことなんです。私どもは、年金というの

もはやあめ玉みたいな年金ではなくて、暮らせる

年金、食える年金でなければならぬという、これ

は多くの人たちの異存のないところだと思いますので

す。年金というものはそういうものでなければな

らぬと思うのです。その点に欠けています。だから

経営者だけではなくて農業従事者全部、つまり奥

さんにも息子の嫁さんにも、野良で働く人たちは

みんな加入することのできる資格を与えるといつ

ても、掛け金は高いわ、もらうときはちょびっとし

かもしないわだったら、これは幾ら窓口を広げた

PRしたってとても入つてしませんね。そ

ういう点について改善が必要じゃないでしょうか。

遺族年金制度をつくるということになつてきました

どうでしょう、これだつていまの政府がお考へに

なつてあるような考え方で遺族年金制度を新設し

ようとしたら私は壁にぶち当たると思います。で

すからそういう点について根本の制度のいわゆる

見直しが要るではありませんか。それにはわが

党が主張しているような老齢年金を中心にして、

障害年金、遺族年金あるいは一時金制度などを網

羅した、つまり本来の年金という制度にきちっと

立脚しないといけないのでないですか、私はこ

ういう指摘をしているわけであります。しかし検

討をするということの言葉をいたでいますか

ら、検討の中です。そういう問題に恐らく突き当たる

はずでありますから、そのときにはひとつ恵を

勧かして大いにこの制度がみんなに喜んでもらえ

るようなものにしてもらいたい、こういう希望だ

け述べて次に移ります。

経営移譲年金というのが昨年から支払いが開始

されました。ところが経営を移譲したくてもできないという人たちがいるということも事実です。調査されたでしようか。一体こういう人たちがどうぞぐらいいるか実数をつかまえておられれば明示願いたいと思いますが、もしもそれがつかまえられないとすれば、将来この点の調査は必要だと考えます。つまり、経営移譲をしたくてもできないという人たちは、後継者もない、また売りたくともなかなか自分の思った値段でも売れないと、したがって当然年金の対象者にはならぬ、こういう状態の人たちが各町村に幾ばくかもいる、はずであります。またおります。こういう人たちをやはり私ども年金制度の谷間に置かれた人たちといふ親切さがあつてしかるべきだ、こう思いましたから、具体的に検討すべき時期に来ていていると思うし、まだかなり社会的な要請だと受けとめていますが、これに対する対策をお持ちでしようか。

○森整(政府)委員 一つは昨年の制度改正で、使用収益権の設定でも経営の移譲を考えますといふ制度改正を行つたわけでございます。そういう点も踏まえまして、現実にいま先生が御指摘のようなものにお答えできるだけのデータを持っておりません。しかし逆に、したくてできないという理由、いろいろございましょうけれども、第三者への移譲はともかくといたしまして、いまの加入者がどれだけ後継者がいるかというのは傍証的な資料はございますが、たとえて申しますと八六%程度は後継者がいるようでございます。少なくともいると思つてゐるようでございます。そういうことから考えますと、どういうふうな調査をやつたらよろしいかまだいきますぐにお答えできません。それから、またよけいなことを言うと言われる

されませんけれども、先ほどの先生のお話の中では出てまいりました問題の基本的な問題、農業年金のあり方の基本的な問題につきましてちょっとと私の考え方だけ申し述べさせていただきますが、やはり国民年金制度というものがあるわけですが、それが成熟しつつあるわけでございます。またそれが成熟しつつあるわけでございます。それと別に農業者年金を創設をすると年金と老齢年金の比較がなされておりました。これは非常に重要なことなんですね。いろいろ意見を聞いてまいりますと、せつかく経営移譲年金をもつておまえだめではないかというふうに御指摘になりましたけれども、私どもはそれは非常にむずかしい問題ではあるけれども、農業の実態からすればそこは調和を図らなければいけないのでないか、こういう観点から検討を進めてまいりました。いかに、どういふうに考えておるわけでございまして、若干補足をさせていただきたい。

○島田(農林)委員 その議論をすると一時間ぐらいかかるでしようけれども、私はいま森局長が後で補足をしたから、その点はもう少し別の機会に譲らなければきょうの時間の中ではほかのことを聞けなくなつてしまつたのであります。そこで、時間がなくなりましたから、あすまたやり直さなければいけないのですから、これは非常に短い、もう少し長くせよという意見も中にはあるわけなんですね。長くすると、いうことがいか悪いかの議論は、いろいろ計算をしてみないとわからない内容もありますけれども、その言われておる御意見の裏には、いまの年金制度に対する不満をぶつけているのだと思うのです。ですから、そういう点なども含めて検討すべきではないかというふうに思います。

最後に一つだけ聞いておきます。

これは、政策的意図を持つた年金の制度だとうふうになつておりますが、昨年以降、新しくつくられたいわゆる任意加入制度も含めて、政府が意図し、計画したとおり、つまり期待値どおりに果たして進んでいるかどうかという点については、いろいろな資料が出されておりますけれども、私は、そとはなつてないよう思います。その点は、あす、また具体的に数字を挙げて指摘をしたいと思いますが、大臣、これが意図したところに評価をされているのですか。

午後六時四十四分散会

りは高いということは申し上げられると思います。この傾向というのはもう御説明を申すまでもないと思いますけれども、ただ逆に、極端なことを言いますと、若返りなり農地の細分化防止という点では、少なくとも一つの支えになつておるという評価を私はいたしております。

○島田(農林)委員 農林年金の問題はあすにさせてもらいません。せつかく局長以下待機願つたのであります。せつかく局長以下待機願つたのであります。時間がなくなりましたから、あすまたやり直さなければいけないのです。農業者年金の手続きもやりますので、あすはもう少し具体的な点を挙げてやりたいと思いますが、きょうはこれで終わらたいと思います。

○山崎(平)委員長代理 次回は、明十八日水曜日前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○森整(政府)委員 ちょっと私から御答弁申し上げますが、まだ一年しかたつておらないわけでございます。そこで日なお浅くというふうに御答弁をいたさざるを得ないわけですが、ただ、今までの実績だけを見ますと、九割は後継者への移譲、八%程度は第三者への移譲になつておる。その場合、第三者移譲は北海道の方が内地よ